

寄	贈
フ ス ト ス ・ ナ サ リ オ	平 成 年 月 日
氏	

博 士 論 文

公民館における生涯教育理念・事業の普及に関する研究

提出者：筑波大学大学院博士課程教育学研究科

ブストス・ナサリオ

1988年12月

公民館における生涯教育理念・事業の普及に関する研究

序章	本研究の目的と方法	
第一節	本研究の目的と意義	2
1.	本研究の目的	2
2.	本研究の意義	3
第二節	先行研究の検討と問題の限定	4
1.	公民館に関する先行研究	4
2.	本研究における問題の限定	10
第三節	研究方法	11
1.	主な概念の定義	11
1)	生涯教育の定義	11
2)	普及の定義	12
3)	公民館の定義	13
2.	調査方法	15
1)	公民館調査及び公民館長調査	15
3.	本論文の構成	17
注		18
第一章	公民館の歴史と現状	21
はじめに		22
第一節	公民館の歴史	23
1.	公民館構想の源流—明治・大正時代—	23
2.	公民館に相当する先駆的社会教育施設	25
3.	現名称〔公民館〕の起源	28
4.	公民館についての寺中提案と公民館の誕生	29
5.	公民館設置をめぐる地方の反応	33

6. 社会教育法の成立と公民館	39
7. 公民館の整備と拡充	43
第二節 公民館の現状	50
1. 今日の公民館	50
1.1 公民館数	50
1.2 公民館職員数	51
1.3 公民館施設の現状	51
1.4 事業活動及び利用状況	51
2. 生涯教育関係答申と公民館	53
まとめ	59
注	63
第二章 公民館における生涯教育理念・事業の普及程度	67
はじめに	68
第一節 生涯教育と公民館	69
第二節 公民館における生涯教育理念・事業の普及状況	78
1. 全体的傾向	78
1.1 生涯教育の啓発と基本方針等への生涯教育の導入	78
1.2 学習情報提供と学習相談	81
1.3 構造的なプログラムによる事業の展開	84
2. 生涯教育理念・事業の普及過程	86
2.1 時間的な普及過程	86
2.2.空間的な普及過程	91
3. 公民館における生涯教育推進程度とその促進要因	96
3.1 地域関連要因	97
3.1.1 所在地区	97
3.1.2 所在市町村	98
3.1.3 地域の特性	99

3.1.4 当該市町村の人口	99
3.1.5 サービス・エリア人口	99
3.2 施設関連要因	101
3.2.1 館の特性	101
3.2.2 建物の延べ面積	102
3.2.3 年間事業費	102
3.2.4 専任の指導系職員数	102
3.2.5 専任の事務・技術系職員数	104
3.2.6 開館年	104
3.3 館長関連要因	105
3.3.1 館長の特性	105
3.3.2 館長のマス・メディアへの接触	107
4. 公立施設での普及の促進要因	108
注	113
第三章 公民館における生涯教育理念・事業普及の促進要因の分析 —数量化Ⅰ類を利用 して—	115
第一節 分析の方法と要因の選択	116
第二節 生涯教育理念・事業普及に影響を及ぼす要因	119
注	124
結章 研究成果と公民館の活性化	125
1. 研究成果と今後の課題	126
2. 公民館の活性化と可能性	128
注	131
付 録	132
1. 公民館調査票及び公民館長調査票	133
2. 表・図	146
3. 公民館関係年表	173

序 章

本研究の目的と方法

第一節 本研究の目的と意義

1. 本研究の目的

公民館は日本独自の社会教育施設であり、今日では生涯教育の施設として、さらにその改善、充実をはかる必要にせまられている。

この40年間に公民館は発達し、今日では約10500館、その分館や付帯施設を含めると約17500館にのぼっている。日本には市町村が約3250あるといわれているから、単純に考えると一つの市町村の中に二、三の公民館があり、その分館を入れると六施設程になるといえる。

このように公民館は発達したが、その過程では、公民館のあり方や性格、機能などについていろいろな考え方が出されてきた。そして、今日では生涯教育時代をむかえ、生涯教育施設としての公民館はいかにあるべきかが問題となっている。

そこで、本研究は、公民館の場合、生涯教育の啓発、公民館の基本方針等への生涯教育の導入、学習情報提供、学習相談、構造的なプログラムによる事業の展開などの活動がどのように普及しているのか、どの程度まで普及しているのか、いつから導入されたのか、誰の提案そして誰の推進によって採用されたのか、どのような要因が影響を与えたのか、どのような過程を辿って普及したのか、公民館での普及過程では、館長はどのような役割を果たすのかを探り、生涯教育施設としての公民館のあり方を明らかにすることにした。つまり、本研究の主要な目的としては次のようなものが挙げられる。

1. 公民館における生涯教育理念・事業の普及程度や普及過程とその促進要因を探ること。

2. 公民館の生涯教育的活性化の可能性を探るとともに提言を行うこと。

ところで、公民館を対象としたのは以下の理由による。

- A) 日本の社会教育施設の中で最も多く、また、最も多目的であり、最も重要な施設であると思われる。

- B) 公民館は、日本固有の施設であり、その地域の社会教育活動を最も適切に反映する機構である。

- C) 母国では公民館のような施設がないため、公民館の特徴を把握すれば、メキシコの生涯教育施設を考える上で大きな参考になるとと思われる。

2. 本研究の意義

では、なぜ公民館における生涯教育理念・事業の普及過程の研究を行うのかということについて述べることにしよう。

公民館における生涯教育理念・事業普及の研究の意義を、筆者は次のようにおさえている。

日本では、生涯教育に関しては実践の段階に入ったといわれているが、各地域レベルではこれまで具体的な運営計画が未だ明確でなく、開発が求められている。そのような状況の中で、最近では生涯教育に活用できる地域の教育関連施設の再編成を図りつつ、生涯教育を推進しようとする動きがでてきている。そのような施設の中で、特に重要なのは公民館であり、その活性化が求められている。しかし、生涯教育の観点からの全国的な調査研究も行われておらず、その手がかりがつかめていない。従って、本研究のように、生涯教育理念・事業の普及という視点から公民館の今日的意義を見直し、新しい生涯教育時代に対応した公民館の在り方について検討することが必要なのである。

今後、公民館における生涯教育理念・事業の普及の必要性はますます高まるであろう。その場合にも、いかなる要因が働けば普及が促進されるのかということが明らかにされていけば、生涯教育の推進にプラスになることはいうまでもないであろう。本研究で普及の促進要因を探ることは、そのような生涯教育の推進という実践面への貢献をめざすものである。

日本の公民館における生涯教育理念・事業の普及過程と普及の促進要因をさぐることは、メキシコの生涯教育施設を考える上でも、きわめて興味深い。勿論、メキシコと日本を直接比較することはできないが、文化的背景が異なることを考慮しつつ、生涯教育の普及についての1つの事例とみれば、今後、メキシコでの生涯教育の充実をはかる方策の立案に多くの示唆を与えてくれる。たとえば、生涯教育理念・事業の普及過程は日本の公民館はこうだが、メキシコの場合はどうなるか、普及の促進要因は日本の公民館の場合はこうなっているが、メキシコではどうか、といったことを考えただけでも、メキシコでの生涯教育理念・事業の普及についての研究をする手がかりを得ることができるのである。

第二節 先行研究の検討と問題の限定

1. 公民館に関する先行研究

公民館に関する研究は多様かつ多目的的であり、その数も膨大である。たとえば、「公民館月報」、「文部時報」、「社会教育」、「教育と社会」、「月刊社会教育」などの雑誌を検索すると、1948と1954年の間に 173、1955-1959 年に 57、1960-1964 年に 64、1965-1969 年に 62、1970-1974 年に 56、1975-1979 年に 108、1980-1985 年に 152の論文が執筆されている。それ以外に単行本や報告書、学会年次報告書や大学紀要などにおいても、公民館に関する白書・事例研究報告・論議・論争は多い。

本論文では対象を昭和 39(1964) 年以降の大学の研究紀要に絞り、これらのすべてについての検討をすすめていきたい。このことによって、とりあえず大学レベルでの研究報告の検討が可能になると思われる。もちろん、この節で検討するものを他の章・節において重ねて検討することはしない。これは、たとえば、「公民館の歴史と現状」という第一章では、ここでこれから取り上げる論文を再び対象とすることはない、ということである。

大学の研究紀要の論文は、次のように課題別に整理することができる。

- A. 歴史（山本⁽¹⁾、佐藤⁽²⁾、上田⁽³⁾、菅井⁽⁴⁾）
- B. 職員の専門性（柳⁽⁵⁾、国生⁽⁶⁾）
- C. 財政（猪山⁽⁷⁾）
- D. 運営（稲生⁽⁸⁾、吉川⁽⁹⁾）
- E. 研究方法論（福尾⁽¹⁰⁾）
- F. 機能（宇佐川⁽¹¹⁾）
- G. 地域性（高倉⁽¹²⁾、大前⁽¹³⁾、国生⁽¹⁴⁾、国生⁽¹⁵⁾、佐藤⁽¹⁶⁾）
- H. その他（菅原⁽¹⁷⁾、国生⁽¹⁸⁾、正・新出⁽¹⁹⁾、水谷⁽²⁰⁾、佐藤⁽²¹⁾）

以上のような論文の例を挙げながら、以下、検討をすすめていくことにする。

A. 歴史

上田⁽³⁾ は初期公民館における配置の特性を論じて、「構想」としての公民館設置、公

民館構想における公民館設置場所、社会教育振興施策における公民館設置、初期公民館傾向、公民館設置の地域的展開、学校との「併設」公民館などのような課題を挙げている。その中で上田は、初期公民館の設置の特性を「青空公民館」とか「看板公民館」とかいう言葉で表している。すなわち、彼は、公民館は「施設でなく活動である」とし、初期公民館の多くが物的施設をもたない「青空公民館」と、ある施設（館）—公有、半公有、あるいは私有とを問わず—に間借りする「〇〇公民館」の形をとって、地域定着をすすめていったということを述べているのである。

上記の公民館の歴史に関する論文の全てを分析すると、公民館のあゆみには次のような転換点があったとされている。

- ・公民館の初期（昭和21年）
- ・社会教育法成立期の公民館（昭和24年）
- ・「進展する社会と公民館の運営」（文部省作成資料）の時期（昭和38年）
- ・「公民館のあるべき姿と今日的指標」（全国公民館連合会作成資料）の時期（昭和42年）
- ・「急激な社会構造の変化に対象する社会教育のあり方」（社会教育審議会答申）の時期（昭和46年）
- ・「生涯教育について」（中央教育審議会答申）成立期の公民館（昭和55年）
- ・「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」（全国公民館連合会作成資料）の時期（昭和59年）

しかし、本論文では、「公民館の初期」以前に前史があり、それをいくつかの時期に区分することが可能であるということを強調したい。すなわち、「公民館の初期」以前に、

- ・公民館構想の源の時期
井上亀五郎（明治32年）の時期
横井時敬（大正14年）の時期
- ・公民館に相当した先駆的社会教育施設の時期（明治～昭和時代の施設）
- ・公民館名称の起源の時期（昭和16年）
- ・「公民館の設置運営について」（文部次官通牒）（昭和21年）の時期

を設定することができるのである。

なお、第一章のまとめでは筆者は公民館のあゆみに関する新たな時期区分を提案した。

B. 職員の専門性

次に公民館職員の専門性に関する研究を検討してみる。

柳⁽⁵⁾は、社会教育職員の中でも、日常的に直接地域住民と接触する公民館職員の専門職化を中心に論じることによって、統一的な教育専門職論の可能性についても、若干の展望を開くことを目指している。柳は、公民館職員の活動の具体的内容としての「専門性」に必要な条件として、次の三つを挙げている。

a. 教育計画から個別的な学級講座編成に関わる学習内容編成に至るまで、成人の学習要求の把握とその教育的編成が求められていること。

b. 学習への組織・参加に関わって学習者たる成人の過去の学習経験、現代の学習意欲、価値観等の分析とそれに応じた有効な学習方法の案出ないしは提示が求められていること。

c. 学習の計画やその経過と結果の総括が、まさに社会教育の「自己・相互教育」の原則に則して、成人自身による検証をうけるものであること。

そして、彼は次のように述べている。

「この三つの課題を遂行すること、特に、成人の学習要求を把握すること、学習経験、意欲、価値観等を分析することは、まさしく、プライバシー尊重を重要な価値原則とする都市住民の生活パターンと著しく抵触せざるを得ない。ここにおける公民館職員と住民間の緊張関係こそ、専門職化という展望に対する最も基本的起動力をなすものと言わねばならない。」⁽⁵⁾ (152頁)。

今日のごとき学習情報提供と学習相談の時代において、このようなプライバシー尊重の問題はまさに大きな課題となってくるといえよう。

C. 運営

公民館の運営に関しては、吉川⁽⁹⁾は、次のように述べている。

- 「1. 公民館は町村民がその公民としての自覚に基いて、自主的に維持運営する。
2. 公民館は町村民の相互啓発により、その教養文化を高め、親睦交友を深め、町村自治向上の基礎となる機関である。

3. 公民館の管理者は町村長である。
4. 公民館の運営主体は公民館委員会である。
5. 公民館の事業執行者は館長及び職員である。
6. 公民館委員会は原則として全町村民の選挙により選出される。
7. 館長は公民館委員会から選任され、その推薦によって町村長が囑託する。
8. 公民館主事は、館長が公民館委員会の意見によって選定し、町村長が囑託する」⁽⁹⁾ (152頁)。

これによって公民館組織と運営の基本的性格がわかるが、公民館の運営に関しては、感想を述べたものが多く研究論文は少ない。

D. 研究方法論

公民館研究方法論の研究をまとめてみると、公民館論は数多く出されていても、全体的視野に立った科学研究はたちおけているといつてよいであろう。公民館の研究方法論に関する論文も少ない。

E. 地域性

公民館の地域性に関しては国生⁽¹⁴⁾は次のように述べている。

「初期における公民館は、社会教育に限定されることなく、町村づくり、産業復興から地域住民の社交娯楽の機会提供まで、非常にはば広い役割を果たしていた。農村地域の住民の連帯感、一体感を基礎に、各種行政機構の未整備を補充しカバーして、活動を展開してきた....中略....しかし、昭和24年の社会教育法制定により、公民館活動の性格に若干の変更がもたらされる。町村の「茶の間」としての教育福祉総合施設から、社会教育総合施設へと変貌していく。社会教育法による公民館の目的の規定のしかたが、「教育、学術及び文化」を強調し、そのことが活動を画一化したという面は否定できないが、同時に、社会的混乱がようやく終息し、又他行政の成果も顕著になるにつれて、社会教育施設たる公民館の活動も又他行政の領域を侵すことなく、社会教育に限定されていくという点は否めない。換言すると、行政セクショナリズムが台頭したということの意味する。公民館の主要な役割は、住民の学習活動と社交娯楽の

場限定されていたのである。しかし、農村地域重視に関しては依然として変わることなく継続していた。この点が大きく変わるのが、町村合併以後の問題であり、特に端的には、高度経済成長政策以後のことである。」⁽¹⁴⁾ (1頁)。

このような指摘は、公民館の性格を検討する上で重要な意味をもっている。それ以外には、あまりみるべきものはないように思われる。

F. その他

その他色々な報告があるが、ここで佐藤⁽²¹⁾の研究について述べておくことにする。

佐藤は、公民館の現状(1984年現在)についての研究をもとに、公民館は今後どのような形で存続しうるのか、住民にとってもっとも身近な地域における教育・文化事業のセンターとして公民館が果たしてきた基本的役割を維持・発展させていくためにどのような新たな課題にとりくむ必要があるのか、ということを探ろうとした。

上記の問題を考察するために、佐藤は、埼玉県の公民館実態調査に基づき、その現状を明らかにしようとした。また、現在、公民館の現場で働いている職員が、公民館の独自の役割と発展の可能性をどのように認識しているかという主体の側の現状についても、可能な範囲で調査を行った。その内容として、①公民館の条件整備、②予算、③公民館職員態勢及び研修、④公民館の事業、⑤運営、などを挙げている。その結論として、彼女は次のように述べている。

「埼玉県の公民館は、本館設置数及び、専任職員総数が全国第一位、職員総数が長野県について第二位という数字に示されるように、相対的にみて公民館を中心とする地域社会教育態勢の整備が進んでいる地域である。相対的には住民にとって身近な社会教育施設に恵まれた地域といえよう。....中略....公民館運営における住民参加の問題について、県内の公民館は全般にたちおくれの現状にあることが明らかとなった。特に、公民館運営審議会による代表参加制度以外に、直接住民の声を聞きながら事業計画や館の運営をおこなうという参加のあり方を日常的に取り入れている公民館はごく少数にとどまっている。....中略... 埼玉県の公民館は、この十年間に施設設備が著しく進み、職員態勢についても一定の整備がなされてきた。」⁽²¹⁾ (113-114頁)。

これは、1984年頃の公民館一面をよくとらえているように思われる。

このような先行研究をみると、いままでは、公民館における生涯教育に関する研究がなされていないし、また、理念・事業の普及過程の観点からみた公民館に関する研究もなされていないということがわかる。また、公民館に関する理論的言及はこれまでに数多くなされてきたものの、全国の公民館の実態調査を行ったものはまだない。

このような研究動向をみると、公民館の生涯教育的活性化のためには、まず全国規模での実態調査を行い、生涯教育理念・事業の普及過程とその促進要因を明らかにする必要があることがわかるであろう。本研究は、このような検討にもとづいてテーマを設定し、日本で最初の公民館全国調査を行うことによって、研究目的を達成することにしたのである。

2. 本研究における問題の限定

さて、研究目的で述べたような普及過程あるいは普及の促進要因を解明するといっても、また、生涯教育の普及程度あるいは学習情報提供・学習相談の普及状況を明確にするといっても、そのすべてに及ぶことはできない。普及過程の研究には、さまざまな面があり、(例えば、普及速度、革新性と採用者カテゴリー、オピニオン・リーダーの特性等)今ここでそのすべてをみることは無理であると思われる。また、生涯教育の普及程度についての研究を行う場合には、生涯各期の教育や婦人教育、労働者教育、学校教育の生涯教育化あるいは生涯教育のための条件整備や生涯教育内容・方法等の面があるが、そのすべてを検討することも不可能である。

そこで、本論文では、生涯教育理念・事業の空間的な普及程度と時間的な普及過程、そしていくつかの普及の促進要因についてのみ検討することにした。そしてまた、生涯教育の理念・事業については、生涯教育の啓発、基本方針等への生涯教育の導入、学習情報提供、学習相談、構造的なプログラムによる事業の展開という項目のみをとりあげることにした。いいかえれば、これらが全国の公民館にどの程度まで普及しているのか、いつから導入されているのかを明らかにし、また、これらの提案者・推進者、促進要因を探ることにしたのである。

なお、これらの項目をとりあげた理由を述べれば、生涯教育の啓発の必要性や学習情報提供、学習相談体制の整備・充実の必要性は、昭和56年の中央教育審議会答申「生涯教育について」で提言されており、構造的なプログラムによる事業の展開は、公民館の全国組織である全国公民館連合会が「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」(昭和59年)を提言した時の中心となるものだからである。なお、基本方針等への生涯教育の導入は、生涯教育の考え方が公民館へ導入されているかどうかをみるために採用された。

第三節 本研究の方法

1. 主な概念の定義

1) 生涯教育の定義

生涯教育 (Lifelong Education) という用語は、1960年代以後、急速に全世界に普及したり、それに関する多くの論議・論争・提案等が現れるに至った。それらを見ると、生涯教育の可能性、実現性、必要性の検討に関するものが多い。したがって、ここではそのような論を繰り返す必要はないであろう。そのような中で、生涯教育についてさまざまなことがいわれてきたが、生涯教育の概念・定義には、対立と混乱がある（例えば、生涯教育は今日の教育の問題すべてを解決しうる万能薬とする見方がある一方、生涯教育を成人教育・社会教育として理解する人もある）。その混乱の拡大を防ぐために、ここでは中央教育審議会の「生涯教育について」という答申での定義を使っていきたいと思う。それは、以下の通りである。

「今日、人々が自己の充実や生活の向上のため、その自発的意思に基づき、必要に応じ自己に適した手段・方法を自ら選んで行う学習が生涯学習であり、この生涯学習のために社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ、総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である....中略....言い換えれば、生涯教育とは、国民の一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯（人間の乳幼児期から高齢期に至る生涯のすべての発達段階）にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である。」⁽²²⁾

以上が生涯教育の定義である。

なお、本論文でいう「生涯教育理念」ということばについて説明を補足しておきたい。「理念」ということばには、普通、哲学的な意味が含まれているが、ここでは上でみたような「生涯教育」の考え方と、その上に教育制度全体が打ち立てられるべき基本的理念ととらえておくことにしたいと思う。

2) 普及の定義

「普及」という用語は、諸領域に影響を与えるため、その定義はさまざまであるといえる。しかし、ここでは、社会学による定義を検討することにしよう。

社会学の観点からみると、「普及」(diffusion)とは、文化の特徴・システムが拡大される過程であり、一つの地域で受け入れた発明や新たな制度が他の地域でも受け入れられる過程である⁽²³⁾。この意味においては、普及は、他の社会プロセス、すなわち文化変容(異質文化との接触による)や伝統(文化遺産)、発明に関わるといえるであろう。これについて、Kroeberは、次のように述べている。

「一方では、普及も伝統(tradition)や文化の特徴を一つのグループから他のグループに伝える過程である。しかし、伝統は、ある民族の一つの時代の人々から次の時代の人々にその文化を伝えるということであり、普及は一つの民族の文化を他の民族に伝えるということである。したがって、伝統の要因は時間であり、普及の要因は時間と空間である。これに反して、発明(invention)は、新しい文化の内容や構成を生む。すなわち、伝統は文化の保存、普及は文化の保存と拡大、発明は新しい文化の創造に関わる。」⁽²⁴⁾

これをまとめてみると、伝統と普及が文化の歴史の保守的な要因である一方、発明は新文化の創造の要因であるといえる。

本論文では、このような定義(ある地域で受け入れた事業が他の地域でも受け入れられる過程)を利用して、序章で述べた「公民館に関する調査」を手掛かりに全国的に公民館における生涯教育啓発、基本方針等への生涯教育の導入、学習情報提供、学習相談、構造的なプログラムによる事業の展開などの活動がどの程度まで(状況)普及しているのか、いつから導入されたのか(時間的な普及過程)、また、どのように普及したのか(空間的な普及過程)を探ることとする。

3) 公民館の定義

次に公民館のとらえ方であるが、本論文では、社会教育法第5章第20条による公民館の定義を使用していきたいと思う。それは、つぎのとおりである。

「公民館は、市町村の一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」⁽²⁵⁾

なお、英語での公民館の呼び方についてもここで検討したいと思う。

これまでは公民館を「Public Hall」と呼んでいるが、The Concise Oxford Dictionaryによれば、「Hall」とは、「Large public room in palace etc.; mansion, large residence; building set apart for residence or instruction of students, common dining-room in English colleges; large room for public business」⁽²⁶⁾ という意味である。また、Idiomatic and Syntactic English Dictionaryによれば、「Hall」とは、「The hall was a large public room used for receptions, banquets, etc. Today the word 「Hall」 is used of the largest room in a palace or big house, chiefly for dining; a large building for entertainments, public meetings, etc; a large building used for public purposes or public business, as a town (city) hall。」⁽²⁷⁾

このような定義をみると、「Hall」という言葉は Public という意味も含んでいるということがわかる。すなわち、Public Hall という呼び方には冗語法 (redundancy) があり、特に教育的な意味を持っているわけでもない。とすれば、Public Hall という呼び方は適当ではないといえるであろう。そのために、ここで「公民館」のための新しい呼び方を提案したいと思う。それは、「Japanese Community Education Centre (JACEC)」という名称である。

この名称なら、公民館が日本固有の施設であるという意味を含むとともに、社会教育法のいうように「市町村の一定区域内の住民のために、教育、学術及び住民の教養の向上、生活文化の振興の増進に寄与することを目的とする」こと表すことができる。

もちろん、他の名称、たとえば「Japanese Community Lifelong Education Centre (JALC)」も考えられるが、近年「生涯学習センター」〔Japanese Lifelong Learning

Centre (JALC)] がつくられるようになりつつあるため、JALEC という呼び方を使用すると、混乱が生じると思われる。

2. 調査方法

1) 公民館調査及び公民館長調査

本論文では、公民館についての理解を深め、これからのあり方をさぐるために、公民館を歴史的に検討した上で、公民館での生涯教育の理念・事業がどの程度まで普及しているのか、普及を促進する要因は何かを明らかにするために全国調査を行うことにし、実施した。そこで、ここでは調査方法についてあらかじめ述べておくことにしたい。

A) 調査の対象 全国公民館及び公民館長

B) サンプルの抽出

全国公民館連合会編「全国公民館名鑑」(昭和60年)を使用し、記載されている10,578館の中から無作為抽出(系統抽出)によりサンプル2,000を抽出した。調査は「公民館調査」と「公民館長調査」の2種類に分けて行ったため、サンプルとしては、公民館及び公民館長各2,000である。

C) 調査方法 郵送法

D) 調査実施時期 昭和61年9月25日～昭和61年10月10日

E) 調査票の回収

公民館調査 回収数 1,270 (有効回収数 1,263)

回収率 63.5% (有効回収率 63.2%)

公民館長調査 回収数 1,282 (有効回収数 1,275)

回収率 64.1% (有効回収率 63.8%)

なお、公民館調査と公民館長調査の両方に回答があったのは1,217館(有効回収数1,210)、回収率60.9%(有効回収率60.5%)であった。

F) 回答のあった公民館の概要

① 回答館は中央館31.4%、地区館63.4%、分館2.1%、不明3.1%であった。

② 専任の公民館主事等の指導系職員数は、0人が30.1%、1人が36.7%、2人が12.0%となっており、3人以上は12.0%であった。

③ 専任の事務・技術系職員数は、0人が41.5%、1人が26.1%、2人が9.8%となっており、3人以上は6.7%であった。

- ④ 建物の延べ面積は、330 ～ 500 m^2 が 20.0%、500 ～ 750 m^2 が 18.1%、750 ～1000 m^2 が 10.2%、1,000 ～1,500 m^2 が 14.0%、1,500 m^2 以上が 14.7% であった。なお、330 m^2 未満は 15.4% である。
- ⑤ 公民館の所在地域の特性をみると、農林漁業地域は 54.5%、住宅地域（団地を除く） 14.7%、商業地域 13.6%で、工業地域は 1.2% であった。

G) 公民館長の横顔

- ① 回答のあった公民館長の年齢は 60 代が最も多く 42.2%で、50 代は 33.3%であった。
- ② 専任の公民館長は 46.3%、兼任は 50.0%であった。
- ③ 館長としての在職年数は通算で 5年以上が最も多く 28.1%、次いで 1年が 24.9% 2年が 19.2%、3年が 13.6%、4年が 8.6% となっている。
- ④ 社会教育主事の資格を有する館長は、9.8%であった。

3. 本論文の構成

本研究では、本章第一節1で述べた目的を達するために、まず、公民館の特性を歴史的観点から検討する。そして、公民館での生涯教育の理念・事業はどの程度まで普及しているのかについて、その把握のために行った調査をもとにして、その傾向を明らかにすると同時に、それに影響を及ぼすいくつかの要因も解明する。さらに、林の数量化Ⅰ類を利用して、生涯教育の理念・事業の普及に影響を及ぼす各要因の影響力について検討を行う。そして、最後に研究成果をまとめ、公民館の生涯教育的活性化に関する提言を行うことにしたいと思う。

(注)

序章 本研究の目的と方法

- (1) 山本健慈 「近畿公民館主事会の軌跡——結成(1957年)から1961年までを中心——」 『和歌山大学教育学部紀要教育科学』第30集、1981。
- (2) 佐藤三三 「“村づくりと社会教育”の戦後史——初期公民館時代——」 『弘前大学教育学部紀要』第47号、1982。
- (3) 上田幸夫 「初期公民館における“併設”配置の特性——初期公民館の地域定着過程の研究」 『東洋大学文学部紀要』第36巻教育科学・教職過程編第8号、1982。
- (4) 菅井和子 「公民館の設置運営に関する研究——公民館の誕生——」 『日本大学教育学会教育学雑誌』第20号、1986。
- (5) 柳治男 「公民館職員専門職化に関する一考察」 『熊本大学教育学部紀要人文科学』第22号第2分冊、1973。
- (6) 国生寿 「公民館主事の専門性について——その設置と職務をめぐって——」 『人文学』第137号、1982。
- (7) 猪山勝利 「現代公民館の財政的考察」 『九州産業大学教養部紀要』第6巻第一号、1970。
- (8) 稲生勤吾 「公民館の成立基盤と運営に関する事例研究——船橋市西部公民館の事例——」 『青山学院大学文学部紀要』第14号、1972。

- (9) 吉川正通 「公民館の運営と住民の参加—公民館運営審議会の性格を通して—」
『社会問題研究』第30巻第2-4号、1980。
- (10) 福尾武彦 「公民館研究の視点——社会教育研究の方法論を求めながら——」『千葉大学教育学部研究紀要』第13巻6月号、1964。
- (11) 宇左川満 「公民館の機能について」『大阪学芸大学紀要- 教育科学』第7号、1970。
- (12) 高倉嗣昌 「住民の公民館利用とその意識——北海道栗山町の事例研究——」『北海道大学教育学部紀要』第16号、1968。
- (13) 大前哲彦 「公民館における地域性について」『京都大学教育学部紀要』第21号、1975。
- (14) 国生寿 「都市地域の公民館活動に関する研究(1)」『熊本大学教養部紀要人文・社会科学』第13号、1978。
- (15) 国生寿 「都市地域の公民館活動に関する研究(2)」『熊本大学教養部紀要人文・社会科学』第14号、1979。
- (16) 佐藤信一 「農村公民館理論の再構成——地域の教育力の回復と公民館——」『東北福祉大学紀要』第4巻第1号、1980。
- (17) 菅原辰幸 「公民館の利用圏と利用実態について——五日市公民館の場合——」
『広島工業大学研究紀要』第8巻第1号、1973。
- (18) 国生寿 「公民館における教育活動と実践活動——熊本県植木町原地区公民館の活動を事例として——」『熊本大学教養部紀要- 人文・社会科学』第15号、1980。

- (19) 正貞彦・新出昌明 「公民館におけるスポーツ事業のあり方」『東海大学体育学部紀要』第12巻、1982。
- (20) 水谷修 「社会教育事業計画に関する実証的研究——公民館における学級・講座の出席を規定する要因分析を通して——」『筑波大学教育学系論集』第8巻第1号、1983。
- (21) 佐藤一子 「公民館の現状と課題——埼玉県公民館実態調査報告」『埼玉大学紀要教育学部(教育科学)』第33巻、1984。
- (22) 文部省中央教育審議会「生涯教育について」昭和56年、中央教育審議会答申、19-20頁。
- (23) Kroeber, A.L. Diffusionism. In Edwin R.A., Seligman, J. Eds. The Encyclopedia of the Social Sciences, III, 1937.
- (24) Kroeber, A.L. 前掲書 190頁。
- (25) 社会教育法第5章第20条(昭和24年6月10日)。
- (26) Fowler, H.W., Fowler, F.G. The Concise Oxford Dictionary of Current English. 5th Ed. Oxford: Oxford University Press, 1911-1970, p.554.
- (27) Hornby, A.S., Gatenby, E.V., Wakefield, A.H. Idiomatic and Syntactic English Dictionary. The Institute for Research in Language Teaching. Tokyo: 1941, p. 477-478.

第一章

公民館の歴史と現状

はじめに

日本における公民館の正式な誕生は1946年であるが、社会教育の歴史をみると、公民館という名称はそれ以前にもあり、また公民館によく似た施設の構想などもあった。公民館は第二次大戦後に生まれた社会教育施設であるとはいえ、戦前にすでにその前史ともいえる歴史があったのである。

そして、戦後40年以上に及ぶあゆみの中で、公民館は社会教育の発展に重要な役割をはたしてきた。その歴史をみずに、今日の公民館を理解することは、とうていできないであろう。公民館の生涯教育的活性化を論ずるといっても、その歴史的背景を知らずしては現実に立脚した提言を行うことはできないにちがいない。

どの教育施設でも、その社会的な役割、構想、そして今後のあり方を明らかにするためには、その歴史と現状を明らかにしなければならない。そこで、この章では、公民館の構想の源流、その名称の起源、施設としての誕生、その後のあゆみ、現在の現状などについて述べることにしたいと思う。

第一節 公民館の歴史

1. 公民館構想の源流

社会教育史を遡ると公民館構想の源流を探り当てることができるが、筆者が調べた限りでは明治時代の公会堂の構想がそれに当たるように思われる。明治35（1902）年に井上亀五郎は「農民の社会教育」の中ではじめて公会堂の構想を述べているが、これが日本固有の施設である戦後の公民館の構想に似ているといえよう。

井上は、この著書の中で「農業を改良進歩せしむることの切要なるは論するまでもないことなるがなににしても教育・社会指導である。」⁽¹⁾ という。井上は、農民に対する社会教育の使命とは、農民の心性の理想的な育成、農民の習慣・風俗を守ること、農民社会の改良である、と述べている。

これらの使命の中でも、井上は特に「農民社会の改良」を促進させるために公会堂の設置を提案している。

「農民をして社交的動物たる本能を發揮せしめ社会的感情の調整を図る事あらば彼等の思想界はいよいよ拡充せられ彼等の感情は優美にしてしかも公共的となり彼等の意志は自己に偏在せず事宜によりて働き従いて彼等の生活はますます高尚にいよいよ純潔に赴かん是実に其如此ならしむるために公会堂を設置するの必要あるを見る。⁽²⁾ .. 中略 ... 可愛い子には旅をさせ、可愛い農民には公会堂を設けしむべし。」⁽³⁾

井上はこの著書の「農民社会の改良」という章の中で、戦後の公民館に近い公会堂の構想について述べている。それによると、公会堂は農民の〔公談場〕であり、彼らが談話・討議・演説を行う場である。また〔共同遊戯場〕でもあり、その庭園で角力・撃剣・柔術・体操などが行われる。さらに〔共同宴会場〕でもあり、ここで神聖にして規律ある宴会が開かれて私人宴会の模範にもなる。その上〔展覧会場〕でもあり、高尚なる音楽・舞踊の会場ともなり、幻燈会場にもなる。⁽⁴⁾

公会堂の構想を井上とは別の点から、またいろいろな機能を付け加えて、よりくわしく述べたのが横井時敬である。

横井時敬は、その著書「農村制度の改造」（大正14，1925年）の中で〔公会堂〕を提

案している。

「 公会堂は娯楽にたいして相当の設備をなすのである。幻燈・活動写真・音楽・講談・芝居など、相当に催し得らるるやうにするのが理想である。」⁽⁵⁾

「 戸外遊戯競技の場所も設けたいが、これは小学校の運動場を開放するのが、経済上より見て便利であらう。」⁽⁶⁾

「 公会堂には新聞、雑誌その他多少の図書を備えて文庫とするが宜しく、読書室にては村民自己の図書などを携え来たりて読むも宜しかるべきである。」⁽⁷⁾

「 和歌、俳句、川柳などの会は勿論公会堂で開くがよい。柔道、剣道などの道場また公会堂の一部に置くがよいに相違ない。」⁽⁸⁾

「 公会堂の一目的は従来の料理屋の革新にあるのである。従来の酒宴なる悪風俗を改むるには料理屋から改むるが捷徑である。」⁽⁹⁾

横井は、井上の構想に加えてここでは活動写真・幻燈・音楽会・講談・芝居などの開催や新聞・雑誌・図書の設置や読書室や料理屋などの設置などにも言及しているが、公会堂は国民の生活を向上させるためのものであるという点で、両者のイメージはほとんど同じものであるとあってよいであろう。

その後、昭和に入って、このような構想をより具体化したのが菅原亀五郎である。その著書「理想郷土の建設」(昭和4年)の中で、彼は「公民館」という名称を初めて使ったが、「理想郷建設の五型」(昭和7年)の中で次のように書いている。

「 理想郷土建設には次の五型式が考えられる。

- a) 市町村役場または部落中心
- b) 青年団体または教化団体中心
- c) 産業組合中心
- d) 青年学校及び小学校中心
- e) 公民館中心 」⁽¹⁰⁾

この「公民館」に関して菅原は次のような構想を述べている。

「 公民館とは「共同の家であり各階級における橋渡しとして各階級の方が隔てなく共同和楽するために、公民館に集まり、その館を利用する」もので、趣味面や娯楽面のほか経済的産業的諸施設を併せて、町村民の利用に供するものであるとして、次の

ような内容を含む。... 中略...

A. 順教育化的施設

第一分類 普通教育と精神教育

家庭科学、市民・国民・国際・産業・芸術・宗教教育

第二分類 身体的精神的教育

全地区運動日、遠足、登山、キャンピング、精神講座、修養会、図書館、
巡回文庫、公民講座、各種事務講座

B. 経済的産業的施設

授産施設、生産的施設、相談的施設（法律身上相談）

C. 隣友団体

成人団体 囲碁、時事研究、生産クラブ、謡曲

婦人団体 育児、生活改善、音楽

青年団体 珠算、簿記、洋裁、和裁

特殊青年団体 読書クラブ、音楽、雄弁、演劇⁽¹¹⁾」。

このようにみえてくると、明治の後半から大正、昭和初期にかけて、農村に公会堂ないしは公民館のような施設が必要だとする論があったことがわかるであろう。その構想は第二次大戦後の公民館と似ているところが多く、公民館の源流ともいえるものである。

2. 公民館に類似する先駆的社会教育施設

以上はあくまでも構想にすぎない。それでは実際に公民館ないしはそれに類似する社会教育施設はなかったのでしょうか。官坂広作⁽¹²⁾によれば現在の公民館に類似した社会教育施設には次のようなものがあったといえるであろう。

まず第1に明治30(1897)年に片山潜によって創設された〔キングスレー館〕がある。その事業内容は幼稚園・日曜学校・講演会・講習会などで、戦後の公民館と同じように教育事業も含まれている。これは公民館ではないが、先駆的な社会教育施設として公民館にも通ずる事業を行っていたことに注目する必要がある。

第2に、明治41(1908)年に東京神田に〔三崎会館〕および〔救世軍大学殖民館〕が創設された。これらでは講演、法律、身上相談、医療などの事業を行っている。この施設は社

会事業と社会教育の両方の機能を備えていた。つまり、それは戦後の公民館と同じような教育的・社会的機能をも備えていたのである。

第3に、明治44(1911)年に新宿柏木に〔有隣園〕が開かれた。これは児童遊園・幼稚園・児童クラブ・図書館などを備えた児童保護施設的な性格が強かった。やがて〔隣保館〕が作られるようになり、そこでの事業はひとくちに〔隣保事業〕と称されるようになった。このセツルメント・ワークの拠点として設けられた〔隣保館〕は、同時に総合的社会教育施設としても機能した。その事業内容は次のとおりである。

1. 育児知識の再教育機関（乳幼児・児童の健康相談・妊産婦相談）
2. 乳幼児保育
3. 学童の学校外教育（児童遊園・児童図書館・児童クラブ）
4. 徒弟教育（商工従業員の夜学, 女子裁縫夜学）
5. 各種相談（人事・法律・結婚・教育・職業）
6. 各種集会（戸主会・母の会・子供会・少年少女会）
7. 慰安・娯楽（運動会・共同旅行・映画会・音楽会・ピンポン）
8. 経済・厚生（授産・職業紹介・貯金奨励・消費組合・簡易治療）
9. 各種保護・救済事業の連絡・調査・研究

第4に、昭和3(1928)年には若尾金造によって〔南岳荘〕が山梨県中巨摩郡田之岡村に建てられた。これは、今日の公民館と同様に、地域の各種集団活動の会場となり住民の生活に対応した施設であった。ただし、それはキリストを中心とした“農村の社会教育館”であり、その点が今日の公民館とは違っていた。最初の一年間の主な事業は次のとおりである。

1. 開館当夜のキリスト教講演
2. 子供のためのクリスマス
3. 正月に帰郷した女工の歓迎会
4. 剣道
5. 青年のための講演会・雄弁会・自由討論会
6. 文芸会
7. 産業組合

8. 村の各種集会のための会場の提供
9. 処女会のためのマッサージ講習
10. 幼稚園
11. 日曜学校
12. 浴場公開
13. 浴後のラジオ・図書公開
14. 農事一般・人事一般の相談
15. 天気予報その掲揚
16. 月刊雑誌（土の親しみ）発刊による文書伝道
17. 活動写真・浪曲
18. 新婚夫婦招待祝福会
19. 手の平療法・歯痛の治療

第5に、昭和16(1941)年には、郷土教育施設として愛媛県温泉郡余土村に〔郷土館〕が建てられた。小規模の社会教育館として、図書館、郷土博物館、娯楽の施設などの機能を持ち、今日の公民館にきわめて近い施設であった。

さて、これまで述べてきた何人かの公民館構想や実際に建てられた施設の規模、目的、事業内容を検討すると、次のようなことがいえるように思う。

- A. 公民館には戦前に前史がある。
- B. 公民館の先駆施設は多くの観点（農業、宗教、教育、経済、社会主義、文化など）から作られたため広範囲の活動ができた。
- C. 現在の公民館の構想は、戦前に存在した施設の構想や実際の機能をかなりの部分で継承したものであろう。
- D. これからの公民館活動としての余暇活動振興・学習活動の援助・計画、学校との連携、学習情報提供・学習相談事業なども、依然としてそのような戦前施設の構想をかなりの部分で継承するものであるといえるであろう。

3. 現名称「公民館」の起源

これまでは公民館の構想及び先駆的社会教育施設について述べてきたが次に「公民館」という名称の起源、そして実際にこの名称を持っていた施設について述べることにする。

〔公民館〕ということばは、昭和21年 7月 5日の「文部次官通牒」以後のものであるとするのが定説であるが、前述のように菅原が昭和4年にはじめて〔公民館〕ということばを作って使用している。したがって、〔公民館〕という名称が出現したのは昭和4年だといつてよいと思われる。しかし、実際にこの名称を持った施設が、はじめて出現したのは昭和16年であった。それは、岩手県水沢市の水沢市公民館であった。

「自ら『公民館第1号』と称する岩手県水沢市の水沢市公民館（後藤新平記念公民館）の前庭には、つぎのような碑文を刻んだ石碑がある。」⁽¹³⁾

「本記念公民館は後藤新平伯爵の生前其知遇を受けたる読売新聞社長正力松太郎君が故伯の忠誠豪邁なる人格を永く地上に標置し以て薫化育英の源泉と為さんと欲し故伯の出身地水沢町を選んでこれを建設寄付したるものなり

昭和16年11月3日 水沢町」。

「正力松太郎が後藤新平伯の恩義に報いるため、昭和15年、水沢に記念施設を建設する計画をたてた当時は「記念公会堂」であった。しかし、建築制限のため公会堂建築が不許可になったので、当時建築許可事務の主管庁である商工省総務局長椎名悦三郎氏は、正力氏のたてた施設に「公民館」という名前をつけた。」⁽¹⁴⁾

この公民館の名称について「日本近代教育百年史 8 社会教育2」のなかで小林文人は次のとおり述べている。

「公民館の名称については、戦前においても例がないわけではない。たとえば岩手県水沢市公民館は1941（昭和16）年の創立になるが、公民館という名称がもちいられたのはまったく地域的個別的事情によるものであって一般の公会堂とほとんどかわらず、とくに固有の発想によるものではなかった。戦後、寺中作雄が公民館を提唱し始めるにあたって、その名称の由来を、当時復活されたばかりの文部省社会教育局内で、彼が公民教育課長であったことに求めることもあるが、とすればむしろ当時「公民教育」課が設置された状況のなかから、公民館の名称及び構想の背景をとらえ

ておくことの方が重要であろう。」⁽¹⁵⁾

寺中作雄が新しく構想した社会教育施設の名称を公民館としたことについて岡本正平はつぎのとおり述べている。

「寺中（社会教育法五周年に当たって——雑誌社会教育）は、「…公民館という名称を考えた時に公民教育課長であったからで、はじめから社会教育課長であったら案外社会教育館になったかも知れないし文化課長だったら文化会館としたかも知れない。公民館という名称にはそんなに深い意味はなかった」と言っているので、公民館という着想は偶然のことかも知れない。」⁽¹⁶⁾

現在の公民館という名称はこのような事情で生まれたとはいえ、すでにみてきたように戦前にその名称があり、その名称をつけた施設があったことだけは確かである。

4. 公民館についての寺中提案と公民館の誕生

それでは、戦後の公民館は、どのような構想にもとづいて作られたのか、どのような状況の中で設置されたのかを明らかにしてみるにしよう。

昭和21年度の長野県社会教育事業計画案には、新規事業として「公民館（仮称）の設置奨励」がうたわれている。また、21年4月24日から27日まで四日間、当時の東京女子高等師範学校で開かれた公民教育指導者講習会では、社会教育局長佐藤得二が「これからの社会教育はしっかりした施設において行わなければならない、そのために例えば公民館の如きものを市町村に施設する必要がある。」と強調し、文部省に公民館施設についての計画があることを明らかにした。⁽¹⁷⁾

しかし、戦後公民館の設置をはじめて提案したのは寺中作雄氏であった。昭和20年12月の「社会教育委員制度の復活」を話しあった局議において、寺中は次のように述べた。

「社会教育委員制の復活も結構である。しかし、社会教育委員だけで戦後の社会教育を担当させようとしても到底充分ではない。委員の活動は何といても個人的なもので、如何に立派な強力な委員が熱心に活動しても、その効果は知れたもので、熱心な委員の力で、一時的に社会教育が盛んになったとしても、その委員がいなくなれば直ちに火が消えたようになってしまう。私は社会教育委員制度の外に、その委員の働き

場所を提供することを考えなければならぬと思う。即ち社会教育の為の中心施設を各市町村に持たせ、同時に社会教育の事業を恒久的に継続して行うような機構を作って人と施設と事業とが併行して進むようにならなければ、社会教育の振興は期せられないと思う。そこで、私はその社会教育の中心施設として公民館というものを考えてはどうかと思う。公民館というのは、公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村民集会所、産業指導所を兼ねたようなもので、社会教育、自治振興、社交娯楽、産業振興、青年養成というような広汎な機能を総合的に推進する民主的な機構をもった施設にするのだ。」⁽¹⁸⁾

このような背景をもって、戦後の公民館は、1946（昭和21）年 7月 5日各地方長官あて文部省事務次官通牒 「公民館の設置運営について」のなかで提唱され、日本の新しい社会教育施設として設置が進められることとなった。

その通牒の中の「公民館設置運営要綱」では、町村社会教育の中核機関としての新しい公民館像を次のように打ち出している。

「1. 公民館の趣旨及目的

これからの日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力的に行動する習性を養う事である。そしてこれを基礎として盛んに平和的産業を興し、新しい民主日本に生まれ変わる事である。そのためには教育の普及を何よりも必要とする。わが国の教育は国民学校や青年学校を通じ一応どんな田舎にも普及した形ではあるが、今後の国民教育は青少年を対象とするのみでなく、大人も子供も、男も女も、産業人も教育者もみんながお互いに陸美合い導き合ってお互いの教養を高めてゆく様な方法が取られねばならない。公民館は全国の各村町に設置せられ、此処に常時に町村民が打ち集まって談論し、生活上産業上の指導を受けお互いの交友を深める場所である。それは謂わば郷土における公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関である。それは亦青年団婦人会などの町村における文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所でもある。この施設は上からの命令で設置されるのではなく、真に町村民の自主的な希望と協力とによ

って設置せられ、また町村自身の創意と財力とによって維持せられてゆくことが理想である。」

この公民館設置の状況に対して、岡本正平は次のように述べている。

「昭和 21 年 7 月といえば、敗戦のあとの混乱のもっとも激しいところであり、国民お互いが争いをいどみ合ったさわがしい混乱時代だった。この先日本がどうなるのか皆目見当のつかない混乱さの中に、この呼びかけはひどく清新なものにと感ぜられた。「金持ちも貧乏人も、男も女も集まって、談笑する村の茶の間である」などという構想も、ずいぶん甘い、一種の夢物語見たいにも感ぜられたがこれが受けたのは、こういうものを望んでいる人々が案外多かったからであろう。中でも喜んだのは、全国の社会教育関係者であった。終戦後文部省をはじめ各都道府県にも社会教育課が復活したが、予算もなく、何をしてよいかわからなかった時であっただけに、公民館の構想は、社会教育に一つの手がかりを与えたものとして、大変な喜びであった。」

(19)

たしかに、全国公民館連合会編「全公連25年史」がいうように公民館は「郷土再建の活動に結びついていた教育施設であり、村づくり、町づくり、産業指導の機関」として構想されたものであった⁽²⁰⁾。

鈴木健次郎は、次のように書いている。

「公民館の誕生は、戦後の社会教育に大きな影響を与えるものであり、新しい社会教育の性格を具体化し、過去における社会教育の弱点を是正したものである。新しい社会教育はこの公民館を中心に展開して、はじめて時代の進運にふさわしい姿をとることができるのである。」⁽²¹⁾

「公民館はつぎのような性格をもっている。①公民館は町村民が相集って教え合い導き合い、お互いの教養文化を高めるための民主的な社会教育機関である。②公民館は同時に町村民の親睦交友を深め、相互の協力和合を培い、以て町村自治の向上のために基礎となるべき社交機関である。③公民館は、また町村民の教養文化を基礎として郷土産業活動の振興をなす機関である。④公民館はいわば町村民の民主主義的な訓練場である。⑤公民館はまた中央の文化と地方の文化とが接触交流する場所である。⑥公民館は全町村民のものであり、全町村民を対象として活動するのであるが特に青年

層こそ新日本建設の推進力となるべきものである。⑦新しい時代の社会教育の性格が具体化されたものである。」⁽²²⁾

寺中作雄が公民館月報41号でつぎのように述べているのは、まさにそのような戦後の雰囲気をよく伝えているように思われる。

「日本に再び自由の朝がくる。おしつけられた自由の、6年間の夜があけて、開かれた自由の朝が、輝かしく、今まさに私達の前に訪れようとしている。... 中略... 自由の権利のみならず、国の自由を、今私達は双手に、がっちりと受けとめようとしているのだ。自由の喜びと一緒に、自由の辛さを私達はしみじみ悟ることもあることであろう。... 中略... いよいよ日本は、自由の試練時代から、自由の活用時代に入るのだ。もはや押しつけられない自由の果実を、人々の欲するままに料理、たべこなし、その味をきく場所が公民館である。」⁽²³⁾

このような初期の公民館構想が今日のそれとは必ずしも一致しないのは、戦後40年の歴史を考えれば当然ともいえるであろう。しかし、この「公民館の趣旨及目的」を今日の生涯教育の観点から見直してみると、公民館はつぎのことを大切にしていたといえることができる。

1. 生涯教育の普及の必要性（「公民館の趣旨及目的」の中の... 教育の普及が何よりも必要... 青少年を対象とするのみでなく、大人も子供も対象とする、という部分）の考え方。
2. 相互学習（みんながお互いの教養を高めてゆく）の考え方。
3. 複合施設（図書館... などの機能を兼ねた機関）的なあり方。

5. 公民館設置をめぐる地方の反応

このように公民館が誕生して総合的な施設として発足したが、市町村ではこれをどのように受けとめたのであろうか。次に、公民館設置がどのように推進され、どのような反対運動に出会ったのかについて述べてみることにしよう。

はじめに、公民館設置の推進状況について述べることにしたい。

「公民館の設置運営について」という通牒によれば、公民館はもともと町村民自身によって自主的に設置されることが望ましかったのであるが、実際はそのとおりにはいかなかった。その理由について、岡本正平は次のように書いている。

「さきにも述べたように、この運動をできるだけ、市町村民自身の中から盛り上げるように指導したが、実際には敗戦後の民衆の苦痛は公民館などに関心を持つほどのんびりしたものではなく、その日の食うことや、生活に追われている人々にとって無縁の存在であったのは当然である。下から盛り上げるなどということは、全く困難のことであり、そこには当然熱心な指導者を必要とした。町村長や、学校長、にも熱心家がたくさんいたが、中でも推進の中心は青年達であった。このころからくずれた青年団の建直しが各地で行われるようになった。「村づくりは公民館から」というようなスローガンを掲げて町村内を説いて廻ることになった。．．中略．．敗戦後の町村政の混乱がひどく、食糧難、インフレ、引揚者、疎開者の窮迫や、失業者復員者の帰村など一連の社会不安がどうにもならない状態であり、とくに農村の土地返還要求が全国で25万件も起きたというのであるから、その混乱は名状しがたいものであった。こういう荒んだ状態を一刻も早く平常にもどしたいという焦りはどこの町村長にも深刻なものがあつた。」⁽²⁴⁾

そのような状況の中で文部省は各地で公民館設置のための協議会を開き、盛んに啓発を行った。このほか、21年9月には民間社会教育団体20数団体による、公民館設置促進中央連盟が文部省のきも入りで組織され、この連盟が文部省と協力して全国的に設置促進運動を展開した。

「このようにいわば一時の方便のために公民館を設置しようとしたところもすくなくな

かった。 . . . 中略. . . このように、公民館は広はんな事業体として、各集団機関のもつ機能の総合的な役割を果たすものとして発足した。」⁽²⁵⁾

それでは、公民館設置の要請にこたえて、各地方にはどのような公民館建設の動きがみられたのであろうか。

このことについては、鈴木建次郎は次のように述べている。

「22年8月、すなわち公民館の提唱があってから丁度一年目の統計では、公民館設置の市町村の数は、全国で全市町村数の19.11%、24年4月現在では38%、3,978館その6月には4,179館の多きに達している。しかも各部落にそれぞれ分館の形で公民館がうまれているので、その数は既に一万以上になるものと考えられる。特に福岡県は99%以上の設置率をみせている。 . . 中略. . . 公民館として最も大きな影響は、公民館ができてから町村民が自らの問題として、郷土のことを考えるようになり、公民館を中心として、町村民の自由に活用し得る文化的機会が整備されるようになって町村民の新しい心の眼が開けて来たことである。」⁽²⁶⁾

さらに、全国公民館連合会編「全公連25年史」は、次のように述べている。

「昭和22年8月31日現在・文部省社会教育局社会教育課調べの「全国公民館一覧表」によると、各都道府県別の館数はつぎのとおりである。

北海道11、青森県26、岩手県23、宮城県100、秋田県22、山梨県7、福島県0、茨城県161、栃木県10、群馬県39、埼玉県69、千葉県11、東京都8
神奈川県9、新潟県8、富山県25、石川県71、福井県93、山梨県4、長野県120、岐阜県67、静岡県71、愛知県7、三重県39、滋賀県2、京都府144
大阪府21、兵庫県64、奈良県6、和歌山県70、鳥取県37、島根県15、岡山県58、広島県30、山口県26、徳島県28、香川県20、愛媛県27、高知県20、福岡県189、佐賀県40、長崎県34、熊本県81、大分県30、宮崎県7
鹿児島県26。 . . 中略. . . この時期における公民館の特徴は、①市町村財政の窮迫と建築資材の不足のために、施設をもたない、いわゆる「看板公民館」「青空公民館」が多く、②施設を通しての社会教育活動よりも、公民館“運動”に重点が置かれる傾向が強く、③公民館運動にあたる人々の中には復員軍人、外地引揚者などをはじ

めとする郷土復興の情熱に燃える人々が多かったことがあげられる。」⁽²⁷⁾

上記の公民館数を地区別に表したものが次表である。

表 1.1.1 地区別にみた公民館数
(昭和22年8月31日現在)⁽²⁸⁾

地 方	公民館数	率 (%)
北海道	11	0.6
東 北	178	9.0
関 東	307	15.5
北 陸	197	10.0
中 部	308	15.6
関 西	307	15.5
中 国	166	8.4
四 国	95	4.8
九 州	407	20.6
合 計	1976	100.0

この表1.1.1 はさらに次のような分布図に移しかえることができる。

図1.1.1 地方別にみた公民館数%

(昭和22年8月31日現在)

公民館数%

0 - 1

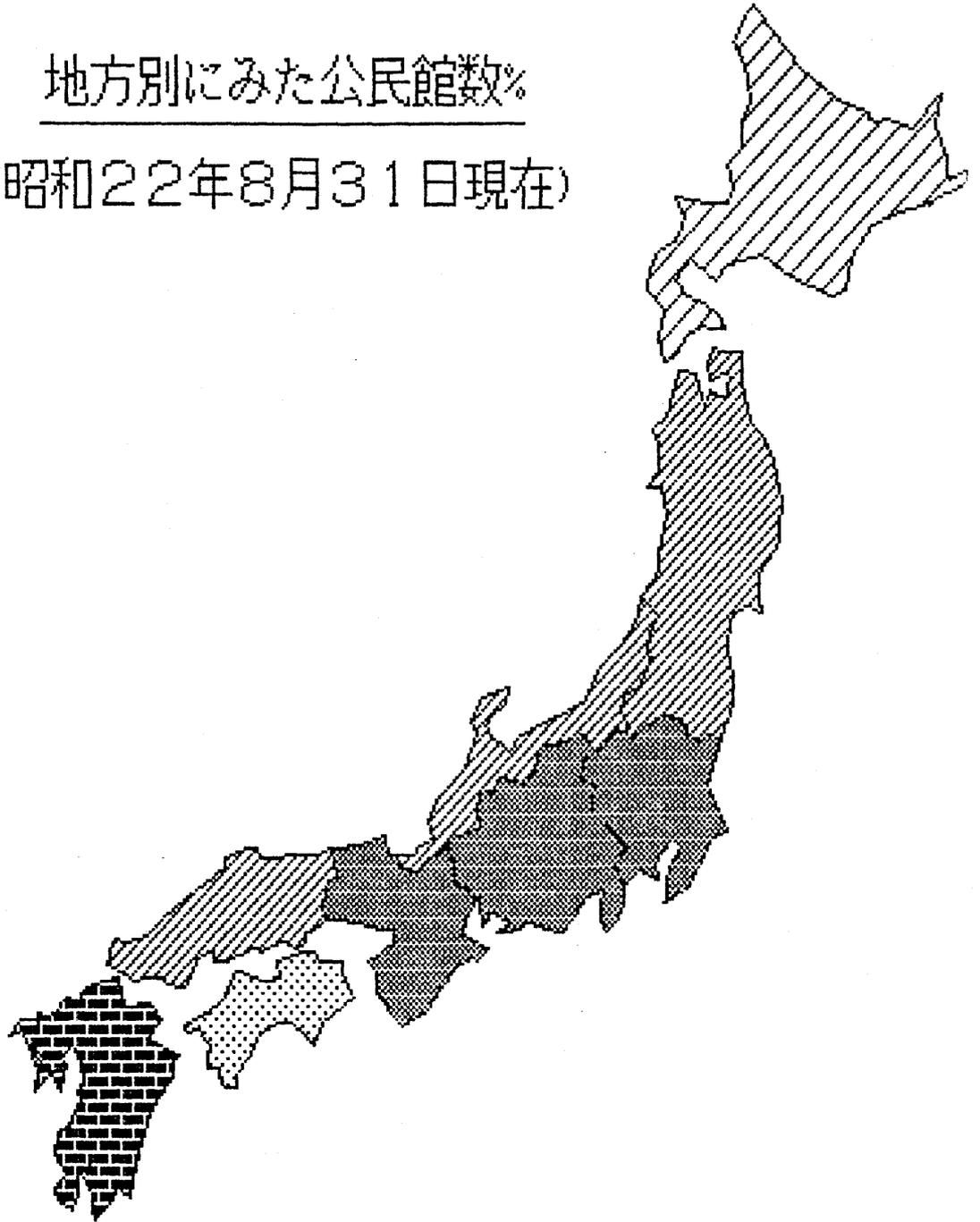
4 - 5

8 - 10

15 - 16

20 - 21

日本全図



これを見ると第一に九州、次いで関東、中部、関西などの地方において設置数が多い。
一方、北海道で少ないことがわかる。

このような公民館の設置状況をみながら、小林文人は、初期の公民館について次のように書いている。

「このほかに同年（S.22）末までの設置予定町村1,563、このうち、福岡、京都、福井、宮城等の県が設置率50%をこえていた。．．中略．．次官通牒が出されて二年あまりを経過した時点（四九年三月）における公民館総数は3,978館に達している。．．中略．．初期公民館がとくに生活福祉にかんする事業を多彩に実施したことは注目されてよい。たとえば簡易診療所経営、衛生活動、乳幼児検診、授産所活動、共同浴場、共同炊事、理髪部経営、身上相談所設置、公民館結婚式、児童遊園地設置、託児・保育活動、などをあげることができる。」⁽²⁹⁾

公民館に対する反対

上記のように公民館が各地に設置されていったとはいえ、各方面に最初から素直に受け入れられたわけではなかった。冷笑するものもあり、公民館に対する冷たい批評もあった。たとえば岡本正平は次のように述べている。

「公民館に対する反対は、そればかりでなく、同じ文部省の所管下にある図書館側からもあがった。公民館は当初から、図書館博物館の機能を併せ持つような総合的な社会教育施設として打ち出された。これが図書館博物館を刺激し、猛烈な反対となった。事実当時の図書館の多くはその機能が中絶しており、この構想が出たあと所によっては図書館をそのまま公民館に切りかえたものもあった。これは図書館にとって大問題であることは当然で、この対立はその後社会教育法の成立のころまで続けられた。公民館は社会教育の中核機関であり、これさえあれば他のものは必要としないというような公民館万能論の印象さえあったことは事実で、それだけに公民館の気負い立ち方も激しいものであった。

またこれとは別に公民館に対する反対というより、公民館のような直接民衆に接する機関が、文部省や官僚によって、指導されることは民主主義の根本理念に反するというようなことから、いわゆる進歩主義文化団体と称する側からの反対もかなりあり、それらの中心勢力である、民主主義文化連盟は公民館のかわりに「すべての町や村に人民文化会館を」という呼びかけでやったこともあったがこれは大した力にはならな

かったようである。」⁽³⁰⁾

このように、公民館設置に対しては図書館、博物館からもかなり激しい反対があり、必ずしも順調に普及していったわけではなかった。

6. 社会教育法の成立と公民館

1949年の社会教育法制定に伴う公民館の法的制度化によって、公民館は「公民館の設置運営について」に始まる初期公民館の時代を終わり、新しい時代に入った。ただし、はじめて公民館に法的根拠を与えたのは教育基本法（1947年3月31日）第7条第2項であった。

第7条 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

② 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

しかし、公民館の設置と普及に大きな影響を与えたのは、「社会教育法」であった。

このことについて小林文人はつぎのように述べている。

「社会教育法のなかに公民館の占める比重が相対的に大きくなり、しかも公民館が総合的、中核的な社会教育機関としての位置づけを強調されることによって、社会教育法は公民館法である、と別称されるような構成となった。全条文57条中23条が公民館に関する条文であった。… 中略… 地域振興の総合的機関としての性格から、「教育・学術及び文化」（社会教育法第20条）に関する社会教育機関としての性格が明確にされ、それにとまなう事業内容が規定（第22条）されることになった。

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられ

たものは、この限りではない。

- 1 青年学級を実施すること。
- 2 定期講座を開設すること。
- 3 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 4 図書、記録、模型資料等を備え、その利用を図ること。
- 5 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 6 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 7 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

… 中略… 法制定当時の1949年公民館設置状況は、全国平均で38%—40%までに上昇していた。この年の都道府県別の設置率をみると、福岡(90.6%)、佐賀(86.9%)、長野(74.4%)、宮城(71.0%)、福井(69.8%)、といった順位であり、最下位は東京(5.5%)であった。… 中略… 設置率も公民館数も1950年以降は急速な勢いで増加している。」⁽³¹⁾

さらに、岡本正平は次のように述べている。

「このように社会教育法ができて実質的には、公民館の行きづまりを破るものにはならなかったが、一方この法律を契機として公民館設置の気運が急速に高まった。それと同時に今までどちらかといえば、個人の努力や熱意によって支えられたものが法的なより所ができたために、その市町村内における地位もかなり安定した。また都市公民館も増えて来た。公民館は発足の当初重点を町村に置き、都市はとくに設置する必要はないと指導されて来たが、都市にも文化センターの必要があることに気づいて、これが急速に増加する傾向になった。… 中略… 公民館がはじまって五年ほどであり、全般的にはまだ啓蒙の域を脱しないが、とくに目立ったことと思われることは、1、公民館ができて町や村にうるおいが出て来た、映画会や各種のレクリエーションなどがひんぱんに行われるようになって、一つの楽しみができたといっってよいかも知れない。2、他人と接触する機会が多くなって、今までよりひろい考えを抱くようになった。3、何らかの形で町や村の問題を考えるようになった。」⁽³²⁾

また、「公民館月報47号」は次のように述べている。

「昭和24年6月社会教育法の制定により、単なる文化施設としてではなく、真に社会教育の総合機関としてめざましい発展をとげ、わが国社会教育史上に輝しい役割を果たしてきた。... 中略... 現在では公民館数29,395館、全国市町村の約69%という設置率を示しその量的増加とともに、本年は質的にも内容充実の年といわれている。昭和27年度全国統計によれば、100%設置完了は、宮崎・佐賀・石川・福島・新潟の五県となり、90%以上は六県に達している。」⁽³³⁾

上記の公民館設置率を地区別に表したものが表1.1.2である。この表さらに図1.1.2のような分布図に移しかえることができる。

これをみると第一に北陸・九州、次いで東北などの地方において設置率が高い。一方、北海道・関東で低いことがわかる。

表1.1.2 地区別にみた市町村の公民館設置率
(昭和27年5月1日現在)

地 方	市町村数	設置する 市町村数	設置率	館数
北海道	277	110	40%	150
東 北	1384	1119	81%	4148
関 東	1579	865	55%	2789
北 陸	899	834	92%	2908
中 部	1633	1090	67%	4234
関 西	1122	780	70%	3866
中 国	1237	630	51%	1417
四 国	699	437	62%	1368
九 州	1273	1092	86%	8515
合 計	10103	6957	69%	29395

図1.1.2

地区別にあつた市町村の公民館設置率

(昭和27年5月1日現在)

置率

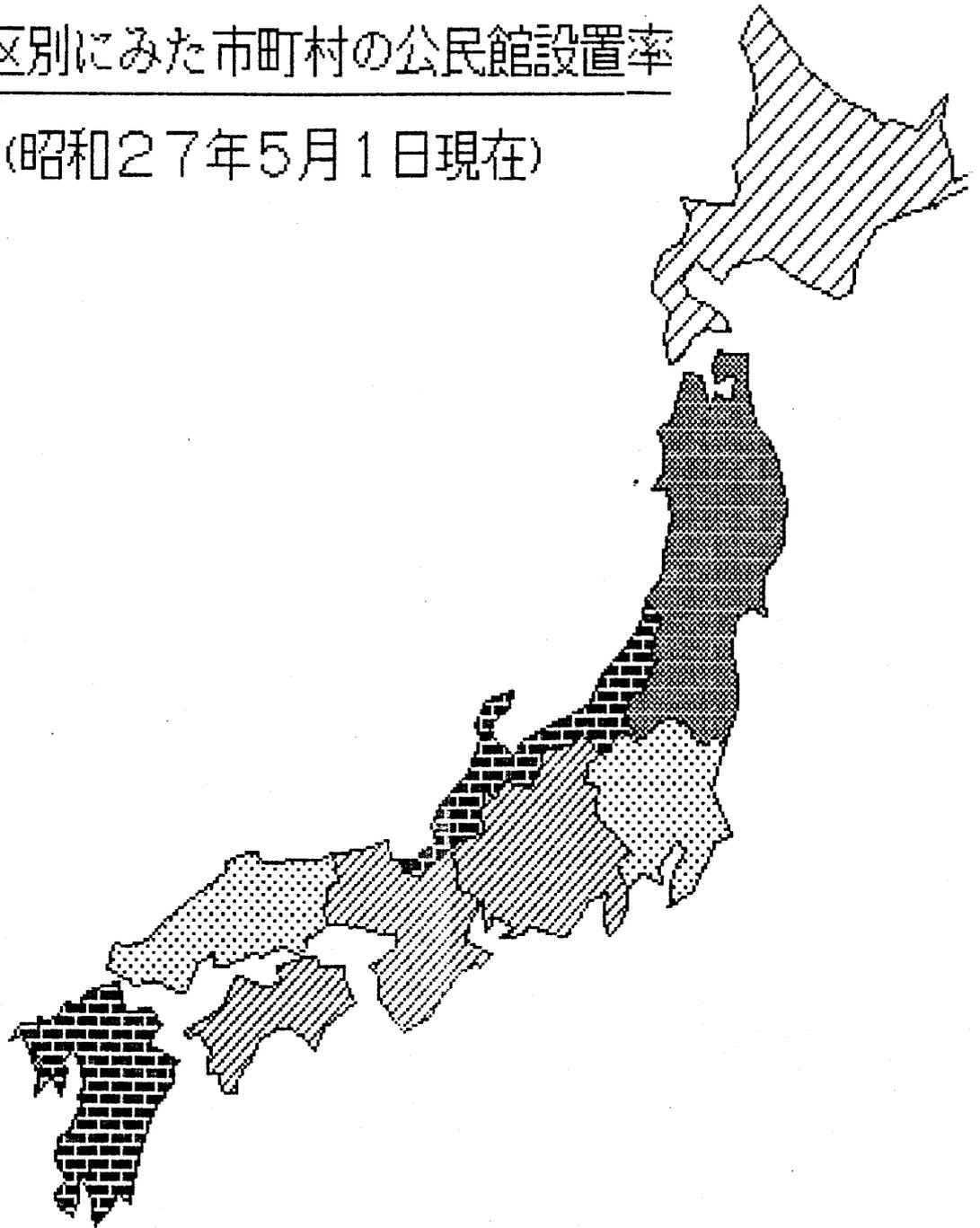
| 40 - 50

| 51 - 60

| 61 - 70

| 71 - 85

| 86 - 92



7. 公民館の整備と拡充

社会教育法制定を契機として、公民館はその設置率の上昇にみられるように量的、統計的には急速に発展をたどることになるが、公民館活動の実質的諸条件は貧弱な状態が、かえって固定化していくという傾向がみられた。一方、公民館活動そのものも、1950年前後からはっきりと行きづまりの状況を呈してくる⁽³⁴⁾。町村行政の回復と整備、経済生活の相対的安定とともに、初期公民館にみられた総合的万能的活動のあり方に対する反省ないしは批判がおこなわれるようになったのである。公民館活動万能論では、激しい社会・経済変動と構造的な生活問題の激化には対応していくことができないからである⁽³⁵⁾。

公民館をめぐる貧弱な実態と、公民館万能論、運動論に対する反省は、改めて公民館施設・設備条件の重要性に目をむけさせ、運動論に対する施設論あるいは管理論への関心を呼ぶことになった。

このことについて小林文人は、つぎのように述べている。

「公民館関係者の願望は、公民館施設にたいする政策的配慮〔国庫補助増額〕の確立にむけられた。」⁽³⁶⁾

1953年の町村合併促進法によって「町村はおおむね8000人以上の住民を有するを標準」（同法第3条第一項）とされ、地方行政史上画期的規模をもって合併が強行された⁽³⁷⁾。この法は、公民館に大きな影響を与えた。

小林は、つぎのように述べている。

「その結果、同促進法が失効し、新市町村建設促進法に引継がれる3年後の1956年9月の時点では、9,868市町村（1953年9月）が3,975市町村へ、ほぼ3分の1近くまで減少した。…中略…地域主義的に設置されていた公民館もまた、根底からの再編・統合の嵐に見舞われることになる。1953年段階における公民館設置状況は、総数34,214館（本館7,973、分館26,241）であり、総数のうち4分の3強は地域末端に設置されている弱小の分館であった。町村合併にともなって、これら地域末端までにわたる公民館設置状況が大きくゆり動かされることになったのである。…中略…公民館が立地する基盤としての地域の社会構造も、1955年あたりから急激な変貌をみせはじめることになる。公

民館活動もまた、このような地域の構造的変化のなかで、新しい対応を迫られることになった。激しい地域構造の変化と都市化現象に対応して新しい活動を組み立てていく必要があった。… 中略… 町村合併が行われる場合、学校とともに社会教育施設とくに公民館をどのように再編成するかが当然大きな課題であった。」⁽³⁸⁾

この間の事情は、1955年度の文部省社会教育局「社会教育の現状」によれば、次のとおりである。

「現実の合併の結果によれば、必ずしもすべてが満足すべき状態ではない。たとえば、公民館設置町村と未設置町村が合併した場合、その未設置町村の区域に公民館を設置することもしないばかりでなく、その代りとして、いずれかの公民館が広域活動の機能をもって、その区域にも他の設置区域と同等の奉仕活動を充分行いうる体制を整備することさえ、行われていないところがある。また新町村内の公民館を一つに統合した。」⁽³⁹⁾

また、「公民館月報」第4号は、分館制度をとった地区の公民館活動が退行的傾向をもつという点に注目している⁽⁴⁰⁾。

さらに、小林は、次のように指摘している。

「そのみでなく中央公民館の設立自体が、もともと旧町村公民館や支館、分館縮小・廃止によってそれを犠牲として進められる場合が多かった。… 中略… そのため、地域的な公民館は、距離的にも心理的にも遠い存在のものでしかないという状況がみられた。」⁽⁴¹⁾

このような状況の中で、1955年から1960年にかけて、市町村における公民館の設置率は若干上昇しているが、公民館数は著しく減少している。そのうち市部よりも町村部が、本館よりも分館の減少が著しい。

その上、1959年に、社会教育審議会が「公民館の設置及び運営上必要な基準について」という答申を出し、基準を定めたことが公民館数の減少に拍車をかけてしまった(60頁の表 1.3.1を参照)。

「設置について

1. 公民館は、… 住民の利用上の便宜を考慮して、人口、地形、交通条件等を勘案の上、地域の実情に即して対象区域を定めるようにすること。

なお、市町村合併などのため、公民館の統廃合を行う場合は、あくまで住民の利用上の便宜を図り、公民館活動の水準の向上を図ることを目的とし、無理な統廃合を行わないよう指導助言すること。

2. 公民館は、会議集会、資料の保管及び利用、研修、事務管理等に必要な施設を含む330—500平方メートル程度以上の専用の建物とすること。

3. 公民館には、その事業と地域の実情に応じて、適当な設備を備えること。

4. 公民館には、社会教育に関する知識経験を有する専任の館長と主事を置くものとする。

7. 市町村立となっていない小地域の公民館類似施設は、実情に応じてできるかぎり市町村立公民館（分館を含む）とするよう努めること。

8. 市町村が、公民館（分館を含む）を設置する場合には、当該市町村から都道府県教育委員会に、設置者、規模、名称等を必ず報告させるよう指導するとともに、都道府県教育委員会の公民館台帳を整備し、登載させること。」⁽⁴²⁾

これは明らかに公民館の整備、拡充をはかるために作られた基準であった。しかし、それが当時の市町村財政の貧弱さ等のために逆に働き、公民館設置がおくれる結果を招いてしまった。しかもそれに町村合併が重なり、公民館数そのものが減少したため、住民側からすれば公民館活動がしにくくなり、小林のいうような住民にとっての公民館活動の質と量がむしろ低下するという事態が少なからずうまれたのである⁽⁴¹⁾。

このような事態に対処するための第一歩として、文部省は1963年に「進展する社会と公民館の運営」という資料を出した。そのなかでは、①公民館の新しい役割、②公民館の新しい性格、③公民館の施設と設備などがあげられている⁽⁴³⁾。

①に関しては

「科学技術の急速な進歩と経済の高度な成長に伴って社会は著しい変貌発展をつづけとどまることを知らないありさまです。科学技術の面でも、産業の面でも、はたまた社会生活の面でも、個人生活の面でも、このはげしい変化に適応して方向を誤らないためには、常に新しい事態を正しく理解する能力が大切でありますし、これに必要とされる能力の向上を不断に心がけなければついには遅れをとり、個人の幸福も社会の繁栄も望むことがむずかしくなるにちがいません。... 中略... したがって、社会の進展に即応して、生活の向上を図るために生じてくるであろうあらゆる問題の解決を常住の間に助けうるような条件が、公共の力で整えられ、それが手軽に利用できるならば、その利便は大きく、近代的な市民生活では、何にもまして望まれるわけですが、この期待にまっこうから答えようとする使命をおびているのが、すなわち公民館であることはいうまでもありません。」

②に関しては

「(1) 公民館は地域住民のすべてに奉仕する、いわば開放的な、生活のための学習や文化活動の場です。(2) 公民館は人々の日常生活から生ずる問題の解決を助ける場です。(3) 公民館は、他の専門的な施設や機関と住民との結び目となるものです。(4) 公民館は、仲間づくり [地域住民の人間関係を適切にする] の場です。」

③に関しては

「一般的にあって公民館に必要なへやを挙げると、(1) 参考図書室、(2) 資料を保管できるへや、(3) 日常生活に必要な実習に適するへや、(4) 趣味・レクリエーションのための実習にふさわしいへや、(5) 講義や討議に便利なへや、(6) 常設的に小規模な展示のできる場所と臨時に少々規模の大きい展示のできる場、(7) 数十人ないし二、三百人の集会のできるへや、(8) 個々の人の相談に応ずるときに使うへや、(9) 入館者が気軽に休憩を楽しむるへや、(10) 職員や入館者が自由に事務のとれるへや。... 中略... しかし、このような建物もそれに伴う設備を整えなければ機能を完全に発揮することはできません。たとえば、... 電気、ガス、調理台、工作台、楽器、テレビ、新聞雑誌台、映写機、体操のための簡易な用具、スポーツ用具

などが用意されなければ成らないでしょう。」⁽⁴³⁾

とされている。

さらに、1967年に、全国公民館連合会は、「公民館のあるべき姿と今日的指標」という提言を行った。そのなかでは、新しい公民館の目的・理念、役割、特質について次のように述べられている。⁽⁴⁴⁾

「公民館のあるべき姿と今日的指標

(一) 目的と理念

公民館は、住民の生活の必要にこたえ、教育・学術・文化の普及ならびに向上につとめ、もって地域民主化の推進に役立つことを目的とする。

このためには、つぎのような理念に立たなければならない。

1. 公民館活動の基底は、人間尊重の精神にある。
2. 公民館活動の核心は、国民の生涯教育の態勢を確立するにある。
3. 公民館活動の究極のねらいは、住民の自治能力の向上にある。

(二) 役割

1. 集会と活用 地域の社会生活は、集会活動をとおして向上する。このため、多様な役割をはたすものが公民館である。
2. 学習と創造 住民の継続的な学習活動の場をととのえ、ゆたかな教材を提供し、教育・文化活動を展開するのが公民館の重要な役割である。

(三) 特質

1. 地域性 公民館は、民主的な地方自治をうちたて、地域の生活環境をととのえるために、生活課題や地域課題を発見し、その解決の方途を探求する場である。
2. 施設性 公民館は、教育施設としての特質が強調されなければならない。計画的・継続的で多様な活動を展開するた

めには、専用の施設と設備とが必要であり、とくに時代の進展に即応する教具・教材がゆたかに導入されなければならない。

3. 専門性 公民館は、専門の職員によって経営されるべきである。

4. 公共性 公民館は、公立たると私立たるとを問わず、公共性をもつ。」

1971年には社会教育審議会によって「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」という答申が出された。その中でも、公民館について次のようなことがいわれている。

「第3部 社会教育行政の役割と重点

(2) 公民館の新しい役割とその拡充整備

公民館については、従来ややもすればその性格と活動が明確に理解されていないきらいがあったが、コミュニティ・センターの性格を含む広い意味での社会教育の中心施設として、地域住民の各種の日常的学習要求にこたえながらとくに新しいコミュニティの形成と人間性の伸長に果たす役割が、改めて重視されなければならない。…中略… 公民館はその設置館数においても、また既設の施設・設備および職員充実状況においても質量ともにその整備が著しく遅れており、また、現在の配置は必ずしも適当でなくなっているため、国はすみやかに公民館がその機能を十分に果たしうるよう、合理的な施設配置、施設規模および職員配置の基準を策定し、これに基づく国の財政援助ならびに地方交付税による財源措置を行う必要がある。」⁽⁴⁵⁾

以上のような資料、提言、答申をまとめると、次のようなことがいえよう

1. 公民館の減少とその活動の質・量の低下に文部省及び全公連が積極的な対応を示した。
2. その結果、公民館は、社会の著しい変貌発展に即応するために必要な能力を市民に授ける施設として、新たな使命を帯びるようになった。
3. そのため、文部省は公民館の施設・設備の充実をはかり始めた。
4. 1967年「公民館のあるべき姿と今日的指標」の中で、はじめて公民館における生涯教育という理念が登場した。しかしながら、その理念のために公民館が果たす役割および

公民館のもつ特質については詳述されていなかったために、生涯教育の理念の導入がもつ影響力は限られたものとなった。

5. 公民館の地域教育施設としての性格が強調された。

6. 1971年「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（社会教育審議会答申）では、公民館はコミュニティ・センターとしての新しい性格をもあわせもつことが提言された。

それ以後の公民館数は表1.3.1(60頁)をみてもわかるように、再び増加し始めた。その間の公民館については、先行研究の検討のところで示したようにさまざまな論議があるがここではそこに立入ることはせず、むしろ、公民館の現状をとらえ、さらに公民館と生涯教育の関係を追うことにしたいと思う。

第二節 公民館の現状

1. 今日の公民館

これまで公民館の歴史の各段階について述べてきたが、次に今日の公民館の数および設備等について検討し、今日の公民館の姿をつかんでおくことにしたい。そのためには、文部省の社会教育調査報告書（昭和59年度）⁽⁴⁶⁾を参考にしていきたい。

1.1 公民館数

まず、公民館数をみることにする。昭和59年7月1日現在の公民館数は、17,520館であり、これを設置者別にみると、市(区)立が7,510館(総数の42.9%)、町立が7,928館(45.3%)、村立が2,063館(11.8%)、法人立が18館(0.1%)である。また、これを本館・分館別にみると、本館10,578館(60.4%)、分館6,942館(39.6%)である(表1.2.1)。

表1.2.1 設置者別公民館数

区分	計	公 立					私 立 (法人)
		小計	市(区)	町	村	組合	
公民館数	17,520	17,502	7,510	7,928	2,063	1	18
本館	10,578	10,561	5,182	4,562	816	1	17
分館	6,942	6,941	2,328	3,366	1,247	0	1
比率(%)	100.0	99.9	42.9	45.3	11.8	0.0	0.1

また、昭和59年7月1日現在において公民館を設置している市（区）町村の数は2,981であり、全国3,278市（区）町村に対する比率（設置率）は、90.9%である。これを市（区）町村別にみると、市（区）は93.3%、町91.1%、村は87.6%である。

1.2 公民館職員数

公民館には、その事業の運営を行うために47,398人の職員が置かれており、1公民館当たりの人数は2.7人（本館3.3人、分館1.9人）である。さらに、専任・兼任・非常勤別にみると、専任29.1%、兼任26.7%、非常勤44.2%となっている。

1.3 公民館施設の状況

公民館の建物の全部又は大部分を当該公民館だけで使用している公民館（単独施設の公民館）の割合は65.4%であり、残りの34.6%は、他の施設や機関などと同一の建物内に設置されている公民館（複合施設の公民館）である。

一公民館当たりの建物（平均）面積は、558.5㎡である。公民館のうち建物総面積（延べ床面積）が昭和34年に制定された「公民館の設置及び運営に関する基準」による「最低基準面積330㎡」を上回っている公民館は56.7%（本館では79.6%、分館では18.6%）である。その面積別分布をみると、「330㎡以上500㎡未満」のものが27.1%、「500㎡以上750㎡未満」のものが20.5%となっている。

本館のうち「会議室・講義室」を所有する公民館の割合（所有率）は96.9%、「事務室・管理室」は81.1%、「実験実習室」は74.9%などとなっており、分館では「会議室・講義室」95.6%、「実験実習室」41.6%などとなっている。

1.4 事業活動及び利用状況

公民館は、各種の学級・講座の開設、諸集会の開催、図書、資料等の整備、活用、体育・レクリエーションの実施、各種の団体、機関との連絡等を行うとともに、その施設を地域住民等の公共的な利用に供するなどの事業を行っている。

社会教育学級・講座の実施状況をみると、総数は120,779学級・講座であり、1公民館当たり7.1学級・講座を開設している。これを対象別にみると、成人一般を対象とす

る学級・講座が最も多く、次いで、婦人のみを対象とする学級・講座が多い。

社会教育学級・講座の参加者の数は、延べ 5,795,336 人であり、1 学級・講座当たり 48.0人の割合となっている。

昭和 58 年度間における公民館の施設利用者(当該公民館が主催又は共催した事業への参加者は除く)総数は延べ 176,501,817人であり、1 公民館当たり 10,393 人となっている。この施設利用者のうち 84.8% (1 公民館当たり 8,811人) は団体による利用者であり、このうち、青少年団体の利用者が 13.3%、婦人団体が 15.6%、成人団体が 27.0%、高齢者団体が 6.4%、その他の団体が 37.7%となっている。

公立公民館の開館状況を見ると、年間 300日以上開館する公民館が 63.8% を占め、また、日曜日に開館した公民館は 87.9% である。

公立公民館の開館、閉館時刻を見ると、開館時刻は「9 時～10時」の公民館が 65.3%と最も多く、閉館時刻は「22時～23時」の公民館が 52.7%と最も多い。

このようなデータを見ると、公民館がただ単に数量的に増加してきただけでなく、最近はその活動内容においても、多様化、かつ高度化した利用者の要求にこたえるために多種多様な事業を実施しているということがわかるであろう。しかし、日本の教育は次節で述べるように生涯教育推進に力を入れる方向へ向かい始めたため、公民館に対しては生涯教育推進の観点からの期待がきわめて大きくなった。そのため、公民館は今後さらに大きく変わるのではないかと予想されるのである。

2. 生涯教育関係答申と公民館

以上のように、公民館は、法律に定められ、公的施設として地域に設置され、定着してきた。しかし、生涯教育時代をむかえ、公民館は新たな段階に入ろうとしている。

今日の日本における国民の学習と生活について中央教育審議会答申「生涯教育について」（1981年）は「国民一人一人が各人の様々な生活課題に応じて必要な学習を行い、それぞれの個性・能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を享受できるようにすることが緊要な課題である。」⁴⁷⁾と述べている。ここで同答申についてふれておきたい。

この答申は、「生涯教育に関する状況」について次のように述べている。

「我が国においては、国民の多様な学習意欲の高まりや教育に対する強い関心・要求に対応して、それを充足する様々な学習機会が提供されている。… 中略… 社会教育として、各地域において住民の学習要求や地域の特性に応じた各種の学級・講座、芸術文化活動、体育・スポーツ活動あるいは奉仕活動など多種多様な事業が推進されているほか、各種の社会通信教育も行われている。… 中略… 最近では、各地で、それぞれ地域の特性を生かした生涯教育への意欲的な取組みが進められている。例えば、教育・文化施設の面では、特色のある公民館、図書館、博物館、文化会館などを新設したり、あるいは一部の都道府県で広域的な学習事業、研修、情報提供など各種の機能を備えた生涯教育センターなどの総合的な社会教育施設を設置するなど、積極的な姿勢も見られる。」⁴⁷⁾

そして、「今後の課題」については、次のように述べている。

「地域社会における人々の多様な学習活動を助ける上で、社会教育は重要な役割を果たしているが、その施設や教育内容・方法においてなお不十分な面が多い。このため、施設や事業、指導者など社会教育全般について一層の充実を図るとともに、個人学習の援助など新しい分野や方法についても開発を進めるべきである。… 中略… 生涯教育を進めるに当たっては、あくまでも個人の自主性が尊重されなければならないが、同時に人々の学習意欲を育て、かつ、その学習を容易ならしめる配慮がなくてはならない。このため、学習機会やその内容、活用方法についての情報を人々に提供する事業、及び学習の内容や方法について助言・援助する学習相談体制の拡充を図るべ

きである。」⁽⁴⁷⁾

このように述べた上で、最後に「社会教育施設の整備・充実」については、次のように述べている。

「各地には、公民館、図書館、博物館、文化会館、体育館、運動広場など住民の学習や芸術文化活動、体育・スポーツ活動のための種々の公共施設がある。これら各種の施設は、国の助成や地方公共団体の努力によって逐年整備されてきているが、その数は利用者の要望に照らし、なお十分とは言えない。このため、今後、地域の特性や住民の文化活動圏など学習活動の実態を考慮しつつ、これらの施設の整備を計画的、体系的に進める必要がある。… 中略… また、公民館における身近な情報提供・相談機能を拡充すべきである。」⁽⁴⁷⁾

このように、日本ではすべての国民や各地域の実態に即し、しかも生涯教育の観点に立って教育の総合計画を立案し、その実施をめざさなければならないという事態に至った。つまり、日本の生涯教育体制を確立する必要が生じたのである。

このような事態の中で、公民館が果たすべき使命とは何であろうか。このことについて全国公民館連合会編「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」（1984年）は、次のように述べている。

「1 公民館は、すべての住民を対象として、社会教育を総合的に推進する中心拠点である。2 生涯教育構想を具現化するためには、公民館が、地域住民の自主的学習活動を援助するだけでなく、学習の機会を欠く者に対して、十分にその機会を保障しなければならない。（3 は省略）。4 住民の学習内容や水準の高度化と多様化とにこたえ得るように施設設備の拡充整備を図り、教育環境を備えなければならない。5 生涯教育に関係のある他の諸機関施設との連絡調整に主導的な役割を果たすばかりでなく、類似施設も含めた地域内外の公民館自体の組織（システム）化を密にすることが肝要である。」⁽⁴⁸⁾

これをみても、公民館が以前にもまして重要な使命を帯びてきていることが分かるが、それでは、そのような使命を果たすためにどのように体制を備えるべきであろうかということをも明らかにする必要がある。

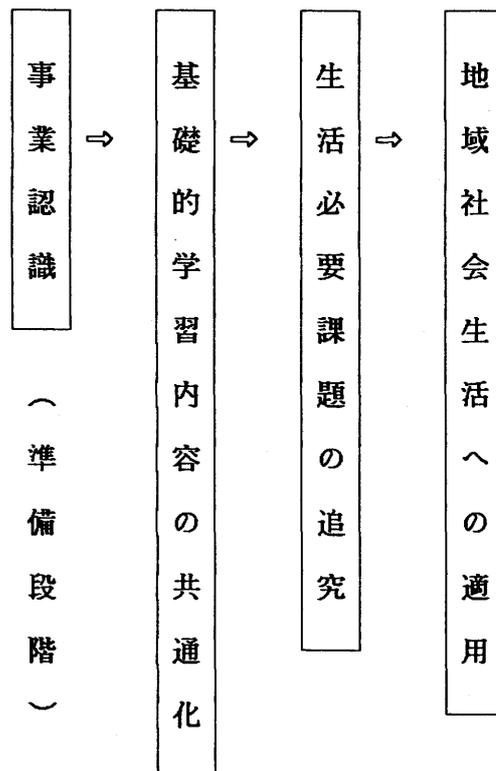
全国公民館連合会編「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」によれば、それは次の

とおりである。

「各地域社会に、別個にかつ多様に成立し、利用されている諸施設は生涯教育体制を完成するためにも、有機的に関連させ（学校も当然その中の一となる）、それぞれの機能の限界にも十分留意して相互に協力し合うようにしなければならない。… 中略… ..公民館が先頭に立って、各方面の関心を呼び起こし、実現に向かう気運を醸成しなければならない。さらに、公民館は、生涯教育のモデル機関の一として、プログラムや指導方法に関して、先導的試行を実施することもできるように、自己の役割の拡大を図って行きたい。」⁽⁴⁹⁾

ところで、生涯教育体制下における公民館事業はどのようにすすめられるべきであろうか。再び、全国公民館連合会編「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」を引いてみよう。

「これからの時代に向かって、多数の住民の生活基盤である地域社会を分裂・崩壊から建設・発展の方向に変えて行くには、豊富な教育資料と教具とを整備し、適切な指導助言のサービスを行う専門的職員の配置が前提となるが、それを既定のこととして、



という教育の過程を、段階を追って確実に進めて行かなければならない。これが公民館事業構造化の原理であり、実践のねらいである。」⁽⁵⁰⁾

すなわち、学習者の実態に即して段階を踏む構造的なプログラムの展開が図られるべきなのである。だが、ここでいう「段階」の具体的な意味は、例を挙げながら説明をする必要がある。そこで再び、全国公民館連合会編「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」から引用することにしよう。

「今、その第一構造から第四構造にいたる事業の種類を例示すれば次のようなものが挙げられる。

《準備段階》

第一構造の事業「知らせる、啓発する、問題を提起するためのもの」

(例) 広報事業、展示「公民館が行う課題のキャンペーン、調査活動」など。

《基礎形成段階》

第二構造の事業「学習機会の提供」

(例) 学級講座・講演会・行事、相談事業・資料提供、ロビーワーク「情報提供や個人、家庭等の利用を通じ歩調開進を可能にする」など。

《積極的学習推進段階》

第三構造の事業「自ら学ぶことへの援助」

(例) 自主グループ・団体育成の助言、施設設備・機器の提供、経済的援助・資料提供、リーダー研修、個人学習援助のための諸事業など。

《教育的社会還元活動段階》

第四構造の事業「表現、連帯活動への援助」

(例) 団体・協議会等への援助、ボランティア講座・能力「人材」銀行開設援助地域「形成」活動の援助・助言など、教育産業等では遂行し得ない公民館独特の事業。」⁽⁵¹⁾

その上に、公民館は、生涯教育体制下にある諸機関施設や団体との協力を促進するため連絡・調整・評価の任務を担当しなければならない。⁽⁵²⁾

また、全国公民館連合会は、公民館が教育の専門的な事業を適切に企画し、実施し得るために、資格をもった職員を配置する必要があるという点に注目している。

「教育機関には、当然のこととして専門の知識と指導力を備えた職員が置かれる。…

中略… 公民館の職員にもその職務に見合う資格が定められ、専門職員として処置されることを求めるのは、決して不当な要請ではない。」⁽⁵³⁾

このように、「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」という答申の中で、全国公民館連合会は、公民館が各地域社会における「生涯教育センター」としての実体を備えて、現代的な教育職員としての専門的な能力を備えた職員を配置すべきことを述べている。それに加えて、公民館が、地域内の学校・教育産業その他関係機関施設との連携を密にし、その中心となって地域の教育を総合的に、かつ構造的に企画・実施することも提案しているのである。

昭和62年に出された臨時教育審議会「第三次答申」は、生涯学習の基盤整備として「生涯学習を進めるまちづくり」と「施設のインテリジェント化」という二点をあげている。

「生涯学習を進めるまちづくり」については、次のように述べている。

「人々の学習への関心・要求が多様化・高度化し、活動の場が時間的にも空間的にも拡大している今日、地域における生涯学習を推進する上で、家庭・学校・地域の三者が融合した総合的な学習機会を整備していくことが必要である。今後、この整備を円滑に行うため、まち全体で生涯学習に取り組む体制づくりを進める必要があり、このような地域が、都市部や農山漁村地域を問わず、全国に形成されていくことが望まれる。生涯学習社会にふさわしいまちづくりは、次のような視点を踏まえつつ進める。… 中略… 時代の変化に対応した学習機会を整備する。… 中略… その際、民間教育機関を含めた地域の様々な活動の連携が必要である。また、学校、図書館、美術館、スポーツ施設、青年の家などの施設や機能を積極的に活用し、新しい総合学習サービス体系の整備を検討する。… 中略… また、学校や公民館等を企業の研修等の場として活用したり、企業の文化・スポーツ施設等を地域に開放するなど相互利用を促進する。… 中略… 以上のように、地域の特色を発揮しながら、斬新な発想で生涯学習環境を整備することが大切であり、その際、とくに社会教育の新たな展開を期待したい。」⁽⁵⁴⁾

ここでいう社会教育の新たな展開のためには、公民館が地域の生涯教育施設として、中心的な役割を果たさなければならないであろう。

また、「教育・研究・文化・スポーツ施設のインテリジェント化」については、臨教審答申は次のように述べている。

「教育・研究・文化・スポーツ施設を社会共通の学習基盤として有機的に活用することが必要である。このため、高度の情報通信機能と快適な学習・生活空間を備えた本格的な環境として施設を整備するとともに、知己共通の生涯学習、情報活動の拠点として、その機能を最大限有効に活用する方策（インテリジェント化）を、地域の状況や施設の特性に応じて進めていく。… 中略… インテリジェント化により、既存施設の積極的活用を含め、教育・研究・スポーツ施設の再編・整備を図る。… 中略… 生涯学習社会における学習の場は、より美しく、より快適で、より機能的でなければならない。このため、学校・研究所、図書館、公民館、博物館、美術館、体育館、文化会館などの機能を総体的にとらえ、これらのインテリジェント化「インテリジェント・スクール」構想を積極的に進める。」⁽⁵⁴⁾

これらは、当然のことながら公民館の歴史上重要な考え方であり、従来の日本の社会教育のイメージを大きく変える可能性をもっている。公民館も生涯学習体系への移行がいわれる中で、施設のインテリジェント化をはかりつつ、生涯学習まちづくりの極点としての役割を果たすことになるであろう。これまでの歴史をふりかえり、また地域の施設配置の実情をみれば、公民館はそのような脱皮をはかるべきであろう。

まとめ

公民館は1902年にはじめて構想され、その構想は大正・昭和初期により具体的なものとなった。「公民館」という名称はこの時期にはじめてつくられたものである。この時期を「公民館構想の誕生時代」と呼んでもよいであろう。

そして、明治後期から1945年までに、その構想をもとにしたいくつかの施設が創設された。その事業内容は現在の公民館事業に匹敵するものであった。したがって、この時期を「公民館の先駆的な社会教育施設の時代」と呼ぶこともできるであろう。

1946年になって、文部省事務次官通牒「公民館の設置運営について」の中で公民館は提唱され、社会教育施設として設置が進められることとなった。この時期（1946～1949〔昭和21～24年〕）は、まさに「公民館の導入時期」である。

1949年に社会教育法が設定され、公民館は、その第20条において述べられているような、住民のために教育・学術・文化に関する事業を行い、住民の教養向上、健康増進、社会福祉の増進に寄与することを目的とする施設として急速に普及しはじめた（表 1.3.1）。この時期（1950～1954〔昭和25～29年〕）は、「公民館の急成長時期」といえる。

1953年の町村合併促進法によって、公民館の設置率が頭打ちになったことから（表1.3.1）、その後の数年間（1954～1958〔昭和29～33年〕）は「公民館の最盛時期」といえる。

1959年の「公民館の設置及び運営上必要な基準について」によって、公民館数は著しく減少し（表 1.3.1）、住民が行う公民館活動は前と比べて不振となった。この時期（1959～1968〔昭和34～43年〕）を「公民館の衰退時期」と呼ぶことにしよう。

そして、1967年の「公民館のあるべき姿と今日的指標」、および1971年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」の影響で公民館は新たな時代に入り、再びその数も増加した（表 1.3.1.）。この時期（1969～1980〔昭和44～55年〕）を「公民館の回復時期」としておきたい。

さらに、1981年の中央教育審議会答申「生涯教育について」が出された頃には、公民館は再び安定した増加傾向をみせた（表 1.3.1.）。この時期（1981～1984〔昭和56～59年〕）を「公民館の安定成長時期」と呼んでもよいであろう。

さらに最近では、生涯教育の実践が各地で盛んになり、その生涯教育に活用できる地域の

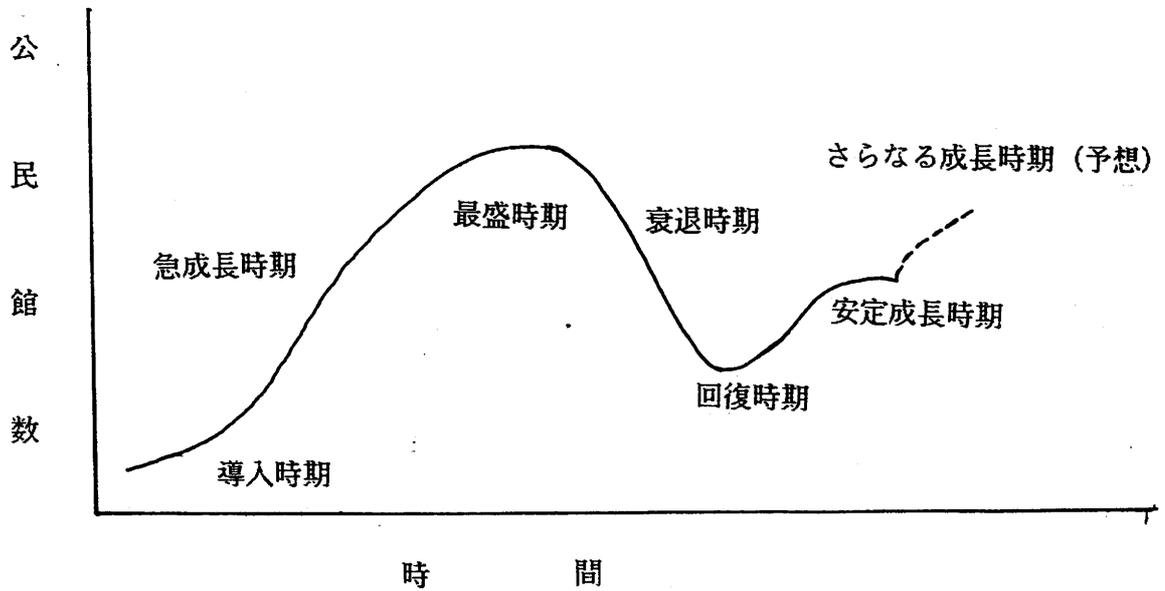
表1.3.1 公民館数の推移 (1947-1984) ⁽⁵⁵⁾

区分	計	本館	分館
昭和22年	1,976		
23	約 6,000		
24	約 10,000		
25	20,268		
26	23,184	6,599	16,585
27	29,395		
28	34,244	7,973	26,241
29	36,321	8,500	27,821
30	36,406	7,867	28,525
31	35,343	7,977	27,366
32	33,731	7,466	26,257
33	34,650	8,099	26,551
35	20,190	7,925	12,465
38	19,417	7,981	11,436
43	13,785	8,213	5,572
46	14,249	8,238	6,011
50	15,752	8,899	6,853
53	16,452	9,528	6,924
56	17,222	10,224	6,998
59	17,520	10,578	6,942

施設としての公民館の役割がますます重要になりつつあるため、市町村における公民館設備の気運は、一段と盛り上がっている。したがって、これからは「公民館のさらなる成長時期」が来るものと思われる。

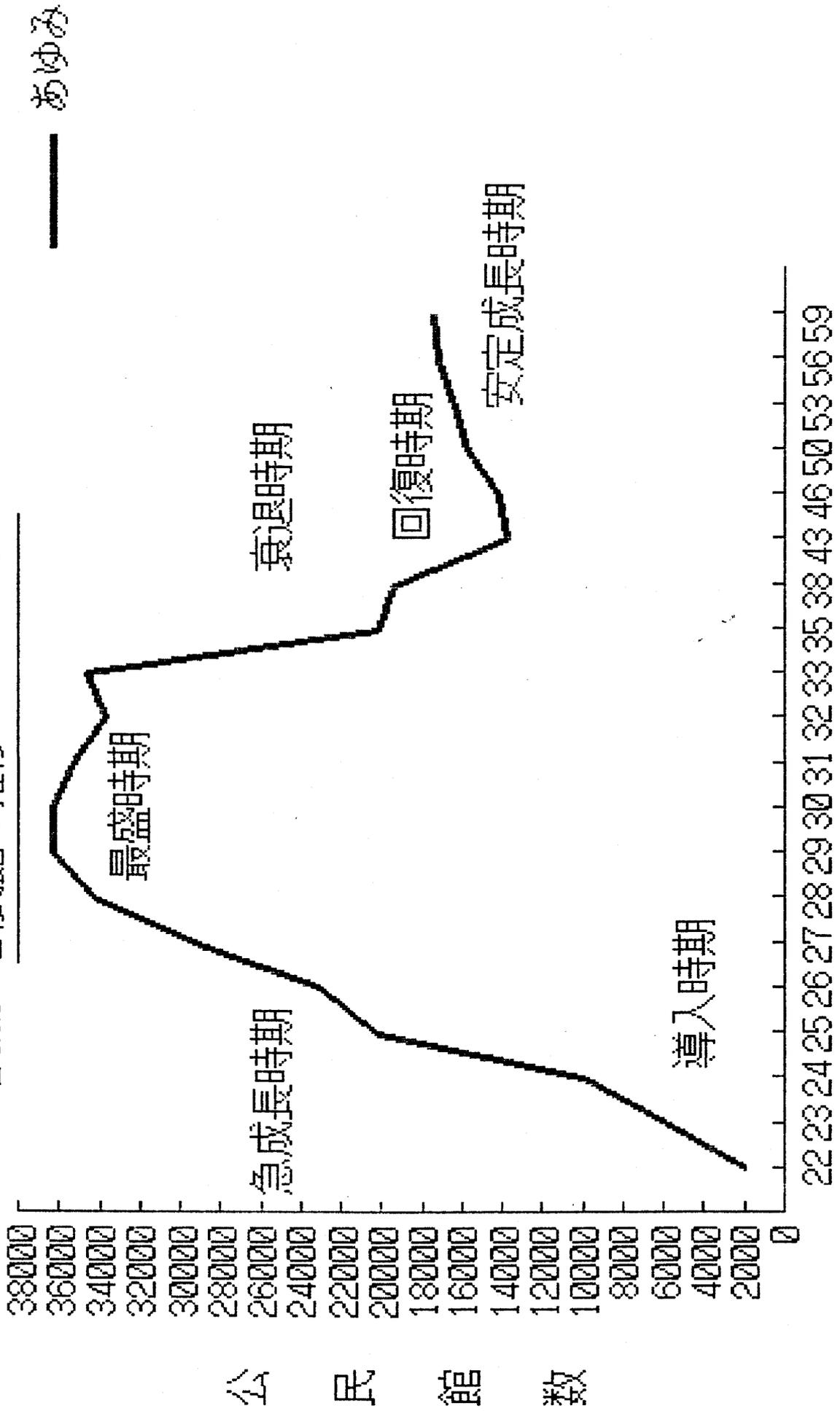
このような公民館のあゆみを仮説的に描くと次のようになるであろう。

図 1.3.1 公民館のあゆみ (仮説)



ところで、表 1.3.1 をグラフに描くと図 1.3.2 のようになる。

図 1.3.2 公民館の推移 (1947-1984)



昭和年度

公民館数

〔注〕

第一章 公民館の歴史と現状

- (1) 井上亀五郎『農民の社会教育』明治35年、金港堂書箱、1頁。
- (2) 同書、130頁。
- (3) 同書、133頁。
- (4) 同書、131頁。

- (5) 横井時敬『農村制度の改造』大正14年、東京書肆有斐閣、230頁。
- (6) 同書、230頁。
- (7) 同書、230頁。
- (8) 同書、231頁。
- (9) 同書、227頁。

- (10) 菅原亀五郎『理想郷建設の五型』昭和7年、東京南光社、26頁。なお、「理想郷土の建設」（昭和4年）については、岡本正平「公民館十年の歩み（一）」雑誌社会教育、昭和32年5月号、36頁を参照。
- (11) 同書、26-335頁。

- (12) 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』昭和51年、法政大学出版局、165-170頁。

- (13) 全国公民館連合会編『全公連25年史』昭和51年、社団法人全国公民館連合会、5頁。
- (14) 同書、5-6頁。

- (15) 小林文人「公民館の制度と活動」国立教育研究所編『日本近代教育百年史 8—社会教育(2)』昭和49年、財団法人教育研究振興会、889頁。

- (16) 岡本正平「公民館十年の歩み（一）」雑誌社会教育、昭和32年5月号、33-34頁。
- (17) 同書、35頁。

- (18) 寺中作雄「社会教育法制定の頃—特に公民館発足当時の思出」雑誌社会教育、昭和29年6月号、27頁。

- (19) 岡本正平 前掲論文、32頁。

- (20) 全国公民館連合会編「全公連 25年史」 昭和51年、社団法人全国公民館連合会、8-9頁。

- (21) 鈴木健次郎「公民館運営の理論と実際」社会教育連合会編「公民館運営双書2」昭和26年、印刷庁、49頁。

- (22) 鈴木健次郎「公民館の現状と将来」雑誌自治時報、昭和25年1月号、31頁。

- (23) 寺中作雄「自由の朝」雑誌公民館月報、昭和 年41号。

- (24) 岡本正平 前掲論文、36頁。
- (25) 岡本正平 前掲論文、36-37頁。

- (26) 鈴木健次郎「公民館の現状と将来」雑誌自治時報、昭和25年1月号、32頁。

- (27) 全国公民館連合会編 前掲書 、-13頁。
- (28) 前掲書のデータより作成。

- (29) 小林文人 前掲書、 897-902頁。

- (30) 岡本正平 前掲論文、33 頁。

- (31) 小林文人 前掲書、907-913 頁。

- (32) 岡本正平「公民館十年の歩み（二）」雑誌社会教育、昭和32年6月号、17 頁。

- (33) 公民館月報「全国公民館設置状況」雑誌公民館月報、昭和27年8月号、4-5 頁。

- (34) 千野陽一「初期公民館活動の性格」小川利夫編「現代公民館論」昭和40年、東洋館
89 頁。

- (35) 小林文人 前掲書、920 頁。
- (36) 同書、921 頁。
- (37) 同書、927 頁。
- (38) 同書、929 頁。

- (39) 文部省社会教育局編「社会教育の現状」昭和30年版、133 頁。

- (40) 津谷町公民館「町村合併後の公民館の問題」雑誌公民館月報、第4号、昭和30年1
月号、4 頁。

- (41) 小林文人 前掲書、935 頁。

- (42) 文部省社会教育審議会「公民館の設置及び運営上必要な基準について」昭和34年、
文部省社会教育審議会答申。

- (43) 文部省社会教育局「進展する社会と公民館の運営」昭和38年、文部省社会教育局作
成。

- (44) 社団法人全国公民館連合会「公民館のあるべき姿と今日的指標」昭和42年。
- (45) 文部省社会教育審議会「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」昭和46年、文部省社会教育審議会答申。
- (46) 文部省社会教育局「社会教育調査報告書」昭和59年。
- (47) 文部省中央教育審議会「生涯教育について」昭和56年、中央教育審議会答申、17、23、25、40-41 頁。
- (48) 社団法人全国公民館連合会「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」昭和59年、全国公民館連合会第5 次専門委員会答申、18頁。
- (49) 同答申 22 頁。
- (50) 同答申 29 頁。
- (51) 同答申 29-30頁。
- (52) 同答申
- (53) 同答申 26 頁。
- (54) 臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」昭和62年、臨時教育審議会答申、14-17 頁。
- (55) 文部省社会教育局「社会教育10年の歩み」（昭和33年）「社会教育調査報告書」（昭和35年）より作成。

第二章

公民館における生涯教育理念・事業の普及程度

はじめに

第一章では公民館の歴史をたどり、生涯教育時代を迎えた中での公民館の現状を明らかにした。戦後まもない頃は、関係者の情熱にくらべ、施設、設備の貧弱さが目立った公民館も、戦後40年の歴史の中で、発展、充実がはかられてきた。現状は決して十分とはいえないかも知れないが、今後、地域における生涯教育推進の中心的な施設として、新たな発展の可能性をもっている。

前章の最後でみたような生涯教育推進上の課題からすれば、これからの公民館は単に学級・講座を開設したり、自主的な学習活動をする場を提供したりするだけではすまなくなるであろう。そこで、本章では、まず生涯教育推進の中での公民館の役割について考察を加え、次に公民館における生涯教育の啓発と基本方針への導入、学習情報提供、学習相談、構造的なプログラムによる事業の展開などの活動を取りあげ、それらがどの程度まで普及しているのかを明らかにし、さらにこれらの提案者・推進者、それらの生涯教育理念・事業の普及の促進要因を探ることにしたいと思う。

第一節 生涯教育と公民館

まずはじめに、今日の時代的背景の中で、公民館は生涯教育推進にいかなる役割をはたすべきかをさぐっておきたい。

日本では、現在技術革新の進展等により社会の目覚ましい変化が生じている。このような社会の変化に伴い、国民各層の間に学習・文化活動等の多種多様な活動への参加やその条件整備に対する要望が強くなってきており、これに応えることが重要な課題となっている。

また、都市化現象等によって希薄化した社会連帯意識を高揚し、思いやりと生き甲斐に満ちた新しい地域社会を形成したり、高齢化社会をむかえてもなお活力ある社会を維持するための具体的な方策を検討したり、核家族化、共働き世帯の増加等による新たな家庭教育上の諸課題に対応したりすることは、日本の社会が当面している緊急の課題である。更には、情報化社会への進展により生活の広域化などから生ずる教育、文化上の諸問題も少なくないということもたびたび指摘されている。⁽¹⁾

これらの重要な諸課題に対処するためには、日常的な学習活動や地域活動の促進を図ることが不可欠であり、公民館に対する期待も更に大きくなってくると言わなければならない。従って、そのような視点から公民館の今日的意義を見直し、新しい時代に対応した公民館の在り方について再検討することが必要である。

第一章で述べたように、公民館は、その創設当初から地域に密着し、人々の日常生活に結びついた諸課題の解決に資することをねらいとした多目的、総合的な社会教育施設として特色づけられ、地域住民の生活の改善・向上に多くの役割を果たしてきた。しかし、最近の地域社会の激しい変化により、公民館には新たな課題が課せられるようになってい

る。では、公民館はその創設当初からの役割としていた人々が集まってともに学び、談論しお互いの交流を深めるための中心的施設であるという基本的性格を踏まえて、どのような機能を果たすべきであろうか。

このことについては、社会教育審議会社会教育施設分科会は、次のように述べている。

「今後の公民館の在り方と整備の方向（中間経過報告）」

「公民館の基本的機能を次のようなことに集約して必要な事業を行うようにすべきであろう。

ア 学習機会の提供

公民館は、自らが主催して地域住民の社会生活、職業生活、家庭生活の充実、向上を図るため、健康の維持・増進や文化的教養を深めるための各種学習の機会を積極的に提供すべきである。その際には、特に多様化する地域住民の学習要求に応え、またよりよい地域社会の形成に資するような内容を盛り込んでいく配慮が望まれる。

また、公民館が学習の機会を提供するに当たっては、従来にもまして学習内容の充実や質的向上を図り、学習方法・形態についても個人学習形態を導入するなど多様化・弾力化を図る必要がある。

イ 地域活動の拠点としての働き

地域社会は、それを構成している一人一人の住民が地域に誇りを抱き、愛着を持ち、地域活動に参加することによって形成されるものと思われる。そのためには、公民館が多くの地域住民に対してそのような雰囲気醸成するための活動の機会を提供することが望まれる。

ウ 自主的な学習活動及び体育・レクリエーション活動への援助

公民館は、学習活動や体育・レクリエーション活動を自主的に行う団体、グループを積極的に育成するとともに活動の場の提供、教材の提供、講師のあっせんなど必要な援助を行うなどして、最近高まりつつある地域住民の生涯学習や生涯スポーツの要請に応えることが必要である。

エ 学習情報の提供

地域住民の集合学習活動や個人学習などの各種教育活動を支え、促進するため、公民館は社会教育施設をはじめとする教育関係施設やそこで行われる教育活動あるいは、民間教育産業やデパート・新聞社などで行われる各種教育・文化活動、更には各種の社会教育活動において指導者となる地域の人材のデータ等様々な教育関係情報を組織的に収集し、迅速、的確に提供出来る体制を整備する必要がある。現在、公民館においては、この面における機能が必ずしも十分でないことから、情報化社会に対応した地域における学習情報の充実方策について検討すべきであろう。

将来的には、各種の学習情報がコンピュータセンターにデータベース化され、それが公民館に置かれた端末装置を介して地域住民に提供されるような情報のシステム化も考えられる。このような情報のサービス・システムの整備は図書館、博物館等の専門施設や都道府県あるいは全国レベルの施設・機関との連携、協力などより広い角度から取り組んでいくことが重要であるが、当面それぞれの地方公共団体レベルで可能なものから段階的に進めていくことが現実的であろう。

オ 学習相談への対応

学習相談は学習情報の提供と表裏一体をなす事業であるが、特に個人学習者・自主学習グループ等の求めに応じ、学習計画、学習方法、その他学習活動にかかわる各種の相談に応じたり、必要なあっせん等の援助を行う機能である。これを効果的に行うためには、学習者のレベルや相談内容によっては外部の専門家や他の専門施設等の協力を得る必要がある。この機能は、地域住民の学習要求の動向を正しく把握する有力な手がかりともなり、公民館自身にとっても、その事業運営の活性化に効果をもたらすことと期待される場所である。」⁽²⁾

たしかにこれまでも公民館は学習機会の提供や学習活動への援助等を行っており、これらは、むしろ公民館の基本的な事業であるといえる。

一方、公民館はこれまでも、人々が学習活動をする中で必要とされるような学習情報の提供を、折りにふれて行って来たといつてよいであろう。公民館報の発行なども一種の情報提供と考えられるからである。しかし、人々が学習をしようと思いついた時から、学習を展開し、その評価に至るまでの学習過程のすべてにわたって必要とされる学習情報提供は実現していない。

また、公民館は学習者の断片的な相談に応じてはきたものの、全学習過程にわたった相談に応じたり、学習アドバイザーを設置するなどといった、相談体制の充実をはかり、それによって集団学習のみならず個人学習の相談にも応ずることは、未だ実現されてはいない。

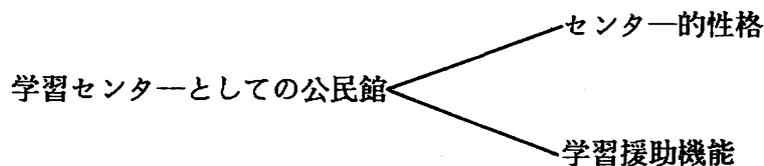
これらの事業（学習情報提供・学習相談）については、昭和56年の中央教育審議会答申でも今後の課題として大きくとりあげられており、これからの生涯教育時代における公民館の核心的な機能になるべきであろう。

さらに、最近は地域社会にも類似施設がつくられたり、公民館の事業に類似した教育・学習事業が行われることも多くなってきた。そのため、公民館の独自性はどこにあるのか、ということがあらためて問われ、生涯教育の中での公民館のあり方を問われることが多くなってきた。そのため、公民館の学習センター的性格を一段と強調する必要も生じている。

公民館はたしかに教育・学習施設（学習センター）だが、それだけに止まらず、地域のセンターとみることもできようし、文化センターとみることもできる。しかし、他に類似施設ができてくると、機能の重複が問題となり、公民館の存在理由が問われる事態が生ずる。「学習センターとしての公民館」といういい方がなされるが、それはそのような状況の中で、改めて学習に焦点を合わせ、学習センターというところに公民館の存在理由を求めようとする意向の表出といえるであろう。しかもその場合には、生涯教育時代の学習センターとしてのあり方が問われていることもつけ加えておかなければならない。学習センターというのは、生涯教育のなかでの学習センターなのである。

そこで、ここでは、生涯教育の中での公民館の果たすべき役割を機能の面からとらえ、学習センターの性格とのかかわりで機能間の関係を明らかにして、これからの公民館のあり方をさぐっておくことにしたい。

まず、学習センターとしての公民館という場合の学習センターは、センター的性格とその機能（人々の学習を援助する機能）に分けて考えることができる。



ここでのセンター的性格というのは、

「第一に、人々が集団で学習をする際に集まる中心的施設という意味である。... 中略
 ... 公民館は、社会教育専用施設としてつくられており、常時、学習する人々が集まる施設としてつくられている。... 中略... 公民館が学習のために人々の集まる場所である。」

第二には、これから生涯教育時代における学習センターとして、地域の学習機関・施設・団体間の連絡・調整網の中心になるべきである。」⁽³⁾

とすれば、第二の点は新たにつけ加えられることになる性格である。生涯教育のシステム化にあっては、連絡・調整機構をどのようにつくるかが大きな問題となるが、地域レベルまでおりてくると、地域社会次元での連絡・調整をどのように行うかが問題となる。その場合には、やはり公民館を中心にせざるをえないであろう。

このことについては、山本恒夫は、つぎのように述べている。

「公民館にそのような機能を付与することの方が、実現可能性は大きいように思われる。」⁽⁴⁾

また、学習援助機能の場合には、学習センターとしての公民館は、人々の学習を援助する機能を備えていなければ、学習センターとはならない。公民館の学習援助機能としては、これまでの公民館がすでに備えているものと、今後、生涯教育推進体制の整備とともに、備えなければならないものに分けられる。

このことについては、山本恒夫は、つぎのように述べている。

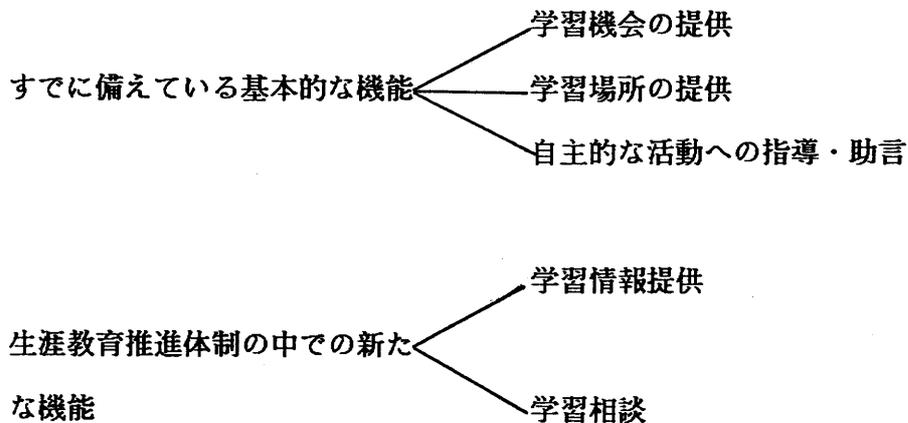
「すでに備えている機能としては、まず第一に、学習機会の提供があげられる。学習機会の提供というのは、公民館の主催・共催事業が中心で、学級・講座・教室等の開催や文化祭その他の行事等がこれにあたる。第二には、学習場所の提供もあげることができる。これは、自主的グループ等の集団や団体が、みずからのプログラムで学習活動を展開する場合に、その場所を提供するものである。また第三に、そのような公民館での自主的活動場面での指導・助言もあげることができる。指導・助言の種類はさまざまである。プログラムの展開に関することであろうし、学習内容・方法に関することもあるにちがいない。いずれにしても、これまでの公民館がそのような機能を持っていたことは否定できない。

以上の3機能に対して、次にあげる2つの機能は、従来も実質的にはあったかも知れないが、公民館の主要な機能としては認知されておらず、したがってまだあまり整備されていない機能といえる。

その第一は、学習情報提供であり、その第二は学習相談である。」⁽⁵⁾

これをつぎのように表すことができる。

学習センターとしての公民館の機能



以上のような学習援助機能は、先にあげた公民館のセンター的性格と密接な関係がある。この学習援助機能とセンター的性格とのかかわり、そして機能間の関係を明らかにするためには、山本恒夫の関係論的なアプローチを利用してみる。

山本恒夫によれば、次の記号化ができる。

「センター的性格

A₁ : (人々が集まり) 学習する施設

A₂ : 連絡・調整の中心 (的存在)

学習援助機能

B₁ : 学習機会の提供

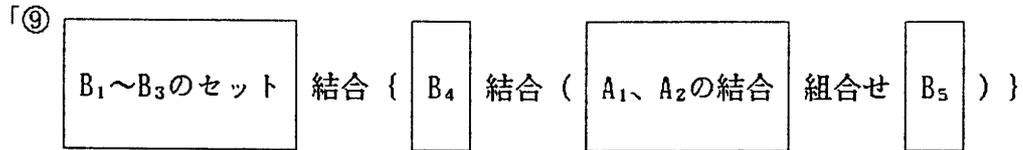
B₂ : 学習場所の提供

B₃ : (自主的な活動への) 指導・助言

B₄ : 学習情報提供

B₅ : 学習相談」⁽⁶⁾

これらを使って、山本は関係計算によりA、Bの関係を次のように導き出している。



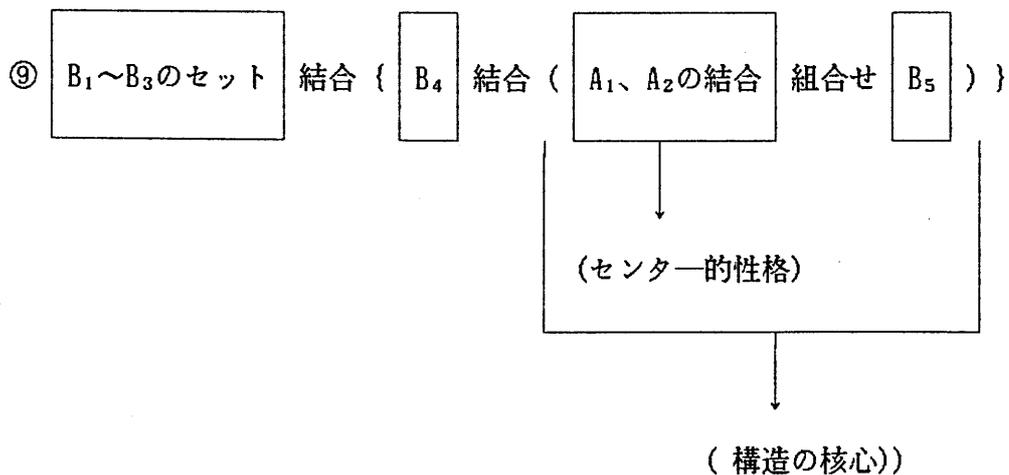
これは、A₁（学習する施設）とA₂（連絡・調整の中心）を結合させたセンター的性格を考えると、そこからは、センター的性格にB₅（学習相談）を組合せ、それにB₄（学習情報提供）を結合させ、その全体にさらにB₁（学習機会の提供）、B₂（学習場所の提供）、B₃（指導・助言）の組合せのセットを結合させた構造が導き出せることを意味している。」⁽⁷⁾

⑨の式で、山本恒夫は、具体的にはどのようなことを意味しているのだろうか。これを検討してみよう。

⑨の式で注目されるのはB₅（学習相談）であり、これからの生涯教育時代における公民館のあり方をめぐって、学習センター的性格を強調すれば、その学習センター的性格に直接組合せる形で出てくるのが学習相談であるということの意味している。

⑨式の構造をみれば、A₁、A₂を結合した学習センター的性格は、B₅（学習相談）と組合さって構造の核心を構成している。

これをわかりやすく示すと、次の如くなる。



これからの学習社会にあっては、公民館の独自性を見出せるところがこの学習相談ということになる可能性はおおいにありうる。たとえば、学習機会の提供にしても、学習場所の提供とそれに関連しての指導・助言にしても、これからは一般行政、民間等においてますます行われるようになるであろうし、これらは必ずしも公民館独自の機能とはいえなくなっているのである。

それに対して、学習情報提供は、情報システムができあがれば公民館の特色の一つになるかも知れない。しかし、それととも、システム化されれば、他の社会教育施設や公民館類似施設でも端末機を置いて情報提供を行うことができるから、これも公民館独自の機能として主張することはできないであろう。それに加えて、情報の提供のみに公民館の独自性を見出そうとすれば、公民館を教育の施設と呼ぶ根拠が弱くなり、その存在意義がうすれて行くであろう。

勿論、学習相談にしてみても、地域社会に生涯教育センター等が設置され、そこで学習相談が行われるようになれば、これまた公民館独自の機能とはいえなくなる。しかし、現在の状況をみれば、公民館がこれを行い、そこに独自性を見出しうるとみるのが穏当な見方であろう。地域における日常的な学習相談ともなれば、学習センターとしての公民館を中心にすえるというのが、現実的で実現可能性のもっとも大きい考え方であると思われる。

以上が山本恒夫の公民館の学習センター的性格と学習援助機能とのかかわりに関する関係論的なアプローチについての検討である。

上記の山本の考え方に、前述した全国公民館連合会の「学習者の事態に即して段階を踏む構造的なプログラムの展開を図る」という考えを加えてみると、これからの公民館の姿が見えてくるであろう。

それを実現させるために、公民館では、地域の人々が生涯教育についての理解を深めていくための努力（生涯教育の啓発）が必要となるであろう。それとともに、各公民館では、「生涯教育の推進」ということを基本方針や重点目標などでとりあげること（基本方針等への生涯教育の導入）も重要になるであろう。このような活動を「基盤づくりの活動」と呼ぶことにしよう。

そうすると、生涯教育時代の学習センターとしての公民館の主な活動・事業は、次のとおりになるであろう。

基盤づくりの活動

1. 生涯教育の啓発
2. 基本方針等への生涯教育の導入

核心的な事業

3. 学習情報提供
4. 学習相談
5. 構造的なプログラムの展開

このような活動・事業がどのように進んでいるのか、どの程度まで普及しているのかを明らかにすることは、本研究の大きな目的の一つであった。このことについては、次節（第二章第二節）で述べることにする。

第二節 公民館における生涯教育理念・事業の普及状況

1. 全体的傾向

公民館における生涯教育理念・事業の普及程度を探るにあたって、まず現状をとらえ、分析を行うことにしたい。この節では、序章で述べた「公民館に関する調査」を手がかりに全国的な普及程度をみておくことにする。

本研究では、公民館における生涯教育理念・事業の普及程度を5つの側面に分けて、それぞれ1つずつ質問項目を設定した。それは、生涯教育の啓発、公民館の基本方針等への生涯教育の導入、学習情報提供、学習相談、構造的なプログラムによる事業の展開の5側面であり、本研究では、これらに即して、それぞれを始めた年、その提案者・推進者を明らかにした。

それでは、まず、生涯教育の啓発と基本方針等への導入をみることにしよう。なお、図表の数がきわめて多くなるので、以下では基本的な図表と主要な図表のみを本文中に示しあとは付表、付図にまわすことにした。

1.1 生涯教育の啓発と基本方針への導入

(1) 生涯教育の啓発

全国的にみると、生涯教育の啓発については、公民館の約半数がこれを行っている（表2.2.1）。具体的にどのようなことをしているのかを調べると、広報紙（誌）の発行による315(51.0%)、日常の公民館活動を通して134(21.7%)、講義・研修・調査等を通して117(19.0%)、その他39(6.3%)というような結果となっている。現在準備中のところも23.2%となっているので、生涯教育についての啓発はさらに多くのところで行われるようになるものと予想される。

表 2.2.1 生涯教育の啓発の有無

ある	現在準備中	ない	無記入
48.9 (617)	23.2 (293)	27.3 (345)	0.6 (8)

生涯教育の啓発を始めた年をみると、半数近くの公民館（45.7%）は、昭和56年（中央教育審議会答申「生涯教育について」が出された年）以前に始めている。社会教育の領域ではやくから生涯教育推進がいわれており、昭和46年の社会教育審議会答申でも生涯教育の観点が入導されていた。それらのことが、このような結果をもたらす一因となっているように思われる（付録の表 2.2.2）。

次に、生涯教育の啓発の提案者をみると、「教育委員会又は社会教育委員会」や「前の公民館長」、「現在の公民館長」は、それぞれ 25.3%、18.6%、19.8% となっているのに対して、「公民館主事等の公民館指導系職員」や「公民館の事務職員」、「当該市町村の社会教育主事」は、それぞれ 13.8%、3.4%、6.0%であるという差がみられる（付表2.2.3）

なお、「前の公民館長」と「現在の公民館長」を合わせると公民館長全体の比率は 39.4% になり、提案者として一番重要な人物になるといえる。

そしてまた、生涯教育の啓発の推進者をみると、「公民館主事等の公民館指導系職員」が 51.7% で最も多く、次いで「現在の公民館長」（37.0%）、「前の公民館長」（25.6%）などとなっている。これは、公民館内では生涯教育の啓発の提案があった時に、推進者として一番重要な人物が「公民館主事等の公民館指導系職員」であるということの意味している（付表2.2.4）。

(2) 公民館の基本方針等への生涯教育の導入

全国的にみると、公民館の基本方針等への生涯教育の導入については、多くの公民館がこれを行っている（表2.2.5）。

表 2.2.5 公民館の基本方針等への生涯教育の導入

ある	現在準備中	ない	無記入
63.0	20.7	15.0	1.3
(796)	(262)	(189)	(16)

その導入の年をみると、44.8% の公民館がこのような活動を昭和56年以前から行っているのに対して、「昭和57年」12.7%、「昭和58年」14.2%、「昭和59年」13.8%、「昭和

60年」8.8%、「昭和61年」2.6%になっている（付表 2.2.6）。

基本方針等への提案者をみると、「教育委員会又は社会教育委員会」や「前の公民館長」、「現在の公民館長」が、それぞれ 26.3%、20.6%、18.3% となっているのに対して、「公民館主事等の公民館指導系職員」や「当該市町村の社会教育主事」、「公民館の事務職員」は、それぞれ10.7%、9.2%、2.1%であるという差がみられる（付表 2.2.7）。

また、「前の公民館長」と「現在の公民館長」を合わせると公民館長の全体の比率は 38.9% になり、提案者として一番重要な人物といえる。

一方、公民館の基本方針等への生涯教育の導入の推進者をみると、「公民館主事等の公民館指導系職員」が 51.1% で最も多く、次いで 「現在の公民館長」(35.9%)、「前の公民館長」(28.3%) などとなっている（付表 2.2.8）。これは、公民館内では公民館の基本方針等への生涯教育の導入の提案があった時に、推進者として一番重要な人物は「公民館主事等の公民館指導系職員」であるという意味である。

なお、生涯教育の推進で特に力を入れて行っていることは、表 2.2.9のとおりである。これをみると、公民館は地域の学習センターとして学習機会の提供に力を入れていることがわかるであろう。

表 2.2.9 生涯教育の推進で特に力を入れて行っていること

生涯各期のすべてにわたって学習機会をふやす	68.3
地域の人々の健康の保持・増進を図るための学習機会を用意する	59.3
学習要求の多様化や高度化に対応出来るような学習機会を用意する	50.8
学校との連携を図る	50.2
地域の人材活用の充実を図る	49.2
社会の急激な変化に適応するための学習機会を用意する	39.1
家庭との連携を図る	34.0
他の教育施設・機関との連携を図る	33.9
利用時間や運営方法の弾力化を図る	27.3
来館しない人々の学習を援助する	11.2
国際理解を深めるための学習機会を用意する	9.8
その他	4.5

複数回答

1.2 学習情報提供と学習相談

次いで学習情報提供と学習相談をみることにしよう。すでに述べたように、学習情報提供や学習相談は、組織的に行うべきだとされ、事業として本格的に行うべきだとされるようになったのがごく最近のことだけに、生涯教育の啓発ほど普及していない。

(1) 学習情報提供

全国的にみると、学習情報提供については、このような事業を行っている公民館の比率が 24.7%にすぎない。しかし、現在準備中である公民館の比率が 19.2%であることから、約半数が学習情報提供事業を導入したり、導入の準備をしていることになる（表 2.2.10）。

表 2.2.10 学習情報提供の有無

ある	現在準備中	ない	無記入
24.7	19.2	54.4	1.7
(312)	(242)	(688)	(21)

一方、このような事業を始めた年をみると、付録の表 2.2.11 のように、昭和56年以前からこれを行っている公民館の比率が 51.0%であるのにたいして、「昭和57年」8.7%、「昭和58年」10.9%、「昭和59年」10.2%、「昭和60年」8.6%、「昭和61年」4.8%であり、導入しているところだけでみると、早くから取り入れている公民館が多い事業であるといえる。

学習情報提供事業の導入の提案者をみると、また「教育委員会又は社会教育委員会」や「前の公民館長」、「現在の公民館長」が、それぞれ 21.8%、21.8%、21.3% となっているが、しかしこの場合には、「公民館主事等の公民館指導系職員」の比率も高く(17.9%)、公民館内の人物が提案者となる場合が最も多い事業になっている。それに対して、「当該市町村の社会教育主事」などの比率が低くなっているのが目立つ（付表2.2.12）。公民館内の人物の中では、「前の公民館長」と「現在の公民館長」を合計すると公民館長の全体の比率が43.0% になり、提案者としては一番多い。

そしてまた、学習情報提供事業の導入の推進者をみると、付録の表 2.2.13 のように、「公民館主事等の公民館指導系職員」が 59.6%で最も多く、次いで「現在の公民館長」が 37.2%、「前の公民館長」が 28.3%、などとなっている。これも、学習情報提供事業の導入の提案があった時に、推進者として一番重要な人物は「公民館主事等の公民館指導系職員」であるということの意味しているのである。

(2) 学習相談

全国的にみると、学習相談事業については、このような事業を行っている公民館の比率が 17.3% にすぎない（表2.2.14）。学習情報提供と学習相談は関連づけて行うべきだとされ、学習情報提供には必ずといってよいほど学習相談がともなうとされている。先に示した学習情報提供の有無の表（表2.2.13）と表2.2.14を比較するとほぼ同じような傾向になっているのは、そのような事業の特性によるものと思われる。

表 2.2.14 学習相談事業の有無

ある	現在準備中	ない	無記入
17.3 (219)	16.6 (210)	60.1 (758)	6.0 (76)

学習相談事業を始めた年をみると、付録の表 2.2.15 のように、昭和56年以前からこれを行っている公民館の比率が 48.4%となっているのにたいして、「昭和57年」9.6%、「昭和58年」11.4%、「昭和59年」9.6%、「昭和60年」9.6%、「昭和61年」6.4%となっている。

学習相談事業の導入の提案者をみると、他の事業と違ってこの場合には「現在の公民館長」の比率（25.6%）が最も多くなっているのが特徴的である。そしてまた、他の事業と違って「公民館主事等の公民館指導系職員」の比率（16.9%）が「前の公民館長」の比率（15.5%）とほぼ同じ位になっており、「指導系職員」の占めるウエイトがやや大きくなっている（付表2.2.16）。

学習相談事業の導入の推進者をみると、付録の表2.2.17 のように「公民館主事等の公民館指導系職員」が 57.6% で最も多く、次いで 「現在の公民館長」が 40.6%、「前の公民館長」が 23.7%、などとなっている。これは学習情報提供事業とほぼ同じような傾向である。

1.3 構造的なプログラムによる事業の展開

最後に構造的なプログラムによる事業の展開をみることにしよう。学習情報提供や学習相談は中央教育審議会答申の中にあり、国や都道府県もこれらの事業を推進しようとしているが、構造的なプログラムによる事業の展開はすでに述べたように全国公民館連合会の第5次専門委員会の答申の中にあるものであり、公民館のみがその提言の対象となっているものである。

全国的にみると、このような事業を行っている公民館の比率は 10.6% にすぎない (表 2.2.18)。

表 2.2.18 構造的なプログラムによる事業の展開の有無

ある	現在準備中	ない	無記入
10.6 (134)	24.3 (307)	62.4 (788)	2.7 (34)

このような事業を始めた年をみると、付録の表 2.2.19 のように、43.3% が昭和 58 年 (全国公民館連合会の第5次専門委員会答申「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」が発表された年) 以前から始めているのに対して、「昭和59年」15.7%、「昭和60年」19.4%、「昭和61年」8.2%となっている。昭和58年以前から行ってきた公民館は、従来から一部でいわれていたこのような事業展開をいちはやくとり入れていたところといえるであろう。

構造的なプログラムによる事業の展開の提案者をみると、「教育委員会又は社会教育委員会」や「公民館主事等の公民館指導系職員」、「現在の公民館長」、「前の公民館長」がそれぞれ 23.9%、20.9%、20.2%、19.4% と高い比率を占めている (付表2.2.20)。しかし、「現在の公民館長」と「前の公民館長」を合わせると、公民館長の全体の比率が40% に近くなっており、提案者としては一番重要な人物になるともいえる。

そしてまた、構造的なプログラムによる事業の展開の推進者をみると、付録の表2.2.21 のように「公民館主事等の公民館指導系職員」が 59.7% で最も多く、次いで「現在の公

民館長」が 35.8%、「前の公民館長」が 25.4% などとなっている。ここでも公民館内で構造的なプログラムによる事業の展開の提案があった時に、一番重要な推進者は「公民館主事等の公民館指導系職員」であるということになるのである。これは、構造的なプログラムによる事業の展開が全国公民館連合会から提案されたことを考えると、当然といえるかも知れない。

2. 生涯教育理念・事業の普及過程

本章第二節1で述べたように、公民館での生涯教育についての啓発事業と公民館の基本方針等への導入は進んでいるものの、学習情報提供事業や学習相談事業、構造的なプログラムによる事業の展開についてはまだ遅れが目立っている。啓発事業は比較的行いやすいが、学習情報提供事業や学習相談事業は公民館のみでは財政的理由などで体制整備が行いにくいという事情があり、構造的なプログラムによる事業の展開についても、その提言後まだあまり年数もたっていないことなどを考えると、このような傾向もやむをえないであろう。

ここでは、これまで導入されたり、実施されている範囲内で、このような理念・事業は公民館の場合いつから導入されたのか（時間的な普及過程）、また、どのように普及したのか（空間的な普及過程）を明らかにしたいと思う。

2.1 時間的な普及過程

まず、時間的な普及過程をみることにしよう。

昭和40年12月にユネスコの成人教育推進国際委員会で提唱された生涯教育の考え方は、ただちに日本に紹介されたが、それが広く知られるようになったのは昭和46年に中央教育審議会と社会教育審議会がその観点を取り入れた答申を発表してからということであった⁽⁸⁾。それ以後、にわかに生涯教育ブームが到来し、教育論議となると何かにつけて生涯教育が取り沙汰されるようになった。

中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年）は、前文において生涯教育の観点から全教育体系を総合的に整備することが今後の課題だと述べている。そして、従来の教育が家庭教育・学校教育・社会教育に区分され、それがあたかも年齢層による教育対象の区分であるかのように誤解されているとしたうえで、その役割分担を本格的に究明する必要があるとしている。

一方、社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（昭和46年）は、社会の激しい変化に対処するために生涯教育が必要であることを指摘したうえで、生涯にわたる学習の継続性ととともに、家庭教育・学校教育・社会教育の三

者の有機的統合が必要であるとしている。これは、ユネスコでの生涯教育の提唱が、人の一生という時系列にそった水平的次元と個人生活・社会生活の全体にわたる垂直的次元の両方にわたって統合されたものでなければならない、としている点と軌を一にしている。

その後、昭和47年に保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方針について」が出されたが、そこでもすべての国民が生涯体育を実践できるように条件整備をすることの必要性が、序文においてうたわれている。

このような答申類の影響もあり、生涯教育の考え方は昭和56年の中央教育審議会答申以前にすでに一部の地域へ浸透しつつあった。

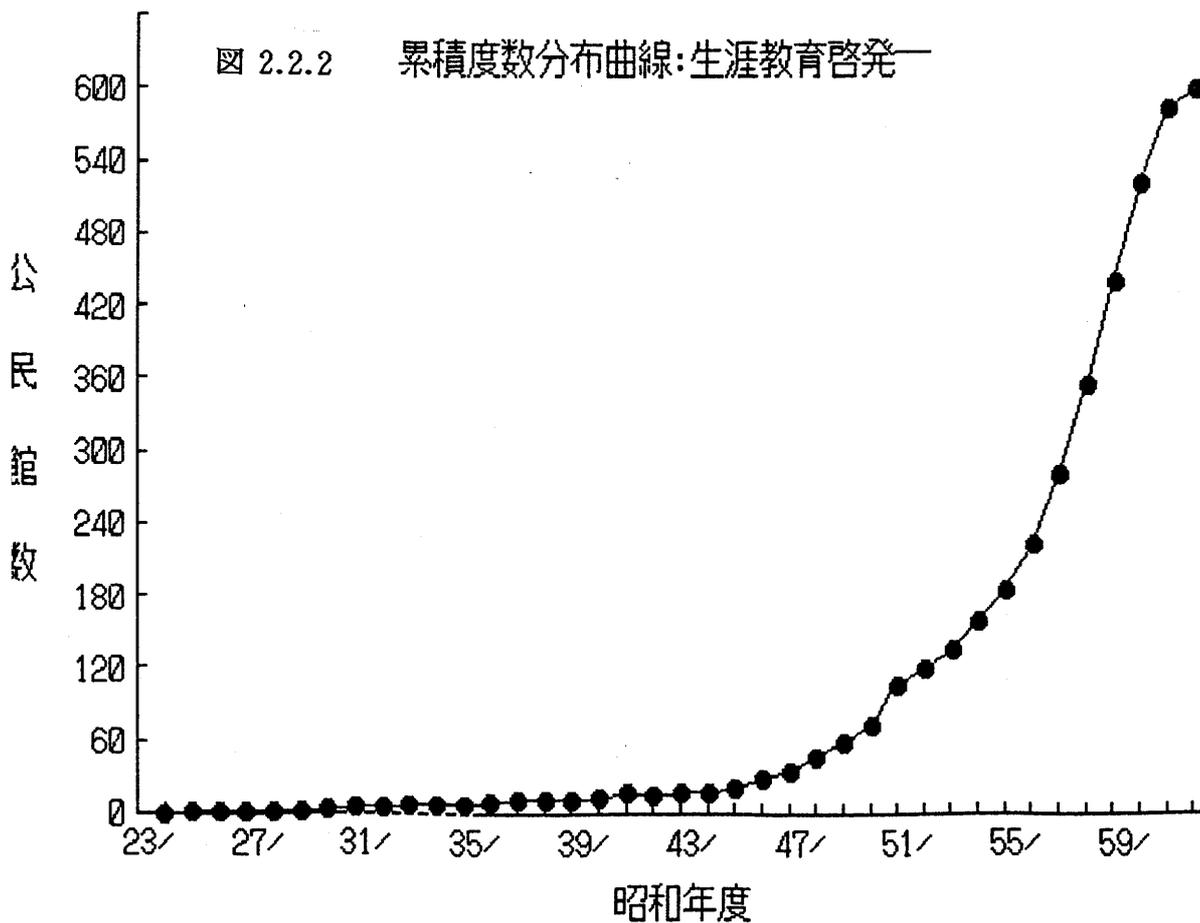
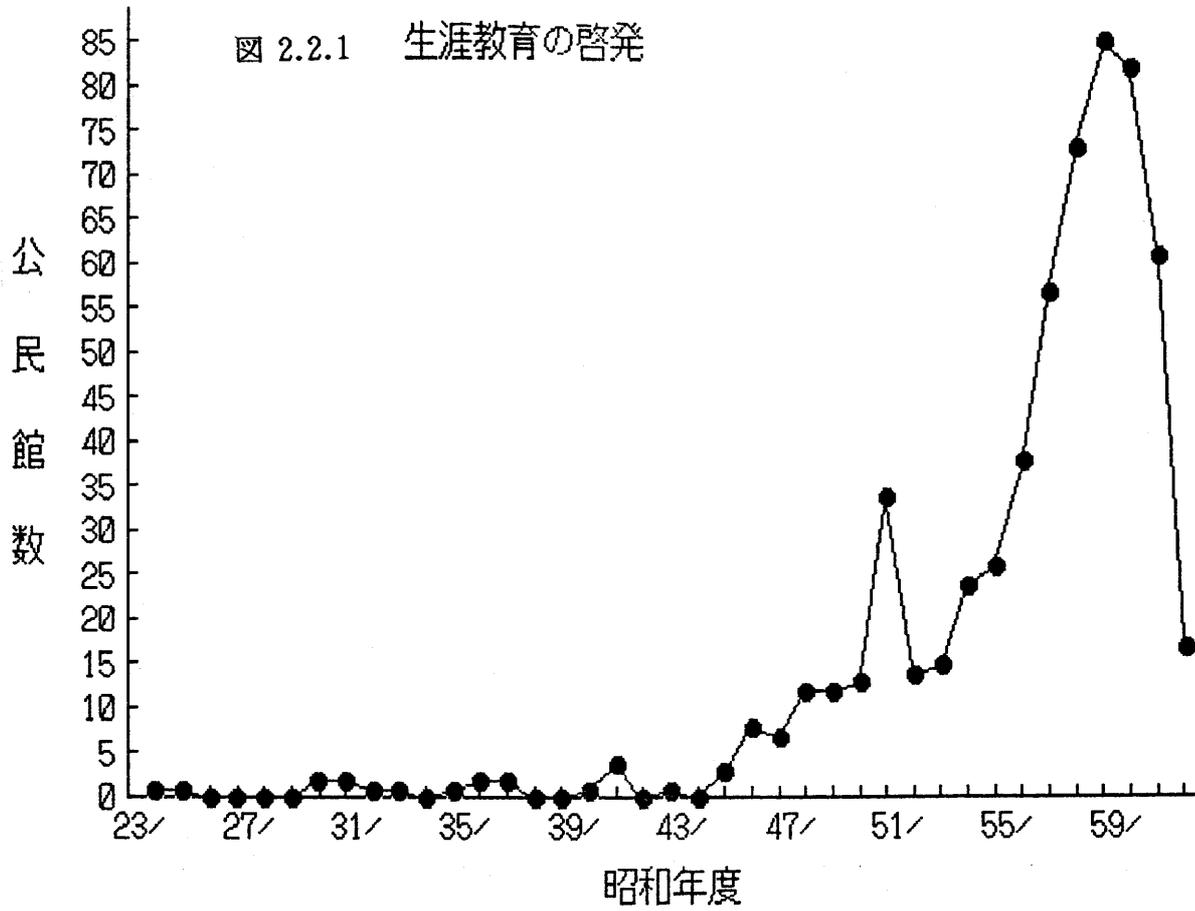
しかし、ここでとりあげたような理念・事業の時間的普及過程はまだ明らかにされていない。そこで、まず生涯教育の啓発から時間的普及過程を追ってみることにしよう。

図 2.2.1 にみられるように、生涯教育の啓発は、昭和46年の中央教育審議会や社会教育審議会の答申以前から行っているところもわずかながらあるが、その数は47年を境に急激にふえ、50年にはひとつのピークに達した。だが、翌年には49年並みにまで減少し、それから3年間(51-54年)は増加を続けたものの、再び50年並みの館数に達することはなかった。しかし、その後の4年間(54-58年)は急速に増加してゆき、58年には第2のピークを成した。それからの3年間(58-61年)には、再び落ち込みが見られる。

図 2.2.2 に見られるように、生涯教育啓発を行う公民館数の累積度数曲線は、昭和23年から45年までの累積度がほぼ横ばいに近く、その後54年までは比較的ゆるやかな伸びをみせた。そして、それから60年まで急速にふえつづけている。

次に、公民館の基本方針等への生涯教育の導入を検討してみよう。

付録の図 2.2.3 からわかるように、これは生涯教育の啓発の場合と同様の傾向を示しており、昭和46年以前からわずかながらも基本方針等への生涯教育の導入を行ってきた公民館があった。その数は47年を境に急激にふえ、50年にはひとつのピークに達した。だが、翌年には49年並みにまで減少し、それから3年間(51-54年)には、再び増減が見られる。しかし、その後の4年間(54-58年)は急速に増加してゆき、58年には第2のピークを成した。それからの3年間(58-61年)には、再び落ち込みが見られる。基本方針等への生涯教育の導入を行う公民館数の累積度数曲線は、生涯教育の啓発の場合と同様に、



昭和23年から45年までの累積度がほぼ横ばいに近く、その後54年までは比較的ゆるやかな伸びをみせた。そして、それから60年まで急速にふえつづけている（付図2.2.4）。

次に、学習情報提供の導入を検討しよう。

付録の図2.2.5によると、これも生涯教育の啓発そして公民館の基本方針等への生涯教育の導入の場合と同様の傾向を示している。しかし、その数が急激にふえるのは昭和45年が境となっている。49年にはまた減少するにもかかわらず、50年にはひとつのピークに達した。だが、その後の2年間（51-52年）は48年並みにまで減少し、それから4年間（52-56年）は増加を続けたものの、再び50年並みの館数に達することはなかった。しかし、その後の2年間（56-58年）は急速に増加してゆき58年には第2のピークを成した。これは中央教育審議会答申（昭和56年）で学習情報提供の充実が今後の課題とされた直後のことである。それからの3年間（58-61年）には、再び落ち込みが見られる。

付録の図2.2.6は、学習情報提供を行う公民館数の累積度数曲線を示したものである。これも生涯教育の啓発・公民館の基本方針等への生涯教育の導入の場合と同様の傾向を示している。

さらに、学習相談事業の導入を検討してみよう。

付録の図2.2.7にみられるように、学習相談事業の導入傾向はこれまでのものと変わらないが、その数は40年を境に急激にふえ、40年にはひとつのピークに達した。だが、翌年にはまた減少し、それから8年間（41-49年）には再び増減がみられる。しかし翌年にはまた急激にふえ、50年に第2のピークを成した。それから2年間（50-52年）には、また減少し、その後の6年間（52-58年）は増加してゆき、58年には第3のピークを成した。それからの3年間（58-61年）には、再び落ち込みが見られる。

付録の図2.2.8は、学習相談事業を行う公民館数の累積度数曲線である。生涯教育の啓発・公民館の基本方針等への生涯教育の導入・学習情報提供の場合と同様に、昭和23年から39年までの累積度がほぼ横ばいに近く、その後49年までは比較的ゆるやかな伸びをみせたということを示している。そして、それ以降60年まで急速にふえつづけた。

最後に、構造的なプログラムによる事業の展開を検討してみよう。

付録の図 2.2.9 からわかるように、これは他の項目と違って 40 年以降に出現する事業である。昭和 40 年以来、わずかな数ではあるが多少の増減をみせながら構造的なプログラムによる事業を行う公民館が登場してきた。その数は49年を境にふえ、50年にはひとつのピークに達した。だが、他の事業と同様に51年には減少し、53年からまた急激に増加を続けて60年には第2のピークを成した。それからの1年間(61年)には、再び落ち込みが見られる。付録の図 2.2.10 に示した構造的なプログラムによる事業の展開を行う公民館数の累積度数曲線は、40年から49年までの累積度がほぼ横ばいに近く、それから61年まで急速にふえつづけている。

以上が生涯教育の啓発・公民館の基本方針等への生涯教育の導入・学習情報提供・学習相談・構造的なプログラムによる事業の展開に関する時間的な普及過程である。

以上のことからみると、本研究でとりあげた生涯教育理念・事業の普及過程は大体同じような傾向を示していることがわかる。そして、それらの普及過程には二つのピークがあるといってもよいであろう。第一のピークはやや小さいが昭和50年頃であり、第二のピークは昭和58年頃である。

第一のピークは、昭和46年の中央教育審議会答申、社会教育審議会答申を受けて、行政面、特に社会教育行政で生涯教育の推進がいわれるようになったことの影響があらわれ始めたせいではないかと考えられる。また第二のピークは、昭和56年の中央教育審議会答申「生涯教育について」の影響であろう。このように、生涯教育理念・事業の公民館への普及過程では、生涯教育関係の答申類の影響が強いように思われる。それは、公民館が公的な社会教育の中に含まれていることを考えれば、当然といえるかも知れないのである。

なお、構造的なプログラムによる事業の展開は、前述のように提言された時期もずれており、ピークが上述のものとは一致しないことを断っておきたい。

2.2 空間的な普及過程

次に、生涯教育理念・事業が空間的にはどのように普及しているのかを明らかにするにしたいと思う。ここでいう空間的普及とは地理空間のことであり、生涯教育理念・事業が日本全土へどのように普及しているのかということである。時間的普及過程は、すでにみたように2つのピークを持つ形をとっており、各理念・事業の普及率には差があるといえその形はいずれも似かよっていた。それでは空間的普及はどのようなであろうか。日本全土へほぼ同じように普及しているであろうか。

空間的な普及に関する研究は多岐にわたっている。すなわち、各国の間に広まった、文化的な特性（文化地理学）⁽⁹⁾から州間での物価の動き（経済学）⁽¹⁰⁾に至るまで、またある社会内での新しい概念の普及（社会学）から疾病の伝染化（疫学）⁽¹¹⁾まで、さまざまである。しかし、教育学の領域では、このような空間的な普及に関する研究は、筆者が調べた限りでは、従来なされていない。

それでは、本研究のデータを検討してみよう。ここでは、日本全国をいくつかの地区に分割をした。分割は以下のようである。

- 1 北海道（北海道）
- 2 東北（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）
- 3 関東（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川）
- 4 北陸（新潟・富山・石川・福井）
- 5 中部（山梨・長野・岐阜・静岡・愛知）
- 6 関西（三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）
- 7 中国（鳥取・島根・岡山・広島・山口）
- 8 四国（徳島・香川・愛媛・高知）
- 9 九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）

では、まず生涯教育の啓発の空間的な普及をみることにする。

生涯教育の啓発がどの程度導入されているかを地区別にみると、九州(56.7%)、中国(55.0%)、東北(53.1%)ではかなり普及しており、関東(42.8%)、関西(40.5%)、北海道

(38.2%) においてはやや遅れがみられる(表2.2.22 なお付図 2.2.11 も参照)。

基本方針への生涯教育の導入をみると、東北(77.0%)、九州(67.3%)が進んでいるのに対して、下位の四国(56.7%)、中部(56.6%)、関西(55.7%)はいずれも55%を若干超えた程度となっている(表2.2.22、付図2.2.12)。

学習情報提供をみると、上位の3地区は九州(32.6%)、北陸(26.1%)、四国(25.6%)となっており、関東(20.3%)、北海道(17.7%)はやや遅れている(表 2.2.22、付図 2.2.13)。

学習相談の場合には、九州(23.6%)、東北(19.6%)、関西(19.6%)がやや進んでおり、中国(11.9%)、関東(11.8%)において遅れがみられる(表2.2.22、付図2.2.14)。

最後に、構造的なプログラムによる事業の展開をみると、北海道(14.7%)、中部(13.8%)、九州(13.6%)が多い方で、北陸はわずか6.0%となっている(表2.2.22、付図 2.2.15)。

以上が各項目に関する、地区別にみた生涯教育の空間的な普及状況である。

これら5項目をまとめ、その平均を出したのが表2.2.22の「割合」である。この「割合」を分布図に移すと、図 2.2.16 のようになる。

以上の分布図から明らかなように、九州の普及率が一番高く、それに続くのが東北であり、逆に低いのは関東や関西である。

これをみると、九州、東北は伝統的に公民館活動に熱心であり、生涯教育理念・事業の導入にもいち早く対応しているということができよう。それに対し、関東や関西では公民館以外のところでの学習機会も多く、学習条件には恵まれており、生涯教育への対応も公民館以外のところであれこれと行われているため、必ずしも公民館が対応しなければならないような状況にはないという事情が反映されているように思われる。参考までにいえば、東京23区、大阪市、横浜市には公民館はないのである。

ここで、以上のような調査結果を日本生涯教育学会調査の結果と比べてみたい。ここで比較しようとするのは、日本生涯教育学会が行った「市区町村の生涯教育調査」(昭和59年)⁽¹²⁾である。この「市区町村の生涯教育調査」は全国の市区町村教育委員会に対して行われた生涯教育に関する調査であり、その内容としては、次のようなものがあげられている。

表 2.2.22 地区別に応じた生涯教育推進

	啓 発	基本方針	情報提供	学習相談	構造プロ	割 合
北海道	38.2	64.8	17.7	17.6	14.7	30.6
東 北	53.1	77.0	25.1	19.6	11.8	37.3
関 東	42.1	59.4	20.3	11.8	10.2	28.8
北 陸	50.0	63.4	26.1	15.7	6.0	32.2
中 部	48.0	56.6	23.0	19.1	13.8	32.1
関 西	40.5	55.7	22.8	19.6	10.1	29.7
中 国	55.0	62.9	23.8	11.9	7.9	32.3
四 国	45.6	56.7	25.6	16.7	8.9	30.7
九 州	56.7	67.3	32.6	23.6	13.9	38.8

図 2.2.16 地区別に応じた生涯教育推進

推進%



28 - 29



30 - 31



32 - 33

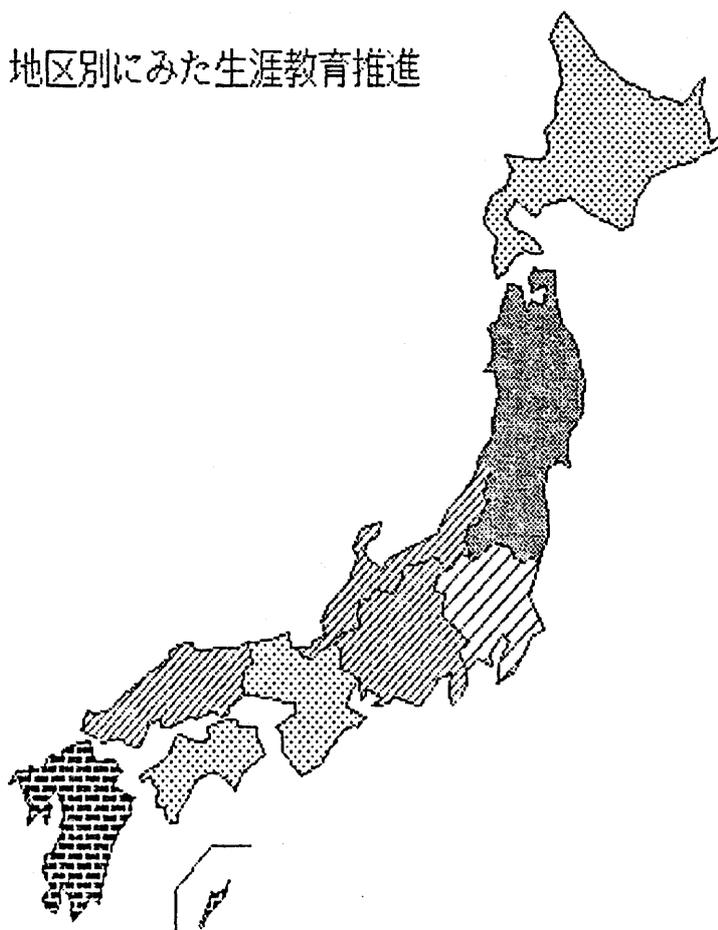


36 - 37



38 - 39

日本全図



- 「1. 生涯教育施策 — 生涯教育の答申・建議・意見具申、教育行政の基本方針・重点目標、生涯教育の考え方の施策への反映、都道府県教育委員会の指導・援助・助言、モデル地区の設定
2. 条件整備 — 学習情報提供、学習相談、指導者研修、人材活用、社会教育の広域化」⁽¹²⁾。

このなかから ①基本方針・重点目標、②学習情報提供、③学習相談という項目を選んで、本研究の結果と比較したいと思う。

まず、それぞれの地区における教育行政の基本方針への生涯教育の考え方の導入についてみると(表 2.2.25)、市区町村教育委員会レベルで導入されている場合には、公民館でも導入されていることが多く、特に東北、北陸、関西、四国では公民館の比率が教育委員会のそれを上回っている。

日本生涯教育学会の調査は昭和58年に行われており本研究の調査実施時期(昭和61年)との間にずれがあるので、これらの地区でも、その後、教育委員会レベルでの導入の比率が高まっている可能性がある。したがって、これらの地区では、教育委員会より公民館の方が基本方針へ生涯教育の考え方を導入することに積極的とは必ずしもいえないが積極性が目立つといえるであろう。

それに対し学習情報提供では、市区町村教育委員会レベルの比率が公民館レベルの比率をかなり上回っているところが多い。これは、学習情報提供が教育委員会レベルで市区町村全域をサービスエリアとして実施されることが多いためであろう。

一方、学習相談は、市区町村教育委員会と公民館の実施率の間に、学習情報提供のような大きな差がない。学習相談の性格上、市区町村教育委員会が行えば、相談窓口などを公民館に置く場合が多いからではないかと思われる。

表 2.2.25 本研究の調査と他の調査との比較

	基本方針への導入		学 習 情 報 提 供		学 習 相 談	
	本調査	生涯教育学会	本調査	生涯教育学会	本調査	生涯教育学会
北海道	64.8	68.7	17.7	62.4	17.6	31.3
東 北	77.0	59.3	25.1	37.0	19.6	25.9
関 東	59.4	73.9	20.3	52.2	11.	13.0
北 陸	63.4	50.0	26.1	70.0	15.7	20.0
中 部	56.6	66.7	23.0	43.8	19.1	5.0
関 西	55.7	50.0	22.8	40.0	19.6	10.0
中 国	62.9	66.0	23.8	45.0	11.9	25.0
四 国	56.7	50.0	25.6	46.6	16.7	26.0
九 州	67.3	70.0	32.6	25.0	23.6	13.9

3. 公民館における生涯教育推進程度とその促進要因

では、生涯教育理念・事業普及の促進要因のうちで、どのようなものが普及の程度に影響しているのでしょうか。ここでは、このようなことについて検討してみたいと思う。

普及に関する研究の文献を検討すると、これまでの研究の中心課題は革新性の面から見た人々の違い（つまり、採用者カテゴリー別にみて、人々はそれぞれどのような特性をもつか）や、アイデアごとの違い（つまり、各々のアイデアの持つ特性が普及速度にいかに影響するか）に集中し、他方、所在施設・所在地域での普及については、研究がなされていないということがわかる。

そこで、本節ではこのような変数、すなわち A. 所在地域の特性（地域関連要因）、B. 所在施設の特性（施設関連要因）、そして C. リーダーの特性（館長関連要因）をみることにしたいと思う。

なお、本項ではしばしば「生涯教育推進の程度」という概念を使うので、はじめにそれを定義づけ、どのようにして得られたのかを述べておくことにしよう。

すでに述べたように、「公民館に関する調査」では、各公民館の生涯教育推進の目安として「生涯教育の啓発」「基本方針への導入」「学習情報提供」「学習相談事業」「構造的なプログラムによる事業の展開」など5項目にわたる質問を行った。それに対する回答は「行っている」「行っていないが準備中である」「行っていない」の中から選ぶことになっているが、それぞれの選択肢に点数をつけ、「行っている」は1点、「準備中」は2点、「行っていない」は3点とした。この5つの質問に対する回答の点数の合計が「生涯教育推進の程度」である。例えば、Aという公民館が5項目すべてについて「行っている」という回答をよせれば、その「生涯教育推進の程度」は5点である。また、Bという公民館の回答が「行っている」が2つ、「準備中」が1つ、「行っていない」が2つであれば、その「生涯教育推進の程度」は10点ということになる。以上からもわかるように、各公民館の合計点が低いほど「生涯教育推進の程度」は高い、ということになる。

以下の分析においては、このように点数化したもののうち5点～8点を推進程度が「よい」、9点～11点を「中間」、12点～15点を「わるい」というようにグループ分けしている。

そして、このうちの「よい」にあたる公民館だけを取り出し、各地区や市町村の公民館総数中に占める割合によって「よい」公民館が「多い」地区（市町村等）、「中位」の地区（市町村等）、「少ない」地区（市町村等）という地域分類を行った。

それでは、公民館での「生涯教育推進の程度」をみることにする。

3. 1 地域関連要因

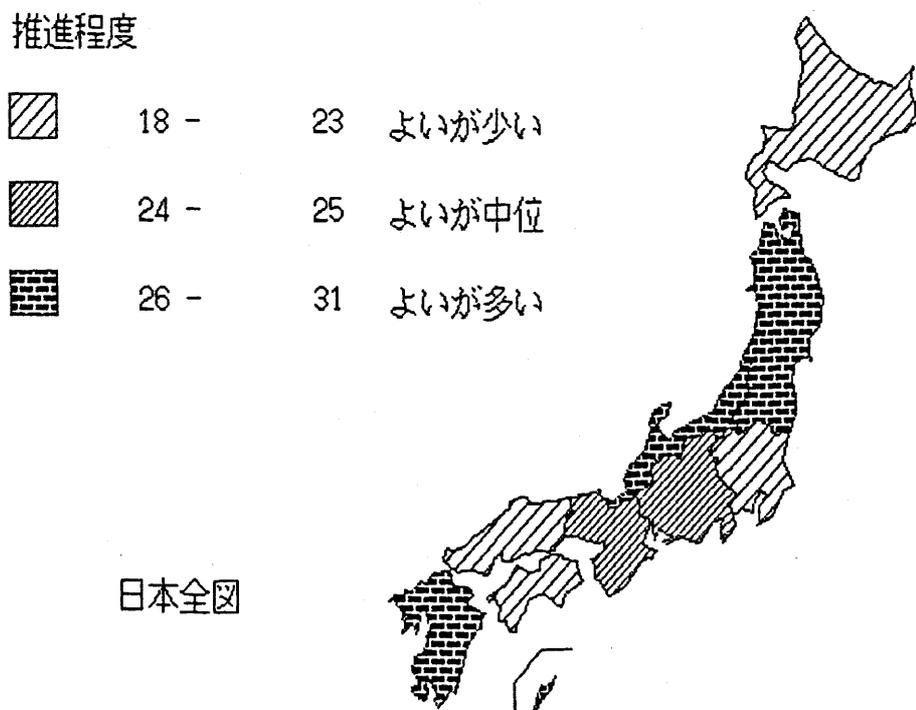
地域関連要因として、①所在地区、②所在市町村、③地域の特性、④当該市町村の人口そして⑤公民館のサービス・エリア人口にわけてそれぞれの検討していきたい。

3.1.1 所在地区

まず、地区レベルでは、「よい公民館が多い」地区は、北陸(30.4%)、九州(30.3%)、東北(26.6%)であり、「よいが中位」の地区は、中部(25.1%)、関西(23.5%)であり、「よいが少ない」地区は、北海道(23.4%)、四国(20.9%)、関東(19.7%)、中国(18.5%)である(付表 2.2.23)。

このことは次のような分布図に移しかえることができる。

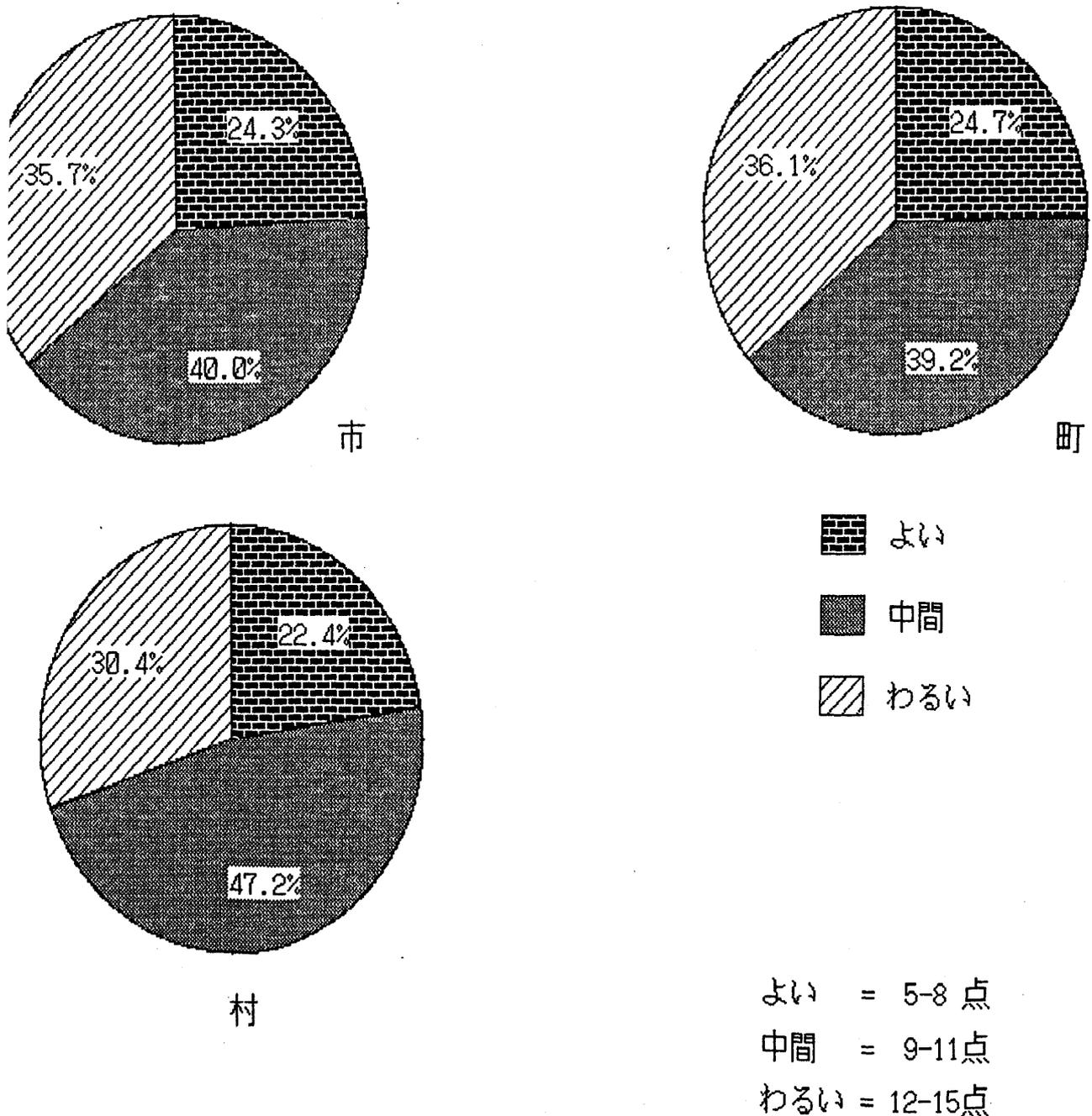
図 2.2.17 地区別に見た生涯教育推進の程度



3.1.2 所在市町村

市町村レベルでみると、「よい」程度の市は、24.3%、町は、24.7%、村は、22.4%で（図2.2.18、または付表2.2.24）、あまり差はない。また、「よい」と「中間」を合わせた割合をみても、三者とも65%くらいとなっており、三者間ではあまり差がみられないということがわかる。地区別にみるとかなり差があったが、市町村別ではあまり差がないということになるであろう。

図 2.2.18 市町村別にみた生涯教育推進の程度



3.1.3 地域の特性

地域の特性別にみると、「よい」グループについていえば、「よいが多い」地域は工業地域(40.0%)であり、「よいが中位」の地域は団地地域(37.9%)、商業地域(30.7%)であり、「よいが少ない」地域はその他の地域(29.4%)、住宅地域(22.4%)、農林業地域(21.5%)である(図 2.2.19)。これについては、今後、さらに検討を加えその理由を明らかにする必要がある。

3.1.4 当該市町村の人口

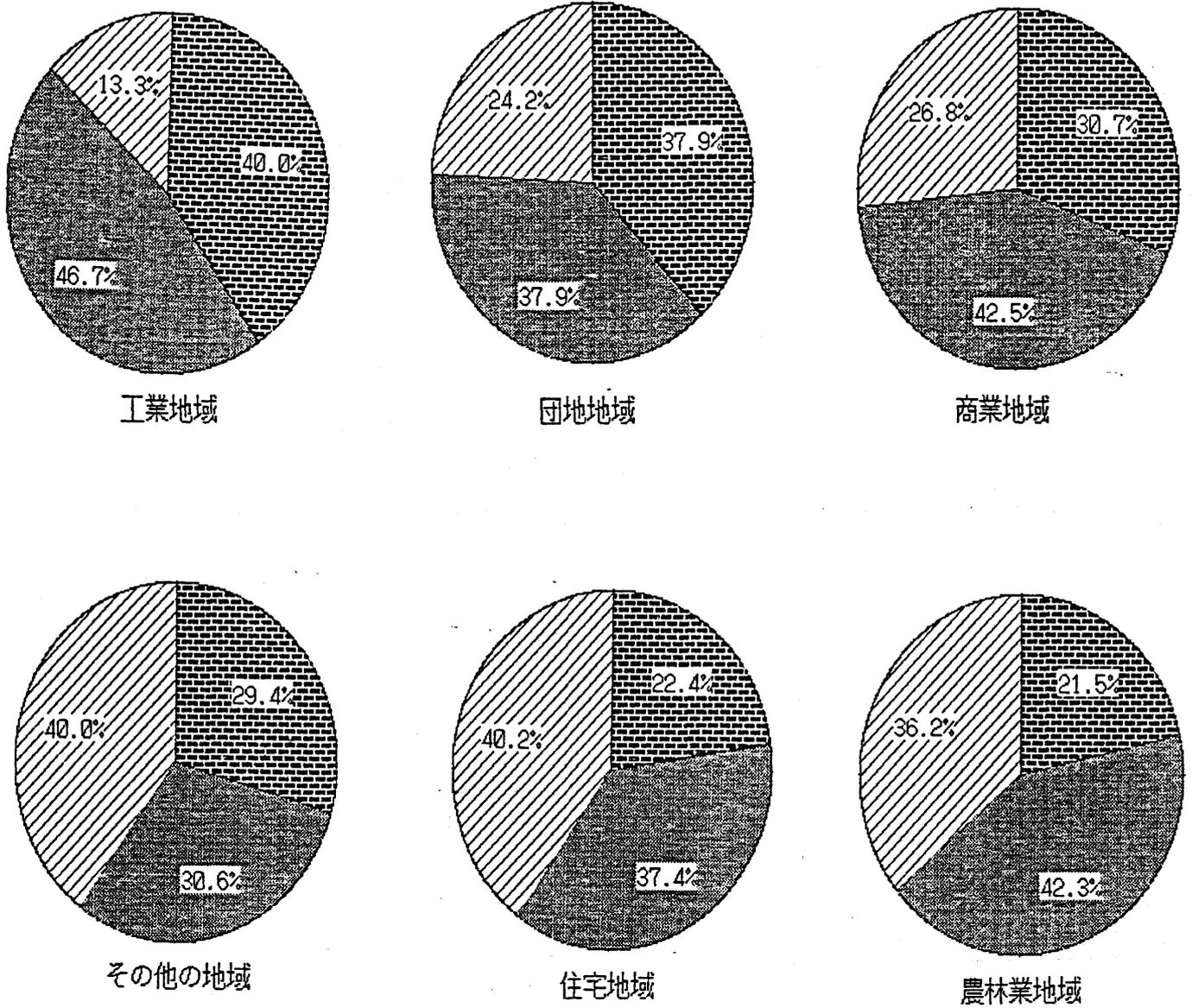
当該市町村の人口別にみると、「よい」グループについていえば、「よいが多い」のは人口 30 万以上(30.0%)、5 万-10 万(26.2%)であり、「よいが中位」は人口10万-30 万(24.9%)、8 千-3万(24.6%)であり、「よいが少ない」は人口 8千未満(22.3%)、3万-5 万(19.7%)である(付表 2.2.26)。これによると、人口の少ない(8 千未満)ところの公民館より人口の多い(5万- 30万以上)ところの公民館の方が生涯教育理念・事業をよく導入しているということになる。人口の少ない(8 千未満)ところは、過疎地で、先の地域の特性との関係でいえば、農林業地域に多い。

3.1.5 公民館のサービス・エリア人口

公民館のサービス・エリア人口別にみると、「よい」グループについていえば、「よいが多い」のは人口 3千-5千(28.8%)、3 万以上(28.3%)、1 万-2万(26.8%)であり、「よいが中位」の場合は人口 5千-1万(25.3%)、2 万-3万(22.6%)であり、「よいが少ない」は人口 3千未満(17.6%)である(付表 2.2.27)。この表からわかるように、サービス・エリア人口の場合には一定の傾向があるとはいえない。すなわち、このような変数は公民館の場合、生涯教育の推進に一定の傾向で影響を与えないといえることができるであろう。

以上が地域関連要因についての検討である。

図 2.2.19 地域の特性別にみた生涯教育推進の程度



■ よい

■ 中間

▨ わるい

よい = 5-8 点

中間 = 9-11 点

わるい = 12-15 点

3.2 施設関連要因

施設関連要因として、①館の特性、②建物の延べ面積、③年間事業費、④専任の指導系職員数、⑤専任の事務・技術系職員数、そして⑥開館年にかけてそれぞれ検討していきたい。

3.2.1 館の特性

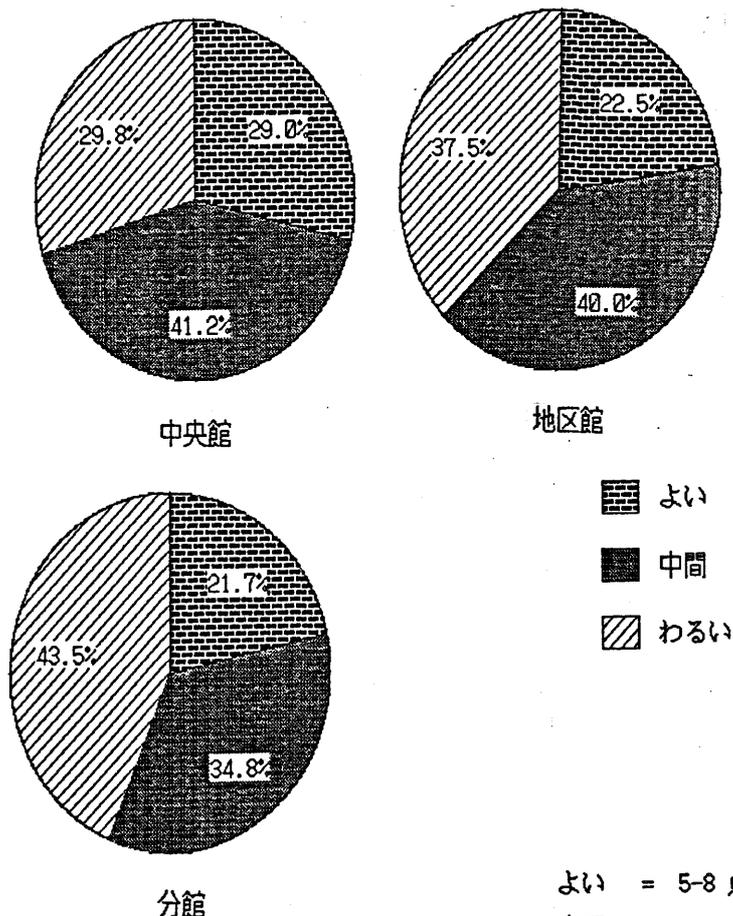
まず、公民館別では、「よい」公民館は中央館で 29.0%、地区館で 22.5%、分館で 21.7% である (表 2.2.28)。

この表を円グラフに描くと図2.2.20のようになる。この図をみると、「よいが多い」のは、中央館であるということがわかる。さらに、「よい」と「中間」をあわせた割合は、中央館では 70.1%となり、地区館は 62.5%、分館は 56.5%で、差がみられる。

図 2.2.20 館別にあつた生涯教育推進の程度

表 2.2.28 館別にあつた生涯教育推進の程度

	よい (5-8 点)	中間 (9-11 点)	わるい (12-15点)	合計
中央館	29.0 (107)	41.2 (152)	29.8 (110)	100.0 (369)
地区館	22.5 (162)	40.0 (288)	37.5 (270)	100.0 (720)
分館	21.7 (5)	34.8 (8)	43.5 (10)	100.0 (23)



3.2.2 建物の延べ面積

次に、建物の延べ面積別にみた生涯教育推進の程度をみることにする。

「よい」のグループについていえば、「よいが多い」のは面積 1500m² 以上の公民館で (35.9%)、「よいが中位」の公民館は、1000-1250m² (27.0%)、500-750m² (26.7%)、1250—1500m² (25.7%)、330—500m² (22.5%)、750-1000m² (20.9%)、「よいが少ない」公民館は、150-330m² (18.4%)、150m² 未満 (13.6%) である (付表 2.2.29)。これをみると、小型公民館 (150未満-500m²) より中・大型公民館 (500-1500 以上) の方が生涯教育の普及の面でも積極的に取り組んでいる公民館が多いということがわかる。

3.2.3 年間事業費

年間事業費別にみると、「よい」グループについていえば、「よいが多い」場合の事業費は350-500 万円 (40.5%)、「よいが中位」の事業費は200-350 万円 (30.1%)、500 万円以上 (29.5%)、「よいが少ない」場合の事業費は 100-200万円 (26.9%)、50-100万円 (20.6%)、50万円未満 (20.4%) である (付表2.2.30)。これをみると、200-500 万円以上の公民館は生涯教育推進をよく行っているが、それ以下 (50-200 万円) の公民館はあまりよくないということがわかる。当然であるが、生涯教育の推進には経済的基盤が欠かせないということになる。

3.2.4 専任の主事等の公民館指導系職員数

専任の主事等の公民館指導系職員数別にみると、「よい」グループについていえば、「よいが多い」場合の職員数は 4人 (41.8%)、3 人 (41.2%)、5 人以上 (39.4%)、「よいが中位」の職員数は、2 人 (29.8%)、1 人 (25.0%)、「よいが少ない」の職員数は 0人 (15.3%) である (表 2.2.31)。これをみると、3 人-5人以上の公民館での「よい」の比率は高いが、それ以下 (0人-2人) の公民館での比率は減少するということがわかる。言い換えれば、指導系職員数が多くなれば「よい」の比率が上昇するのである。このことは、公

表 2.2.31 専任の指導系職員数別にみた生涯教育推進の程度

	よ い (5-8点)	中 間 (9-11点)	わるい (12-15点)	合 計
0 人	15.3 (50)	36.6 (120)	48.1 (158)	100.0 (328)
1 人	25.0 (109)	43.8 (191)	31.2 (136)	100.0 (436)
2 人	29.8 (42)	43.2 (61)	27.0 (38)	100.0 (141)
3 人	41.2 (26)	34.9 (22)	23.9 (15)	100.0 (63)
4 人	41.8 (18)	37.2 (16)	21.0 (9)	100.0 (43)
5 人以上	39.4 (13)	48.5 (16)	12.1 (4)	100.0 (33)

民館における生涯教育の推進にとって、指導系職員が重要な役割をはたしていることを間接的に示すものといえるであろう。

3.2.5 専任の事務・技術系職員数

専任の事務・技術系職員数別にみると、「よい」グループについていえば、「よいが多い」場合の職員数は4人(41.2%)、2人(33.3%)、「よいが中位」の職員数は、1人(28.8%)、3人(28.0%)、「よいが少ない」の職員数は5人以上(23.8%)、0人(16.3%)である(付表2.2.32)。これをみると、専任の事務・技術系職員数の場合には指導系職員の場合とちがって、必ずしもその数が多くなれば「よい」の比率が上昇するわけではないことがわかる。

事務・技術系職員は、指導系職員とちがって、生涯教育理念・事業の導入等に直接的なかわりをもたないことが多いから、その人数の充実が必ずしも生涯教育の推進には結びつかないということであろう。公民館が一般行政サービスの窓口業務の一部を行っているところもあり、そこに配置されている事務系職員を計算に入れると、事務系職員が多くなるところもある。

3.2.6 開館年

さらに、開館年別にみると、「よい」グループについていえば、「よいが多い」開館年はS.31-35年(32.3%)、S.56-60年(31.0%)、S.25年以前(28.5%)、「よいが中位」の開館年はS.46-50年(25.4%)、S.36-40年(24.4%)、S.41-45年(23.9%)、「よいが少ない」の開館年はS.26-30年(21.6%)、S.51-55年(17.7%)である(付録の表2.2.33)。これをみると、開館年の場合にも一定の傾向がないということがわかる。

以上が施設関連要因についての検討である。

3.3 館長関連要因

他人の行動に影響を与えてそれが何の抵抗もなくすんなりと受け入れられるといった能力をもつ人がいることは事実であり、これがリーダーシップと呼ばれるものである。リーダーシップを備えた人は、まわりの人から何らかの専門分野を持つ人として見られているため、情報提供やアドバイスを求められることが多い。このような人はフォーマルにリーダーシップを発揮できる立場にいることもあるが、その影響はほとんど個人間のコミュニケーションを通してインフォーマルな形で広がる。インフォーマルなやりかたで他人の考え方に強い影響を与えることのできる個人を指して使われるのが「オピニオン・リーダー」という用語であり、これは公職にあるために行使できるフォーマルなリーダーシップとは対照的なものである。⁽¹³⁾

これまでの普及研究においては、「オピニオン・リーダー」に関して、①冒険性、②学歴、③広域志向性、④想像性⁽¹⁴⁾、⑤動機づけ⁽¹⁵⁾という特性についてはよく研究がなされているものの、「フォーマルなリーダーシップ」（公職にあるために行使できるリーダーシップ）についての研究はあまりない。そこで、本研究では「フォーマルなリーダーシップ」について、24の要因を検討してみることにした（付録の「公民館長に関する調査」）。

このうち、いくつかの要因は「公民館長に関する調査」の分析によって、「生涯教育推進程度」との関係がほとんど認められなかったため、ここでは詳細に検討することは控えることにし、特に関係のあった館長の特性と館長のマス・メディアへの接触について分析していくことにする。

3.3.1 館長の特性

館長の特性として、①専任・兼任別、②年令、そして③直前の仕事にわけてそれぞれを検討していきたい。

まず、館長の専任・兼任別にみた生涯教育推進の程度からはじめよう。

表 2.2.34 は、兼任館長の公民館より専任館長の公民館の方が生涯教育の推進を行って

いるということを示している。この表をみると、当然のことであるが、公民館の場合、生涯教育の推進には館長を専任にした方がよいということがわかる。

次に、館長の年齢別にみることにしよう。

ここでは、館長の年齢のちがいによってどの程度まで公民館が生涯教育の推進を行っているのかということについて述べていきたいと思う。付表 2.2.35 からわかるように館長の年齢が高ければ高いほどそれぞれの地区の公民館での生涯教育推進程度の比率も上昇するという傾向がみられる。すでにみてきたように、現在の公民館長が生涯教育理念・事業の提案者となっているのは20～25%位で、推進者になっているのは35～40%位の公民館である。これは、そのように積極的に生涯教育理念・事業を導入してきたのは年齢が高く、キャリアのある館長である可能性が高いということを意味しているといえよう。

そこで、現在の館長になる直前の仕事をみることにしよう。そのことは、前歴をみることによってある程度推測できると考えられるからである。

付録の表 2.2.36 に明らかなように、「よい」公民館の館長の前歴は「教員」、「校長」、「教育委員会の社会教育関係勤務」がそれぞれ 33.8%、29.5%、28.5% となっているのに対して、「民間の会社」、「その他」はそれぞれ 22.0%、20.8% にすぎない。これは直前の仕事が「教員」、「校長」、「教育委員会の社会教育関係勤務」であった館長がいる公民館の方が生涯教育推進を積極的に行っている場合が多いことを意味している。やはり、教育関係のキャリアのある方が熱心だということになるのではないであろうか。

以上が館長の特性別にみた生涯教育推進程度についての検討である。

表 2.2.34 館長専任・兼任別にみた生涯教育推進の程度

	よ い (5-8点)	中 間 (9-11点)	わる い (12-15点)	合 計
専 任	27.9 (154)	41.4 (229)	30.7 (169)	100.0 (552)
兼 任	20.7 (115)	39.5 (219)	39.8 (221)	100.0 (555)

3.3.2館長のマス・メディアへの接触

最後に、現在の館長のマス・メディア（地方紙、雑誌月刊公民館、T.V.ローカル・ニュース）への接触をみることにしよう。ここでは、現在の館長のマス・メディアへの接触のちがいによってどの程度まで公民館が生涯教育推進を行っているのか、ということについて述べることにする。

地方紙の講読別にみると、付録の表 2.2.37 からわかるように、積極的に生涯教育推進を行っているのは地方紙を「毎日読む」（26.1%）そして「ときどき読む」（21.0%）館長の場合である。

雑誌月刊公民館の講読別にみると、付録の表 2.2.38 からわかるように、積極的に生涯教育推進を行っているのは「毎回読む」（31.5%）館長の場合である。

T.V.ローカル・ニュースをみる程度別にみると、付録の表 2.2.39 からわかるように、積極的に生涯教育推進を行っているのは「毎回みる」（24.8%）そして「たまにみる」（24.8%）館長の場合である。

このようなデータをみると、現在の館長のこのようなマス・メディアへの接触が多ければ多いほど、その公民館は生涯教育推進を積極的に行っている。すなわち、現在の館長のマス・メディアへの接触が多い公民館では生涯教育推進が行われている場合が多い。

以上が館長関連要因についての検討である。

4. 公立施設での普及の促進要因

それでは、次にこのような空間的普及の促進要因の検討を行うことにしよう。

従来の普及研究の大部分は個人による任意的意思決定 (optional decision-making by individuals) を前提としてきた。社会システム内の集合的意思決定 (collective decision-making within social systems) を前提とした研究はこれまでほとんどない。意思決定が個人でなく集合体によって行われる場合、アイディアの普及や採用に相違点があると筆者が思う。

ここで、公民館のような施設内での採用に関する意思決定について述べてゆきたいと思う。

E.M. ロジャーズ⁽¹⁶⁾によれば、採用決定には次のようなタイプがある。

「(1) 権威的決定 (authority decisions).... より高い地位にいる人によって個人の意思決定が強制される場合である。

(2) 個人的決定 (individual decisions)... 個人の主体性が強く働く場合である。これには次の二つのタイプがある。

① 任意的決定 (optional decisions).... 社会システム内の他の成員の意思にかかわらず、ある個人が意思決定を主体的に行う場合である。

② 集合的決定 (collective decisions)... 社会システム内の成員らの合意により意思決定がなされる場合である。」

公民館の場合にも、このような三つの採用上意思決定のタイプがある。すなわち、館長は任意的に生涯教育に関するアイディアを採用 (導入) することができる。館長はフォーマルな組織 (フォーマルな組織とは、特定の定められた目標達成のために意図的に設立された社会システムである。その特色として役割規定、権威的構造、成員の行動管理のためのフォーマルな規則体系があげられる⁽¹⁷⁾) の監督者であるため、彼は採用の決定をすると、この決定は公民館職員に対して権威的決定になる。そして、公民館職員もこの生涯教育に関するアイディアを提案することができるが、彼らの提案は集合的決定になるであろう (この場合には、館長の推進が必要となる)。

もちろん、公民館外の関係者もこのような提案をすることができる。このため、本研究の調査ではさまざまな人物や組織を提案者そして推進者として対象にした (序章第三節

2.) が、分析の結果生涯教育推進に関係があると認められた館長・副館長、公民館の職員そして教育委員会のみについて検討することとした。

それでは、このような人物について検討をしていくことにしよう。

表 2.2.40(生涯教育の啓発) からわかるように、生涯教育の啓発で館長・副館長が提案者になる場合には、館長・副館長自身が推進者になるケースが最も多いが(50.3%)、公民館の職員も47.0% となっている。公民館の職員が提案者になる場合には、公民館の職員自身が推進者となるケースが最も多い(68.0%)。それに対して館長・副館長が推進者となるケースは28.0% となっている。教育委員会が提案者になる場合の推進者は館長・副館長、公民館の職員がそれぞれ46.4%、46.0% となっている。

表 2.2.41(公民館の基本方針等への生涯教育の導入) から明らかのように、ここでも館長・副館長が提案者になる場合には、館長・副館長自身が推進者になるケースが最も多い(53.6%)。それに対して公民館の職員は43.9% となっている。公民館の職員が提案者になる場合には、公民館の職員自身が推進者になるケースが最も多い(67.2%)。それに対して館長・副館長は27.6% となっている。教育委員会が提案者になる場合には、公民館の職員が推進者になるケースが最も多い(53.5%)。それに対して館長・副館長が推進者となるケースは38.6% となっている。

表 2.2.42(学習情報提供事業) からわかるように、学習情報提供事業で館長・副館長が提案者になる場合の推進者は館長・副館長及び公民館の職員がそれぞれ48.8% となっている。公民館の職員が提案者になる場合には、公民館の職員自身が推進者になるケースが最も多い(76.7%)。それに対して館長・副館長は21.1% となっている。教育委員会が提案者になる場合には、公民館の職員が推進者となるケースは47.5%、館長・副館長が推進者となるケースは45.4%となっている。

表 2.2.43(学習相談事業) からわかるように、学習相談事業で館長・副館長が提案者になる場合には、館長・副館長自身が推進者になるケースが最も多いが(50.4%)、公民館の職員も46.3% となっている。公民館の職員が提案者になる場合には、公民館の職員自身が推進者になるケースが最も多い(69.2%)。それに対して館長・副館長は26.9% となっている。教育委員会が提案者になる場合の推進者は公民館の職員、館長・副館長がそれぞれ47.7%、45.5% となっている。

表 2.2.40 生涯教育の啓発の提案者／推進者

提案者 \ 推進者	館長 副館長	公民館 の職員	その他	合計
館長・ 副館長	50.3 (183)	47.0 (171)	2.7 (10)	100.0 (364)
公民館 の職員	28.0 (42)	68.0 (102)	4.0 (6)	100.0 (150)
教育委員会	46.4 (142)	46.0 (141)	7.6 (23)	100.0 (306)

表 2.2.41 公民館の基本方針への生涯教育の導入の提案者／推進者

提案者 \ 推進者	館長 副館長	公民館 の職員	その他	合計
館長・ 副館長	53.6 (253)	43.9 (207)	2.5 (12)	100.0 (472)
公民館 の職員	27.6 (37)	67.2 (90)	5.2 (7)	100.0 (134)
教育委員会	38.6 (151)	53.5 (209)	7.9 (31)	100.0 (391)

表 2.2.42 学習情報提供事業の提案者／推進者

提案者 \ 推進者	館長 副館長	公民館 の職員	その他	合計
館長・ 副館長	48.8 (102)	48.8 (102)	2.4 (5)	100.0 (209)
公民館 の職員	21.1 (19)	76.7 (69)	2.2 (2)	100.0 (90)
教育委員会	45.4 (64)	47.5 (67)	7.1 (10)	100.0 (141)

表 2.2.43 学習相談事業の導入の提案者／推進者

提案者 \ 推進者	館長 副館長	公民館 の職員	その他	合計
館長・ 副館長	50.4 (75)	46.3 (69)	3.3 (5)	100.0 (149)
公民館 の職員	26.9 (21)	69.2 (54)	3.9 (3)	100.0 (78)
教育委員会	45.5 (40)	47.7 (42)	6.8 (6)	100.0 (88)

表 2.2.44 (構造的なプログラムによる事業の展開) から明らかにされるように、ここでも館長・副館長が提案者になる場合には、館長・副館長自身が推進者になるケースが最も多いが(50.5%)、公民館の職員も44.2% となっている。公民館の職員が提案者になる場合には、公民館の職員自身が推進者となるケースが最も多い(66.7%)。それに対して館長・副館長は30.9% となっている。教育委員会が提案者になる場合には、公民館の職員が推進者になるケースが最も多い (57.3%)。それに対して館長・副館長は41.2% となっている。

このようなデータを見ると、①全てのケースにおいて、館長・副館長が提案者となる場合には、館長・副館長自身が一番重要な推進者となっている、②全てのケースにおいて、公民館の職員が提案者になる場合には、公民館の職員自身が一番重要な推進者となっている、③教育委員会が提案者になる場合には、公民館の基本方針等への生涯教育の導入を除くと推進者は館長・副館長と公民館の職員がほぼ半々となっているということがわかる。

このことは、公民館の内部で、生涯教育に関するアイデアを採用・導入する時には提案者自身が一番重要な推進者となるということを意味している。

表 2.2.44 構造的なプログラムによる事業の展開の提案者/推進者

推進者 提案者	館長 副館長	公民館 の職員	その他	合計
館長・ 副館長	50.5 (48)	44.2 (42)	5.3 (5)	100.0 (95)
公民館 の職員	30.9 (13)	66.7 (28)	2.4 (1)	100.0 (42)
教育委員会	41.2 (28)	57.3 (39)	1.5 (1)	100.0 (68)

(注)

第二章 公民館における生涯教育理念・事業の普及程度

- (1) 社会教育審議会社会教育施設分科会「今後の公民館のあり方と整備の方向(中間経過報告)、昭和59年。
- (2) 前掲書、2-4頁。
- (3) 山本恒夫「生涯教育における公民館の姿—住民の学習センターとしての公民館」国立社会教育研修所「学習センターとしての公民館(第一集)」昭和61年、2頁。
- (4) 前掲論文 2-3頁。
- (5) 前掲論文 3頁。
- (6) 前掲論文 4頁。
- (7) 前掲論文 4-8頁。
- (8) 山本恒夫「生涯教育推進の方向」『労働研究』第34巻第4号、昭和56年9-14頁。
- (9) Clark, A. Historical Geography. In P.E. James & C.F. Jones (Eds), *American Geography: Inventory and Prospect*. Syracuse: Syracuse University Press, 1954, p. 70-105.
- (10) Losch, A. *The Economics of Location*. New Haven: Yale University Press, 1954.
- (11) Hamer, W.H. Epidemic Diseases in England. *Lancet*, 1, 1906, p. 733-739.
- (12) 日本生涯教育学会「生涯教育類型研究会」『市区町村の生涯教育調査』昭和59年。

- (13) Rogers, E.M., Shoemaker, F.F. *Communication of Innovations: A Cross-Cultural Approach, Second Edition.*, N.Y.: The Free Press, 1971, p.199 .
- (14) Ostlund, L.E. Perceived Innovation Attributes as Predictors of Innovativeness. *Journal of Consumer Research*. Vol. 1, September 1974, p. 23-29.
- (15) 辻 功 「学校経営の革新と放送教育」教育と放送を考える会編「放送教育の展開」日本放送教育協会、昭和 53 年。
- (16) Rogers, E.M. *Diffusion of Innovations*. N.Y.: The Free Press, 1962, p.269-270.
- (17) Rogers, E.M. 前掲書 315頁。

第三章

公民館における生涯教育理念・事業普及の促進要因の分析 —数量化Ⅰ類を利用して—

第一節 分析の方法と要因の選択

これまでは、生涯教育の理念・事業の普及過程及び空間的な普及に影響を及ぼす要因についてみてきた。しかし、これまでのところでは、そのような各要因については、それらと普及の程度とのかかわりだけをとりあげてきたにとどまり、各要因がそれぞれの程度の影響力を持っているかということについては述べてこなかった。そこで、次に、これまでみてきた要因が生涯教育の理念・事業の普及にどのような影響力を及ぼしているのかを明らかにすることにしたい。

そのような影響力の大きさを明らかにする方法としては重回帰分析、林の数量化Ⅰ類などがあるが、ここでは地区別のように名義尺度を用いた要因もあるので、重回帰分析を行うことはできず、林の数量化Ⅰ類を用いることにした⁽¹⁾。その場合の外的基準にあたるのは、公民館への生涯教育理念・事業の普及程度である。それは5～15点となっており点数の低い方が普及が進んでいる公民館であった。しかし、点数の低い方が「よい」ということになると、後で出てくるカテゴリースコアの符号（プラス、マイナス）が逆になるため、ここでは、点数の高いところの方が「よい」となるように、点数を逆にした。

ここでとりあげる要因は、第二章でみてきた12要因である。具体的には、生涯教育の推進の程度とクロス分析を行った「所在地区別」「所在市町村別」「所在地域の特性別」「当該市町村の人口別」「サービス・エリア人口別」「中央館・地区館・分館別」「建物の延べ面積別」「年間事業費別」「専任の指導系職員数別」「専任の事務・技術系職員数」「開館年別」「公民館長の専任・兼任の別」である。

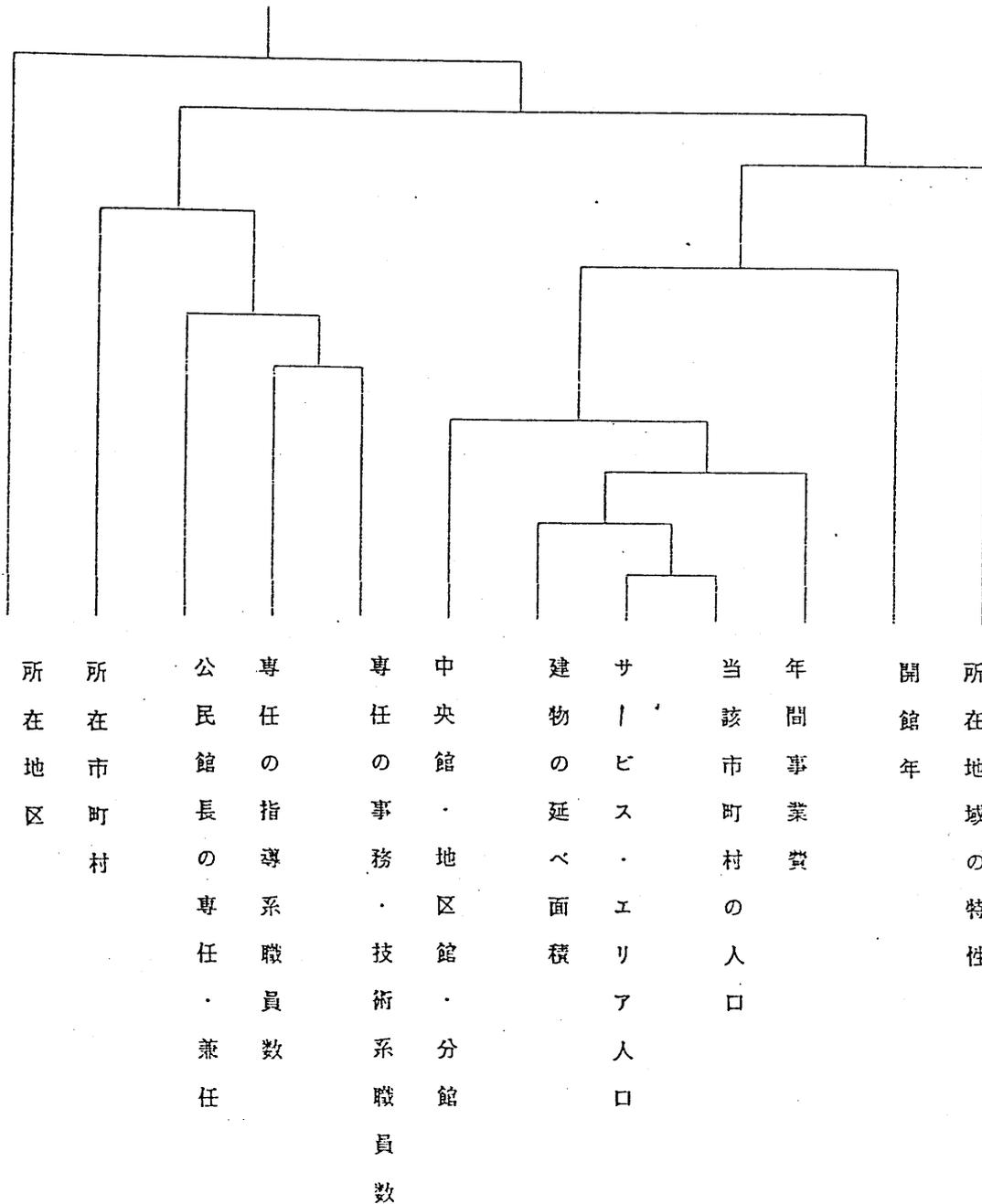
林の数量化Ⅰ類で分析を行うにあたっては、これら12の要因すべてを用いるか、それとも要因間の相関関係のかなり高い要因の一部を落して分析を行うかという要因選択が問題となる。そこで、ここでは、これらの12要因をクラスター分析にかけて検討した。12要因の偏相関マトリックスは表3.1.1に示した通りである。これを用いてクラスター分析を行うと、図3.1.1に示すように、市町村の人口とサービス・エリアの人口、専任の指導系職員数と同じく専任の事務・技術系職員数が近い関係にある。ただし、偏相関係数は0.35と0.23でそれほど高い相関があるわけではない。しかし、一応、要因選択の検討を行うことにし、12要因全体的の場合と、当該市町村の人口及び専任の事務・技術系職員数を除いた10要因の場合について数量化Ⅰ類の分析を行ってみた。

表 3.1.1 1 2 要因の偏相関マトリックス

変数名	中央部				専任の事務・技術系職員数
	所在地	所在市町村	地区館・分館	兼任の別	
所在地	1.0000	-0.1156	0.0007	0.0162	-0.0385
所在市町村	-0.1156	1.0000	-0.2940	0.0876	-0.0303
中央部・地区館・分館	0.0007	-0.2940	1.0000	-0.0509	-0.0407
公民館長の専任・兼任の別	0.0162	0.0876	-0.0509	1.0000	0.1790
専任の指導系職員数	-0.0385	-0.0303	-0.0407	0.1790	1.0000
専任の事務・技術系職員数	0.0138	0.0430	0.0580	0.1111	0.2295
開館年	0.0527	0.0680	0.0113	-0.0641	0.0709
建物の延べ面積	-0.0406	-0.0027	-0.2613	-0.0246	-0.0038
年間事業費	-0.1065	0.0226	-0.2472	-0.0442	-0.0386
所在地域の特性	-0.0291	0.0946	0.0972	0.0139	-0.0153
市町村の人口	-0.1250	-0.5260	0.2142	-0.0810	-0.0548
サービス・エリアの人口	0.0027	-0.0931	-0.2417	-0.0360	0.0290

開館年	サービス・エリアの人口			
	建物の延べ面積	年間事業費	所在地域の特性	市町村の人口
0.0527	-0.0406	-0.1065	-0.0291	-0.1250
0.0580	-0.0027	0.0226	0.0946	-0.5260
0.0113	-0.2613	-0.2472	0.0972	0.2142
-0.0641	-0.0246	-0.0442	-0.0139	-0.0810
0.0709	-0.0038	-0.0386	-0.0153	-0.0548
-0.0043	-0.0883	-0.0268	0.0289	-0.0127
1.0000	0.1629	-0.1034	-0.0220	0.0399
0.1629	1.0000	0.2027	-0.0185	-0.0364
-0.1034	0.2027	1.0000	-0.0432	0.0646
-0.0220	-0.0185	-0.0432	1.0000	-0.0196
0.0399	-0.0364	0.0646	-0.0196	1.0000
0.0854	-0.2498	0.1158	-0.2042	0.3500

図 3.1.1 12 要因のクラスター分析



この 2つの要因は 12 要因全体の中でみると、前述のサービス・エリアの人口や専任の指導系職員数よりレンジが小さく、影響力も小さいと考えられるので除いてみたが、結果的には 12 要因の場合とあまり大きな違いがなかった。そこで、ここでは、全体の姿をとらえるべく、12 要因についての分析を行うことにした。

なお、数量化 I 類にかける場合には無回答が一つでもあるサンプルを除いたので、ここで使用したサンプル数は 849 である。

第二節 生涯教育理念・事業普及に影響を及ぼす要因

それでは、生涯教育理念・事業普及程度を規定する要因の重みを調べてみることにしよう。表 3.2.1 は、生涯教育理念・事業の普及程度を規定する要因を影響力の強いものから並べたものである。要因の重みはレンジで表されるので、レンジの値の大きいものから並べてある。ここでレンジについて説明しておこう。

表 3.2.1 によれば、「専任の指導系職員数」のレンジは 1.4506 で最も値が大きい。これは、表 3.2.2 の「専任の指導系職員数」のところの「0人」の Kategorie・スコア -0.434（最小）と「5人以上」の Kategorie・スコア 1.017（最大）をとると、その幅（レンジ）が 1.4506 になるという意味である。レンジはこのような最大値と最小値の差をあらわす数値であって、レンジの値が大きいことは最大値と最小値の差が大きいことを示している。つまり、レンジの値が大きいことはその要因が推進程度に与える影響が大きいということである。

さて、再び表 3.2.1 に戻って推進程度を規定する要因の重みをみることにしよう。

これをみると、レンジの値が大きく、したがって影響力が大きいのは、専任の指導系職員数、建物の延べ面積、サービス・エリアの人口、年間事業費、所在地域の特性などである。これはどのようなことを意味しているのであろうか。

そのことを検討するために、ここでとりあげた 12 要因を再び地域関連要因、施設関連要因、館長関連要因に分けてみることにしよう。第二章第二節で示したように、12 要因をこのような 3つの関連要因にわけると、

地域関連要因	所在地区、所在市町村、所在地域の特性、市町村の人口、サービス・エリアの人口（以上 5つ）、
施設関連要因	中央館・地区館・分館、建物の延べ面積、年間事業費、専任の指導系職員数、専任の事務・技術系職員数、開館年（以上 6つ）、
館長関連要因	公民館長の専任・兼任（以上 1つ）、

となる。

以上のように分類してみると表 3.2.1の上位 5位までの要因のうち、専任の指導系職員数（1位）、建物の延べ面積（2位）、年間事業費（4位）の 3つまでが施設関連要因と

表 3.2.1 生涯教育の推進程度を規定する要因

順位	アイテム	レンジ	偏相関係数
1 位	専任の指導系職員数	1.4506	0.1013
2 位	建物の延べ面積	1.3164	0.0837
3 位	サービス・エリアの人口	1.2874	0.0718
4 位	年間事業費	1.0726	0.0576
5 位	所在地域の特性	1.0130	0.0996
6 位	所在地区	0.9058	0.1240
7 位	開館年	0.7356	0.0358
8 位	市町村の人口	0.5974	-0.0087
9 位	中央館・地区館・分館	0.4834	0.0451
10 位	専任の事務・技術系職員数	0.4393	0.0420
11 位	所在市町村	0.4045	0.0258
12 位	公民館長の専任・兼任の別	0.3538	0.0814

 $r^2 = 0.3490$

なっている。また、サービス・エリア人口（3位）は地域関連要因とはいえ、当該公民館のサービス・エリア人口であり、施設関連要因とのかかわりが深い。このようにみえてくると、生涯教育理念・事業の普及に大きな影響を及ぼしている要因の多くは、施設関連要因ということになるであろう。

これだけではイメージがはっきりしないので、さらにカテゴリースコアを検討してみよう。表3.2.2をみると、専任の指導系職員数が多くなるほどカテゴリースコアは大きくなっている。指導系職員は人数が多くなるほど生涯教育理念・事業の普及にプラスに働く。当然のことではあるが、これはすでに第二章第二節で明らかにした傾向と一致している。

また、それと同様に建物の延べ面積でも1000m²以上といった大きな公民館の方がカテゴリースコアが大きく、サービス・エリア人口になると少ない方がよい。そして年間事業費は200万円以上がカテゴリースコアもプラスになっており、年間事業費は多い方がよいということになるのである。

以上のような結果をみると、従来から公民館の充実をはかる条件としてあげられてきたことが、そのまま生涯教育理念・事業の普及の場合にもあてはまるように思われる。たとえば、従来も公民館事業の充実をはかるためには、指導系職員を増やすことが必要だといわれてきた。生涯教育理念・事業の普及の場合にも、指導系職員の人数が多くなればプラスに働くとすれば、生涯教育の普及のためにはやはり指導系職員を増やす方がよいということになるであろう。

建物の延べ面積も同様で、公民館でさまざまな活動が行えるようにするには1000m²以上の面積が欲しいし、サービス・エリア人口も少ない方がよりよいサービスができるといわれてきた。年間事業費も多い方が少ないところより質量共によりよい事業を展開しうることは、容易に推測できるであろう。これらはすべて、ここでとりあげた生涯教育理念・事業の場合にもあてはまる。

しかし、今回の分析では推定値が実測値にどれだけ近いかを表す尺度としての決定係数（ r^2 ）が0.3490であり、あまり高くない。生涯教育の普及ということになれば、国や県レベルの施策をはじめとした複雑な要因がさまざまな形でかかわりをもっていると考えられる。したがって、今後は、さらに決定係数を高める要因の発見に努める必要がある。

表 3.2.2 カテゴリー・スコア

アイテム	カテゴリ	カテゴリー・スコア
所在地区	北海道	0.065
	東北	0.158
	関東	-0.444
	北陸	0.105
	中部	-0.180
	関西	0.462
	中国	-0.072
	四国	-0.079
	九州	0.434
所在市町村	市	0.149
	町	-0.167
	村	-0.255
中央館・地区館・分館	中央館	0.217
	地区館	-0.120
	分館	0.363
公民館長の専任・兼任	専任	0.171
	兼任	-0.183
専任の指導系職員数	0人	-0.434
	1人	0.160
	2人	0.241
	3人	0.029
	4人	0.952
	5人以上	1.017
専任の事務・技術系職員数	0人	-0.174
	1人	0.169
	2人	0.227
	3人	0.224
	4人	-0.212
	5人以上	0.130
開館年	25年以前	0.064
	26~30年	-0.007
	31~35年	0.109
	36~40年	0.461
	41~45年	-0.126
	46~50年	0.078
	51~55年	-0.274
	56~59年	-0.055
60年以降	-0.189	

建物の延べ面積	150 m ² 未満	-0.778
	150~250m ²	-0.012
	250~330m ²	-0.442
	330~500m ²	-0.147
	500~750m ²	0.045
	750~1000m ²	-0.228
	1000~1250m ²	0.123
	1250~1500m ²	0.175
	1500 m ² 以上	0.538
年間事業費	500千円未満	-0.084
	500~1000千円	-0.027
	1000~2000千円	-0.256
	2000~3000千円	0.256
	3000~4000千円	0.299
	4000~5000千円	0.817
5000千円以上	0.506	
所在地域の特性	商業地域	0.265
	工業地域	0.452
	園地地域	0.666
	住宅地域	-0.347
	農林漁地域その他	-0.091
所在市町村の人口	8千人未満	0.251
	8千~3万人	-0.031
	3万~5万人	-0.202
	5万~10万人	-0.112
	10万~30万人	-0.292
	30万人以上	0.306
サービス・エリア人口	3千人未満	0.022
	3千~5千人	0.563
	5千~1万人	0.022
	1万~2万人	-0.058
	2万~3万人	-0.010
	3万人以上	-0.725

なお、アイテム（要因）のカテゴリースコアの数値（表3.2.2）をもとにして、モデル的に推進程度が高くなる条件をあげれば、公民館が中央館で、館長が専任で、専任の指導系職員数は4人以上、建物の延べ面積は1000m²以上、年間事業費は400万円以上、サービス・エリア人口は5千人未満ということになる。

いうまでもなく、これは一つのモデルであり、実際にこのような条件がそろっているところが多くあるというわけではない。特に条件としてそろわないのは、このうちのサービス・エリア人口であろう。公民館が中央館で、館長が専任、専任の指導系職員が4人以上、建物の延べ面積が1000m²以上、年間事業費は400万円以上という条件は、地方都市の中央公民館で充実をはかっているところにはありうることであるが、そのサービス・エリア人口が5千人未満となるとあまり存在しないであろう。その条件をゆるめれば、このようなモデルに近い公民館は存在する。筆者が事例研究として訪ねた公民館（つくば市の7つの公民館、栃木県藤原町中央公民館・三依地区公民館、広島市中央公民館、福岡県宗像市中央公民館、博多市中央公民館、牛久市三日月橋地区公民館）のうち広島市中央公民館、宗像市中央公民館、博多市中央公民館はモデルにきわめて近いものであり、実際にも生涯教育の推進に熱心であった。

注

第三章 公民館における生涯教育理念・事業普及の促進要因の分析 —数量化Ⅰ類を利用して—

- (1) 林知己夫『数量化の方法』昭和49年、東洋経済新報社。

結 章

研究成果と公民館の活性化

1. 研究成果と今後の課題

さて、それでは、これまでみてきたさまざまな生涯教育理念・事業の普及についての研究成果と今後の課題をまとめてみることにしよう。第一章から第二章では時間的・空間的に公民館における生涯教育の普及過程・促進要因を検討してきた。

明治・大正・昭和にわたる公民館のあゆみをたどってくると、従来の公民館歴史研究で挙げられている時期に加えていくつかの未だ研究されていない時期があるということが明らかになった。それとかわって、第一章のまとめのところで筆者は新たな時期区分を提案したが、このような時期区分は序章第三節2の全国調査の結果分析によって作成したものである。

このような時期区分によって改めて公民館のあゆみを検討してみると、ここでとりあげた生涯教育理念・事業の普及とはややちがうとはいえ、公民館における生涯教育の推進はすでに終戦直後から始まっていたといえるであろう。

その後のあゆみをみると、行政政策・答申は公民館に強い影響を与えたということも明らかになった。すでにみたように、生涯教育理念・事業の時間的普及過程にあっても、答申類の影響を強く受けている。

公民館における生涯教育理念・事業の空間的な普及の程度についていえば、昭和61年の時点は、九州・東北地区でその程度が高く、関東・関西地区では低いということが明らかになった。このように、空間的な普及程度には地区間に差がある。

そして、林の数量化I類の分析結果によると、このような空間的な生涯教育理念・事業普及の規定要因（施設関連要因・地域関連要因・館長関連要因）では、施設関連要因の影響力が強いということも明らかになった（第二章第三節3及び第三章）。

また、公民館での普及の要素については、日本の公民館の内部で生涯教育に関するアイデアを採用する時に提案者自身は推進者になるということも明らかになった。

これらはいずれも、本研究によってはじめて明らかになったことである。従来の公民館研究では、本研究が行ったような全国調査を行ったものがないので、全国調査によって解明しなければならないことは多い。

本研究でとりあげたような生涯教育理念・事業の普及に関する問題は、日本が生涯教育の推進を教育の最大課題の1つとしているだけに、早急に解明しなければならない問題で

ある。

本研究では以上のような点を明らかにすることができたが、未だ、多くの問題が残されている。その主要なものとしては、

1. 生涯教育理念・事業普及を遅滞させる要因についての検討、
2. 普及過程の速度や生涯教育理念・事業の導入を規定する諸変数についての検討、

などがある。

これらの問題を検討することにより今まで展開してきた研究をさらに発展させていくことが筆者に与えられた次の課題といえる。

なお、メキシコの各地域に生涯教育施設を建設し、配備する上で実際にこのような研究をとおして得た公民館の特徴をどのように生かし応用するかということも帰国後の筆者に残された研究課題の一つである。

2. 公民館の活性化と可能性

それでは、生涯教育のための公民館の活性化とその可能性について検討してみよう。

まず、第一章で明らかにしたように公民館の構想はすでに1902年に芽生えていたが公民館が全国的につくられ、生涯教育的な活動が行われるようになったのは、第二次戦後であった。さらに最近、生涯教育の実践が各地域で盛んになり、その生涯教育に自然に活用できる地域の施設としての公民館の役割がますます重要になりつつある。換言すれば第二章第一節で述べたように、地域における生涯教育ともなれば、学習センターとしての公民館を中心にすえるというのが、もっとも現実的で実現可能性の大きい案であろう。また、歴史的にも、これからは「公民館のさらなる成長時期」が来るものと思われる。経済学でのイノベーションの盛衰理論によれば、その可能性が高い。この理論については Van Duijn⁽¹⁾ は、次のように書いている。

「イノベーションは導入、成長、成熟、衰退というライフ・サイクルを持つ（そして再び再生をする）。... 中略... このような「長波」(long wave) 的なライフ・サイクルの再生には、約40～65年を要する。」⁽¹⁾

図 1.3.2 (62 頁) からわかるように、公民館数は近年再び増加しており、公民館のライフ・サイクルはほとんど40年になっている。すなわち、公民館の推移は、図 1.3.1 (61 頁) のようになるような可能性が高い。また、最近になって行政面でも公民館の補助を強化する動きが出つつあるということもある。というのも、文部省社会教育局（昭和63年7月より生涯学習局）はその昭和63年度概算要求⁽²⁾ の中に、公民館の大規模改修のための予算を組み込んでいるからである。

臨時教育審議会「第三次答申」は、生涯学習の基盤整備として「生涯学習を進めるまちづくり」と「施設（公民館を含んで）のインテリジェント化」という二点をあげている。当然のことながら、生涯学習「まちづくり」の極点施設としては公民館を中心にする以外にはないと思われる。というのも、学校を除けば、これほど普及している生涯学習関連施設はほかにないからである。

インテリジェント化については谷口汎邦⁽³⁾ は、次のように述べている。

「教育を支える大切な条件整備の一つとして、欠くことのできない物的な環境計画であると思う。「教育・学習環境」には二つの軸がある。ヨコ軸は教育・学習そのものはたらきにかかわる軸であり、一方に社会の最小単位である家庭、もう一方に社会集団があると思う。いわば、教育・学習環境のソフトな側面である。このヨコ軸に交差するタテ軸は物的環境の軸であり、一方の端に自然環境があり、一方には、全国人口の七割を集積し、高集積で人工化された都市のような人間のつくり出した物的な環境がある。いわば、教育・学習環境のハードな状況を示す軸で、このタテ・ヨコの交差するところに、文教施設という総合的な教育・学習環境があると考えられることができる... 中略... インテリジェント・スクールの備えるべき条件として、四つぐらいがあると思う。一つは情報通信機能、二番目には高性能、高機能、三番目には多目的有効利用、質のよい多様な機能、四番目が快適な環境、人間らしい豊かな文化環境として機能し得るような条件を備えていること。いいかえれば、これはこれまでの学校施設社会教育施設等をハイレベルに質を高めていくということそのものである。... 中略... 学習環境として、教育環境として、質のよい状況、豊かな学習環境をつくる、それがまず基本なのである。いいかえれば文教施設環境のボトム・アップと理解している。... 中略... 人間は集団社会の中でどうやっていくか。これは、文字どおり、社会生活の基礎・基本である。そこに基本的な教育の役割があると思う。そのための環境づくりである。」⁽³⁾

文部省のいう「公民館の大規模改修」は、このようなインテリジェント化を指しているのである。このことは、生涯教育のための公民館の活性化をすすめ、その可能性をさらに伸ばすことに結びつくであろう。

最後に、その活性化を推進するために、筆者は、本研究の主な成果をもとにして、次のような提言をしたいと思う。

1. 地域の生涯教育体制の中で、公民館を学習センターにする。
2. 生涯教育時代の学習センターとしての公民館の「基盤づくりの活動」として「生涯教育の啓発」、「基本方針等への生涯教育の導入」を推進する。
3. 公民館での「学習機会の提供」、「学習場所の提供」、「自主的な活動への指導・助言」を「すでに備えている基本的な機能」として援助し、「学習情報提供」、

「学習相談」、「構造的なプログラムの展開」を「生涯教育推進体制の中での新たな機能」として推進する。

4. これからの公民館の特徴として全学習過程にわたった相談体制の充実をはかり、それによって集団学習のみならず個人学習の相談にも応ずることができるようにする。
5. 生涯教育推進の遅れている地区（北海道、関西、関東、四国）・地域（農林業、住宅地域）において生涯教育の積極的な推進をはかる。
6. 公民館施設の改善・充実を図り、インテリジェント化を積極的に行う。
7. 専任の指導系職員数をふやし、館長の専任化を進める。

以上が公民館の活性化と可能性についての検討である。

生涯教育体制をつくるにあたってこれらの中からいくつかのポイントが採用されるならば、筆者にとってこのうえない幸いである。

(注)

結章 研究成果と公民館の活性化

- (1) Van Duijn. The Long Wave in Economic Life. London: George Allen & Unwin, 1983, p. 1~6.
- (2) 文部省社会教育局編「昭和63年度概算要求の概要」。
- (3) (座談会)「臨教審第三次答申をめぐって 一生涯学習構想の具体化について一」『文教』1987・夏号 No.39 頁17~21。

付 録

1. 公民館調査票及び公民館長調査票
2. 第二章の表・図
3. 公民館関係年表

1. 公民館調査票及び公民館長調査票

公民館に関する調査

④

--	--	--	--	--

昭和61年9月
筑波大学 社会教育学研究室

公民館名： 都 府 市 町 村 公民館

記入者：職名 TEL. (内)

氏名

⑦ 問1 中央教育審議会答申「生涯教育について」（昭和56年）は、「生涯教育の必要性について、国民の理解を深める努力が必要」ということを述べていますが、貴公民館では、公民館だより等の広報で、地域の人々に生涯教育についての理解を深めていく努力をしていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

⑧

1. している 617(48.9) 2. していないが現在準備中である 293(23.2) 3. していない わかいとぅ 8(0.6)

⑨ 問1-1 いっからしていますか。昭和 年から 年まで

S.56以前 S.57 S.58 S.59 S.60 S.61 わかいとぅ

↓ 282(45.7) 73(11.8) 82(13.3) 61(9.9) 17(2.8) 17(2.8)

⑩ 問1-2 具体的にどのようなことをしていますか。主なものを1つだけ記入ください。

A. 広報紙(誌)の発行による 315 (51.0)

B. 日常の公民館活動を通して 134 (21.7)

C. 講義・研修・調査などを通して 117 (19.0)

D. その他 39 (6.3)

E. わかいとぅ 12 (2.0)

↓ (問1-3へ)

⑪ 問1-3 そのことについての提案者はだれでしたか。あてはまる番号1つに○をつけて下さい。

1. 前の公民館長 115(18.6) 7. 教育委員会又は社会教育委員会 156(25.3)
2. 現在の公民館長 122(19.8) 8. 当該市町村の社会教育主事 37(6.0)
3. 副館長(相当職) 3(0.5) 9. 当該市町村の社会教育指導員 6(1.0)
4. 公民館主事等の公民館指導系職員 85(13.8) 10. 市町村長 17(2.8)
5. 公民館の事務職員 21(3.4) 11. 公民館運営審議会 20(3.2)
6. 同じ市町村内の他の公民館長又は 12. その他() 16(2.6)
- 公民館職員 7(1.1) 13. わからない 11(1.8)

⑫ 問1-4 その提案を受けて公民館の中で積極的に推進したのほだれですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 前の公民館長 156(25.3) 5. 公民館の事務職員 132(21.4)
2. 現在の公民館長 224(37.0) 6. その他() 45(7.3)
3. 副館長(相当職) 24(3.9) 7. わからない 11(1.8)
4. 公民館主事等の公民館指導系職員 319(51.7)

問2 貴公民館では、「生涯教育の推進」ということを貴館の基本方針や重点目標などで
問2-4 貴公民館では、「生涯教育の推進」ということで、特に力を入れて行ってい

ることがあります。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1. 生涯各期のすべてにわたって学習機会をふやす 544 (68.3)
- 2. 学習要求の多様化や高度化に対応できるような学習機会を用意する 404 (50.8)
- 3. 地域の人材活用の充実を図る 392 (49.2)
- 4. 国際理解を深めるための学習機会を用意する 78 (9.8)
- 5. 社会の急速な変化に適応するための学習機会を用意する 311 (39.1)
- 6. 地域の人々の健康の保持・増進を図るための学習機会を用意する 472 (59.3)
- 7. 来館しない人々の学習を援助する 89 (11.2)
- 8. 学校との連携を図る 400 (50.2)
- 9. 家庭との連携を図る 271 (34.0)
- 10. 他の教育施設・機関との連携を図る 270 (33.9)
- 11. 利用時間や運営方法の弾力化を図る 217 (27.3)
- 12. その他(具体的に

とありあげていますか。

1. とりあげている 796 (63.0)

2. とりあげていないが 189 (15.0)

3. とりあげていない 4. つかいどう 16 (1.3)

現在準備中である 262 (20.7)

問2-1 いつからとりあげていますか 昭和 年から

5.56以前 5.57 5.58 5.59 5.60 5.61

↓ 357(44.8) 101(12.7) 113(44.2) 110(33.8) 64(10.0) 21(2.6) 30(3.8)

問2-2 最初にとりあげたときの提案者はだれでしたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- 1. 前の公民館長 164 (20.6)
- 2. 現在の公民館長 146 (18.3)
- 3. 副館長(相当職) 6 (0.8)
- 4. 公民館主事等の公民館指導系職員85(10.7)
- 5. 公民館の事務職員 17 (2.1)
- 6. 同じ市町村内の他の公民館長又は公民館職員 3 (0.4)
- 7. 教育委員会又は社会教育委員会 210 (26.3)
- 8. 当該市町村の社会教育主事 73 (9.2)
- 9. 当該市町村の社会教育指導員 6 (0.8)
- 10. 市町村長 22 (2.8)
- 11. 公民館運営審議会 18 (2.3)
- 12. その他() 13 (1.6)
- 13. わからない 32 (4.0)

問2-3 その提案を受けて公民館の中で積極的に推進したのはだれですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1. 前の公民館長 225 (28.3)
- 2. 現在の公民館長 286 (35.9)
- 3. 副館長(相当職) 33 (4.1)
- 4. 公民館主事等の公民館指導系職員
- 5. 公民館の事務職員 159 (20.0)
- 6. その他() 51(6.4)
- 7. わからない 24 (3.0)

(問2-4へ) 406 (51.0)

問6 貴公民館では、この1年間に地域の人々の希望・興味・関心・意見等を直接反映させた事業計画がありますか。

1. ある 998(79.0) 2. ない 73(2.4) 合計 1071

問6-1 地域の人々の希望・興味・関心・意見等をどのような方法で聞きましたか。

- 1. アンケート調査を行う 322(32.3)
2. 電話で地域の人々の希望・興味・関心・意見等を聞く 84(8.4)
3. 公民館内に投票箱を設け、地域の人々の希望・興味・関心・意見等を聞く 54(5.4)
4. 学級・講座、講演会等の終了後に受講者の意見や感想を聞く 809(81.1)
5. その他(具体的に) 143(14.3)

問5 全国公民館連合会の第5次専門委員会答申「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」(昭和59年)は、公民館事業の構造化に関して「準備段階」「基礎形成段階」「積極的学習推進段階」「教育的社会還元活動段階」の4つの段階をふむ「構造的なプログラムの展開を図ることが必要である」と述べています。貴公民館では、このような構造的なプログラムを計画して事業を展開していますか。

1. している 134(10.6) 307(24.3) 2. していないが現在準備中である 788(62.4) 3. していない 34(2.7) 合計 1071

問5-1 いつからしていますか。昭和 年から 合計

- 1. 前の公民館長 26(19.4) 7. 教育委員会又は社会教育委員会 32(23.9)
2. 現在の公民館長 27(20.1) 8. 当該市町村の社会教育主事 10(7.5)
3. 副館長(相当職) 4(3.0) 9. 当該市町村の社会教育指導員 0(0.0)
4. 公民館主事等の公民館指導系職員 28(20.3) 10. 市町村長 1(0.7)
5. 公民館の事務職員 0(0.0) 11. 公民館運営審議会 2(1.5)
6. 同じ市町村内の他の公民館長又は公民館職員 1(0.7) 12. その他 2(1.5)
13. わからない 1(0.7)

問5-3 その提案を受けて公民館の中で積極的に推進したのはどれですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1. 前の公民館長 34(25.4) 5. 公民館の事務職員 32(23.9)
2. 現在の公民館長 48(35.8) 6. その他 6(4.5)
3. 副館長(相当職) 9(6.7) 7. わからない 2(1.5)
4. 公民館主事等の公民館指導系職員 80(59.7)

問6-2 それをどのような事業に反映させましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1. 憩いの場や集会の場の提供 195(19.5)
2. 学級・講座 814(81.6)
3. 年中行事 248(24.8)
4. 調査と資料収集 61(6.1)
5. 広報活動 261(26.2)
6. 講演会等 292(29.3)
7. グループ・サークルの奨励 312(31.3)
8. 教員・学習資料の供与 87(8.7)
9. 学習の方法・技術の開発 83(8.3)
10. 団体・施設等との連絡・調整 294(29.4)
11. 人材の開発と活用 182(18.2)
12. その他 18(1.8)

(1) 学級・講座の事業計画において具体的にどのような点を改良しましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1. 学級・講座の内容の変更 661(81.2)
2. テキストや教材の変更 72(8.8)
3. 教育機器の導入 88(10.8)
4. 講師等指導者の変更 347(42.6)
5. 学習形態の多様化 263(32.3)
6. 開設時期の変更 221(27.1)
7. 開設時間帯の変更 249(30.6)
8. 総時間数の変更 70(8.6)
9. 開設場所の変更 158(19.4)
10. その他 18(2.2)

問7 地域によっては、石田梅岩、二宮尊徳、吉田松陰のような人物の教えや活動を、今でも受けついでいるところがあります。貴公民館には、そのような先人たちの教えや活動をとりあげた事業がありますか。

1. あ る 121(9.6) 2. な い 1118(88.5) 24(1.9) あかいと

問7-1 とりあげている人物は誰ですか。以下の中から主なもの1つに○をつけてください。

1. 当該地域の人物(具体的な名前)	81(66.9)
2. 貝原益軒	7(3.3)
3. 荻生徂徠	
4. 石田梅岩	
5. 平田篤胤	1(0.7)
6. 大原幽学	1(0.8)
7. 二宮尊徳	13(10.8)
8. 吉田松陰	5(4.1)
9. その他(具体的に)	11(9.1)

あかいと 5(4.1)

どのようなことをした人物かお教えください。

問7-2 その人物(または教えや活動)についてどのようなとりあげ方をしていますか。あてはまるものに○をつけてください。○はいくつつけてもかまいません。

1. 学級講座でとりあげている	81(66.9)
2. 専門家を呼んで講演会を開いている	45(37.2)
3. 行事のなかでとりあげている	26(21.5)
4. 関係した資料を展示している	29(24.0)
5. 史跡めぐり等を行っている	62(51.2)
6. その他	11(9.1)

問7-3 その人物(または教えや活動)をどのような目的でとりあげていますか。あてはまるものに○をつけてください。○はいくつつけてもかまいません。

1. 地域の伝統の保護・伝承のため	77(63.6)
2. 地域の活性化のため	26(21.5)
3. 生涯教育推進のため	50(41.3)
4. 個人啓発のため	30(24.8)
5. 人々の地域への愛着を育てるため	77(63.6)
6. 地域の環境をよくするため	13(10.7)
7. 地域のPRのため	19(15.7)
8. その他	2(1.7)

(次からは、ご記入者のお考えをお聞きます。)

問8 公民館一般についてお考えください。次にあげるような公民館の役割は、今から5年後にはどうなっていると思いますか。あなたのお考えに最も近い番号に○をつけてください。

1. かなり縮小している	2. やや縮小している	3. 現在と変わらない	4. やや拡大している	5. かなり拡大している
--------------	-------------	-------------	-------------	--------------

6. あかいと

ア. 人々のふれあいと憩いの場の提供

1. 1(0.7)	2. 47(37)	3. 350(117)	4. 588(44)	5. 2,207(17)
1. 10(6.8)	2. 64(5.1)	3. 336(24.5)	4. 523(43)	5. 177(14.0)

イ. 地域に対する愛着心や連帯意識などを培う地域活動の機会の提供

1. 5(0.4)	2. 50(14)	3. 322(52)	4. 600(42)	5. 233(11.7)
1. 1(0.2)	2. 77(27)	3. 442(22)	4. 601(42)	5. 715(13)

エ. 学習機会の提供

1. 6(1.2)	2. 77(27)	3. 442(22)	4. 601(42)	5. 715(13)
1. 12(1.9)	2. 32(4.7)	3. 477(33)	4. 552(43)	5. 133(10.5)

オ. 学習情報の提供

1. 17(11)	2. 44(31)	3. 620(42)	4. 722(50)	5. 824(6.5)
1. 6(1.2)	2. 46(17)	3. 458(24)	4. 552(26)	5. 241(9.1)

カ. 学習相談への対応

1. 5(0.4)	2. 27(21)	3. 257(100)	4. 727(51)	5. 176(12)
1. 5(0.4)	2. 27(21)	3. 257(100)	4. 727(51)	5. 176(12)

(最後に貴公民館のことについてお聞きします。)

問9 一般的に言って、次のような施設や機関は、今から5年後にはどうなっていると思
いますか。あなたのお考えに最も近い番号に○をつけてください。

(1) 中央館、地区館、分館の別
1. 中央館 397(31.4) 2. 地区館 800(63.3) 3. 分館 27(2.1) 合計 39(3.1)
(名称は「中央」でも地区館の場合には2に○をつけてください。)

1. かなり衰えている 2. やや衰えている 3. 現在と変わらない 4. やや盛んになっている 5. かなり盛んになっている 6. わからない

(2) 公民館長の専任、兼任の別
1. 専任 599(47.4) 2. 兼任 622(49.2) 合計 40(3.2)

(3) 専任の公民館主事等指導系職員数 _____人
(4) 専任の事務・技術系職員数 _____人

(129)

ア. 公民館

1. 10(0.1) 2. 15(1.5) 3. 27(2.2) 4. 77(6.2) 5. 100(8.0) 6. 35(2.8)

イ. 図書館

1. 3(0.2) 2. 2(0.2) 3. 4(0.3) 4. 4(0.3) 5. 7(0.6) 6. 5(0.4)

ウ. コミュニティセンター

1. 3(0.2) 2. 4(0.3) 3. 2(0.2) 4. 5(0.4) 5. 5(0.4) 6. 67(5.3)

エ. カルチャセンター・文化センター

1. 3(0.2) 2. 2(0.2) 3. 4(0.3) 4. 4(0.3) 5. 6(0.5) 6. 76(6.0)

オ. けいこごとの個人教授所

1. 7(0.6) 2. 12(1.0) 3. 47(3.8) 4. 36(2.9) 5. 22(1.8) 6. 34(2.7) 合計 62(4.9)

カ. 文化会館

1. 3(0.2) 2. 4(0.3) 3. 4(0.3) 4. 5(0.4) 5. 10(0.8) 6. 73(5.8)

キ. 社会通信教育

1. 12(1.0) 2. 9(0.7) 3. 44(3.5) 4. 37(3.0) 5. 22(1.8) 6. 71(5.6) 合計 65(5.1)

(135)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(5) 開館年 (現在までに名称変更等があった場合でも、当初の開館年をご記入ください。)

昭和 _____年

(6) 建物の延べ面積 _____㎡

(7) 年間事業費 (昭和60年度に支出した学級・講座・諸集会等の開催費) 約 _____千円

(8) 所在地域の特性 (最も近いもの1つに○をつけてください。)

- 1. 商業地域
- 2. 工業地域
- 3. 団地
- 4. 団地以外の住宅地
- 5. 農・林・漁業地域
- 6. その他 ()

(9) 当該市町村の人口 約 _____千人

(10) 貴公民館サービス・エリア人口 約 _____千人

お忙しいところ、ご協力いただきありがとうございました。

(4) 専任の事務・技術系職員数

CATEGORY LABEL	ABSOLUTE FREQ	RELATIVE FREQ (PCT)	ADJUSTED FREQ (PCT)	CUM FREQ (PCT)
MUKAITO	201	15.9	15.9	15.9
1 人	330	26.1	26.1	42.0
2 人	124	9.8	9.8	51.9
3 人	46	3.6	3.6	55.5
4 人	18	1.4	1.4	56.9
5 IJOU	21	1.7	1.7	58.6
0 人	523	41.4	41.4	100.0
	1263	100.0	100.0	

(3) 専任の公民館主事等指導系職員数

CATEGORY LABEL	ABSOLUTE FREQ	RELATIVE FREQ (PCT)	ADJUSTED FREQ (PCT)	CUM FREQ (PCT)
MUKAITO	116	9.2	9.2	9.2
1 人	466	36.9	36.9	46.1
2 人	151	12.0	12.0	58.0
3 人	69	5.5	5.5	63.5
4 人	45	3.6	3.6	67.1
5 IJOU	36	2.9	2.9	69.9
0 人	380	30.1	30.1	100.0
	1263	100.0	100.0	

(6) 建物の延べ面積

(5) 開館年(現在までに名称変更等があった場合でも、当初

の開館年をご記入ください。)

CATEGORY LABEL	ABSOLUTE FREQ	RELATIVE FREQ (PCT)	ADJUSTED FREQ (PCT)	CUM FREQ (PCT)	CATEGORY LABEL	ABSOLUTE FREQ	RELATIVE FREQ (PCT)	ADJUSTED FREQ (PCT)	CUM FREQ (PCT)
MUKAITO	65	5.1	5.1	5.1	MUKAITO	96	7.6	7.6	7.6
S.25 IZEN	167	13.2	13.2	18.4	150 MIMAN	66	5.2	5.2	12.8
S.26-30	192	15.2	15.2	33.6	150-250 m ²	66	5.2	5.2	18.1
S.31-35	99	7.8	7.8	41.4	250-330 m ²	63	5.0	5.0	23.0
S.36-40	96	7.6	7.6	49.0	330-500 m ²	253	20.0	20.0	43.1
S.41-45	118	9.3	9.3	58.4	500-750 m ²	228	18.1	18.1	61.1
S.46-50	192	15.2	15.2	73.6	750-1000 m ²	129	10.2	10.2	71.3
S.51-55	212	16.8	16.8	90.3	1000-1250 m ²	112	8.9	8.9	80.2
S.56-59	115	9.1	9.1	99.4	1250-1500 m ²	73	5.8	5.8	86.0
S.60 IKOU	7	0.6	0.6	100.0	1500 IJOU	177	14.0	14.0	100.0
	1263	100.0	100.0			1263	100.0	100.0	

(7) 年間事業費（昭和60年度に支出した
学級・講座・諸集会等の開催費）

CATEGORY LABEL	ABSOLUTE FREQ	RELATIVE FREQ (PCT)	ADJUSTED FREQ (PCT)	CUM FREQ (PCT)
MUKAITO	89	7.0	7.0	7.0
500000 MIMAN	450	35.6	35.6	42.7
500000-1000000 円	254	20.1	20.1	62.8
1000000-2000000 円	214	16.9	16.9	79.7
2000000-3000000 円	112	8.9	8.9	88.6
3000000-4000000 円	58	4.6	4.6	93.2
4000000-5000000 円	19	1.5	1.5	94.7
5000000 IJOU	67	5.3	5.3	100.0
	----- 1263	----- 100.0	----- 100.0	

(8) 所在地域の特性（最も近いものに○をつけてください）

CATEGORY LABEL	ABSOLUTE FREQ	RELATIVE FREQ (PCT)	ADJUSTED FREQ (PCT)	CUM FREQ (PCT)
MUKAITO	71	5.6	5.6	5.6
SHOUGYOU CHIIKI	172	13.6	13.6	19.2
KOUGYOU CHIIKI	15	1.2	1.2	20.4
DANCHI	33	2.6	2.6	23.0
DANCHI IGAI	186	14.7	14.7	37.8
NOURINGYOU	688	54.5	54.5	92.2
SONO TA	98	7.8	7.8	100.0
	----- 1263	----- 100.0	----- 100.0	

(10) 貴公民館サービス・エリア人口

CATEGORY LABEL	ABSOLUTE FREQ	RELATIVE FREQ (PCT)	ADJUSTED FREQ (PCT)	CUM FREQ (PCT)
MUKAITO	78	6.2	6.2	6.2
3 ZEN MIMAN	335	26.5	26.5	32.7
3 ZEN-5 SEN 人	188	14.9	14.9	47.6
5 SEN-1 MAN 人	237	18.8	18.8	66.3
1 MAN-2 MAN 人	232	18.4	18.4	84.7
2 MAN-3 MAN 人	80	6.3	6.3	91.1
3 MAN IJOU	113	8.9	8.9	100.0
	1263	100.0	100.0	

サンプリング誤差

信頼度95%で誤差が最大の場合

$$\pm 2 \sqrt{\frac{50 \times 50}{1263}} = \pm 2.8$$

(母集団の数が1万以上なので、上記の式で算出した。)

(9) 当該市町村の人口

CATEGORY LABEL	ABSOLUTE FREQ	RELATIVE FREQ (PCT)	ADJUSTED FREQ (PCT)	CUM FREQ (PCT)
MUKAITO	38	3.0	3.0	3.0
8 SEN MIMAN	256	20.3	20.3	23.3
8 SEN-3 MAN 人	396	31.4	31.4	54.6
3 MAN-5 MAN 人	140	11.1	11.1	65.7
5 MAN-10 MAN 人	160	12.7	12.7	78.4
10 MAN-30 MAN 人	140	11.1	11.1	89.5
30 MAN IJOU	133	10.5	10.5	100.0
	1263	100.0	100.0	

2. 第二章の表・図

表 2.2.2 生涯教育の啓発を始めた年

S.56年以前	S.57年	S.58年	S.59年	S.60年	S.61年	無記入	合計
45.7 (282)	11.8 (73)	13.7 (85)	13.3 (82)	9.9 (61)	2.8 (17)	2.8 (17)	100.0 (617)

表 2.2.6 公民館の基本方針等への生涯教育の導入の年

S.56年以前	S.57年	S.58年	S.59年	S.60年	S.61年	無記入	合計
44.8 (357)	12.7 (101)	14.2 (113)	13.8 (110)	8.0 (64)	2.6 (21)	3.8 (30)	100.0 (796)

表 2.2.11 学習情報提供事業始めた年

S.56年以前	S.57年	S.58年	S.59年	S.60年	S.61年	無記入	合計
51.0 (159)	8.7 (27)	10.9 (34)	10.2 (32)	8.6 (27)	4.8 (15)	5.8 (18)	100.0 (312)

表 2.2.3 生涯教育の啓発の提案者

前の公民館長	18.6 (115)
現在の公民館長	19.8 (122)
副館長	0.5 (3)
公民館主事等の 公民館指導系職員	13.8 (85)
公民館の事務職員	3.4 (21)
教育委員会又は 社会教育委員会	25.3 (156)
当該市(区)町村 の社会教育主事	6.0 (37)
その他	12.5 (77)
無記入	0.1 (1)

表 2.2.4 生涯教育の啓発の推進者

前の公民館長	25.6 (156)
現在の公民館長	37.0 (228)
副館長	3.9 (24)
公民館主事等の 公民館指導系職員	51.7 (319)
公民館の事務職員	21.4 (132)
その他	9.1 (56)

(複数回答)

表 2.2.7 基本方針等への生涯教育
の導入の提案者

前の公民館長	20.6 (164)
現在の公民館長	18.3 (146)
副館長	0.8 (6)
公民館主事等の 公民館指導系職員	10.7 (85)
公民館の事務職員	2.1 (17)
教育委員会又は 社会教育委員会	26.3 (210)
当該市(区)町村 の社会教育主事	9.2 (73)
その他	11.9 (94)
無記入	0.1 (1)

表 2.2.8 基本方針等への生涯教育
の導入の推進者

前の公民館長	28.3 (225)
現在の公民館長	35.9 (286)
副館長	4.2 (33)
公民館主事等の 公民館指導系職員	51.1 (406)
公民館の事務職員	20.0 (132)
その他	9.5 (75)

(複数回答)

表 2.2.12 学習情報提供の導入の提案者

前の公民館長	21.3 (66)
現在の公民館長	21.8 (68)
副館長	1.6 (5)
公民館主事等の 公民館指導系職員	17.9 (56)
公民館の事務職員	3.2 (10)
教育委員会又は 社会教育委員会	21.8 (68)
当該市(区)町村 の社会教育主事	4.2 (13)
その他	6.0 (5)
無記入	2.2 (7)

表 2.2.13 学習情報提供の導入の推進者

前の公民館長	23.4 (73)
現在の公民館長	37.2 (116)
副館長	4.2 (13)
公民館主事等の 公民館指導系職員	59.6 (186)
公民館の事務職員	20.2 (63)
その他	8.0 (25)

(複数回答)

表 2.2.15 学習相談事業始めた年

S.56年以前	S.57年	S.58年	S.59年	S.60年	S.61年	無記入	合計
48.4 (106)	9.6 (21)	11.4 (25)	9.6 (21)	9.6 (21)	6.4 (14)	5.0 (11)	100.0 (219)

表 2.2.19 構造的なプログラムによる事業の展開の始めた年

S.58年以前	S.59年	S.60年	S.61年	無記入	合計年
43.3 (58)	15.7 (21)	19.4 (26)	8.2 (11)	13.4 (18)	100.0 (134)

表 2.2.16 学習相談事業の導入の提案者

前の公民館長	15.5 (34)
現在の公民館長	25.6 (56)
副館長	1.8 (4)
公民館主事等の 公民館指導系職員	16.9 (37)
公民館の事務職員	5.9 (13)
教育委員会又は 社会教育委員会	18.3 (40)
当該市(区)町村 の社会教育主事	2.7 (6)
その他	12.9 (28)
無記入	0.5 (1)

表 2.2.17 学習相談事業の導入の推進者

前の公民館長	23.7 (52)
現在の公民館長	40.6 (89)
副館長	5.0 (11)
公民館主事等の 公民館指導系職員	57.5 (126)
公民館の事務職員	22.8 (50)
その他	10.0 (22)

(複数回答)

表 2.2.20 構造的なプログラム
による事業の展開の提案者

前の公民館長	19.4 (26)
現在の公民館長	20.2 (27)
副館長	3.0 (4)
公民館主事等の 公民館指導系職員	20.9 (28)
公民館の事務職員	0.0 (0)
教育委員会又は 社会教育委員会	23.9 (32)
当該市(区)町村 の社会教育主事	7.5 (10)
その他	5.1 (7)
無記入	0.0 (0)

表 2.2.21 構造的なプログラム
による事業の展開の推進者

前の公民館長	25.4 (34)
現在の公民館長	35.8 (48)
副館長	6.7 (9)
公民館主事等の 公民館指導系職員	59.7 (80)
公民館の事務職員	23.9 (32)
その他	6.0 (8)

(複数回答)

表 2.2.23 地区別にみた生涯教育推進の程度

	よい (5-8 点)	中間 (9-11 点)	わるい (12-15点)	合計
北海道	23.4 (7)	50.0 (15)	26.6 (8)	100.0 (30)
東北	26.0 (43)	44.9 (74)	29.1 (48)	100.0 (165)
関東	19.7 (32)	39.8 (65)	40.5 (66)	100.0 (163)
北陸	30.4 (35)	36.5 (42)	33.1 (38)	100.0 (115)
中部	25.1 (35)	37.8 (53)	37.1 (52)	100.0 (140)
関西	23.5 (33)	34.7 (49)	41.8 (59)	100.0 (141)
中国	18.5 (26)	41.5 (58)	40.0 (56)	100.0 (140)
四国	20.9 (16)	39.5 (30)	39.6 (30)	100.0 (76)
九州	30.3 (51)	42.3 (71)	27.4 (46)	100.0 (168)

表 2.2.24 市町村別にみた生涯教育推進の程度

	よい (5-8 点)	中間 (9-11 点)	わるい (12-15点)	合計
市	24.3 (145)	40.0 (238)	35.7 (213)	100.0 (596)
町	24.7 (112)	39.2 (177)	36.1 (163)	100.0 (452)
村	22.4 (20)	47.2 (42)	30.4 (27)	100.0 (89)

表 2.2.26 当該市町村の人口別にみた生涯教育推進の程度

	よ い (5-8点)	中 間 (9-11点)	わるい (12-15点)	合 計
8千未満	22.3 (51)	42.8 (98)	34.9 (80)	100.0 (229)
8千-3万	24.6 (89)	42.5 (154)	32.9 (119)	100.0 (362)
3万-5万	19.7 (25)	37.8 (48)	42.5 (54)	100.0 (127)
5万-10万	26.2 (38)	32.4 (47)	41.4 (60)	100.0 (145)
10万-30万	24.9 (32)	39.5 (51)	35.6 (46)	100.0 (129)
30万以上	30.0 (36)	43.3 (52)	26.7 (32)	100.0 (120)

表 2.2.27 サービス・エリア人口別にみた生涯教育推進の程度

	よ い (5-8 点)	中 間 (9-11点)	わるい (12-15点)	合 計
3 千未満	17.6 (53)	40.7 (122)	41.7 (125)	100.0 (300)
3 千- 5 千	28.8 (48)	39.5 (66)	31.7 (53)	100.0 (167)
5 千- 1 万	25.3 (55)	45.4 (99)	29.3 (64)	100.0 (218)
1 万- 2 万	26.8 (59)	38.7 (85)	34.5 (76)	100.0 (220)
2 万- 3 万	22.6 (16)	43.7 (31)	33.7 (24)	100.0 (71)
3 万以上	28.3 (30)	34.9 (37)	36.8 (39)	100.0 (106)

表 2.2.29 建物の延べ面積別にみた生涯教育推進の程度

m ²	よ い (5-8 点)	中 間 (9-11点)	わるい (12-15点)	合 計
150 未満	13.6 (8)	23.7 (14)	62.7 (37)	100.0 (59)
150 - 330	18.4 (21)	44.7 (51)	36.9 (42)	100.0 (114)
330 - 500	22.5 (51)	45.0 (102)	32.5 (74)	100.0 (227)
500 - 750	26.7 (56)	37.6 (79)	35.7 (75)	100.0 (210)
750 - 1000	20.9 (24)	34.8 (40)	44.3 (51)	100.0 (115)
1000- 1250	27.0 (27)	35.0 (35)	38.0 (38)	100.0 (100)
1250- 1500	25.7 (18)	52.9 (37)	21.4 (15)	100.0 (70)
1500 以上	35.9 (60)	40.7 (68)	23.4 (39)	100.0 (167)

表 2.2.30 年間事業費別にみた生涯教育推進の程度

万円	よ い (5-8 点)	中 間 (9-11点)	わるい (12-15点)	合 計
50 未満	20.4 (83)	40.5 (165)	39.1 (159)	100.0 (407)
50 - 100	20.6 (47)	44.7 (102)	34.7 (79)	100.0 (228)
100 - 200	26.9 (53)	38.0 (75)	35.1 (69)	100.0 (197)
200 - 350	30.1 (31)	43.7 (45)	26.2 (27)	100.0 (103)
350 - 500	40.5 (30)	33.8 (25)	25.7 (19)	100.0 (74)
500 以上	29.5 (18)	41.0 (25)	29.5 (18)	100.0 (61)

表 2.2.32 専任の事務・技術系職員数別にみた生涯教育推進の程度

	よ い (5-8点)	中 間 (9-11点)	わるい (12-15点)	合 計
0 人	16.3 (75)	40.6 (188)	43.1 (199)	100.0 (328)
1 人	28.8 (89)	41.4 (128)	29.8 (92)	100.0 (309)
2 人	33.3 (39)	40.2 (47)	26.5 (31)	100.0 (117)
3 人	28.0 (12)	41.8 (18)	30.2 (13)	100.0 (43)
4 人	41.2 (7)	23.5 (4)	35.3 (6)	100.0 (17)
5 人以上	23.8 (5)	57.0 (12)	19.2 (4)	100.0 (21)

表 2.2.33 開館年別にみた生涯教育推進の程度

	よ い (5-8 点)	中 間 (9-11点)	わるい (12-15点)	合 計
S. 25年以前	28.5 (43)	41.7 (63)	29.8 (45)	100.0 (151)
S. 26-30	21.6 (38)	39.8 (70)	38.6 (68)	100.0 (176)
S. 31-35	32.3 (30)	34.4 (32)	33.3 (31)	100.0 (93)
S. 36-40	24.4 (20)	47.6 (39)	28.0 (23)	100.0 (82)
S. 41-45	23.9 (25)	36.1 (38)	40.0 (42)	100.0 (105)
S. 46-50	25.4 (44)	44.5 (77)	30.1 (52)	100.0 (173)
S. 51-55	17.7 (34)	44.3 (85)	38.0 (73)	100.0 (192)
S. 56-60	31.0 (35)	31.8 (36)	37.2 (42)	100.0 (113)

表 2.2.35 館長の年齢別にみた生涯教育推進程度

	よい (5-8点)	中間 (9-11点)	わるい (12-15点)	合計
40才未満	15.3 (4)	34.7 (9)	50.0 (13)	100.0 (26)
40代	20.8 (29)	41.8 (58)	37.4 (52)	100.0 (139)
50代	23.4 (86)	41.7 (153)	34.9 (128)	100.0 (367)
60代	26.3 (119)	38.8 (175)	34.9 (158)	100.0 (452)
70才 以上	29.3 (29)	38.4 (38)	32.3 (32)	100.0 (99)

表 2.2.36 館長の直前の仕事別にみた生涯教育推進程度

	よい (5-8点)	中間 (9-11 点)	わるい (12-15点)	合計
社教施設	23.1 (16)	55.2 (38)	21.7 (15)	100.0 (69)
教育委員 会社教	28.5 (24)	40.5 (34)	31.0 (26)	100.0 (84)
教委員会 社教以外	24.0 (12)	44.0 (22)	32.0 (16)	100.0 (50)
一般行政 部局	22.5 (71)	38.5 (121)	39.0 (123)	100.0 (315)
教 員	33.8 (25)	37.8 (28)	28.4 (21)	100.0 (74)
校 長	29.5 (54)	42.6 (78)	27.9 (51)	100.0 (183)
民間会社	22.0 (36)	34.2 (56)	43.8 (72)	100.0 (164)
その他	20.8 (29)	38.6 (54)	40.6 (57)	100.0 (140)

表 2.2.37 地方紙の講読程度別にみた生涯教育推進

	よい (5-8点)	中間 (9-11点)	わるい (12-15点)	合計
毎日読む	26.1 (231)	40.8 (360)	33.1 (293)	100.0 (884)
ときどき 読む	21.0 (30)	37.0 (53)	42.0 (60)	100.0 (143)
読まない	7.4 (2)	33.4 (9)	59.2 (16)	100.0 (27)

表 2.2.38 雑誌月刊公民館の講読程度別にみた生涯教育推進

	よい (5-8点)	中間 (9-11点)	わるい (12-15点)	合計
毎回読む	31.5 (137)	41.5 (181)	27.0 (118)	100.0 (436)
ときどき 読む	22.3 (78)	40.7 (143)	37.0 (130)	100.0 (351)
読まない	17.7 (43)	37.3 (91)	45.0 (110)	100.0 (244)

表 2.2.39 T.V.ローカル・ニュースみる程度別にみた生涯教育推進

	よい (5-8点)	中間 (9-11点)	わるい (12-15点)	合計
毎回みる	24.8 (178)	41.2 (295)	34.0 (244)	100.0 (717)
たまに みる	24.8 (75)	38.4 (116)	36.8 (111)	100.0 (302)
みない	14.3 (1)	14.3 (1)	71.4 (5)	100.0 (7)

図 2.2.3 基本方針への生涯教育の導入

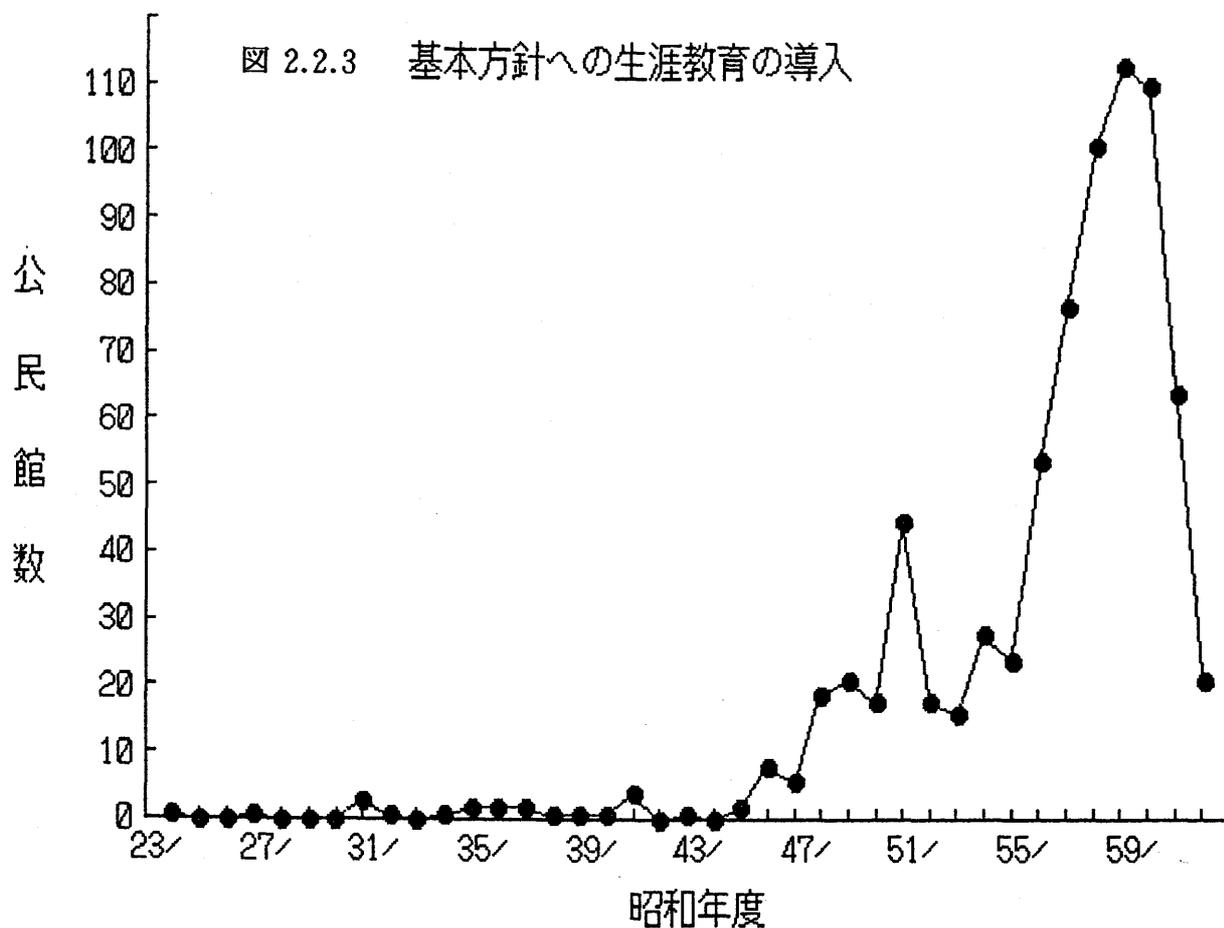


図 2.2.4 累積度数分布曲線:基本方針への生涯教育

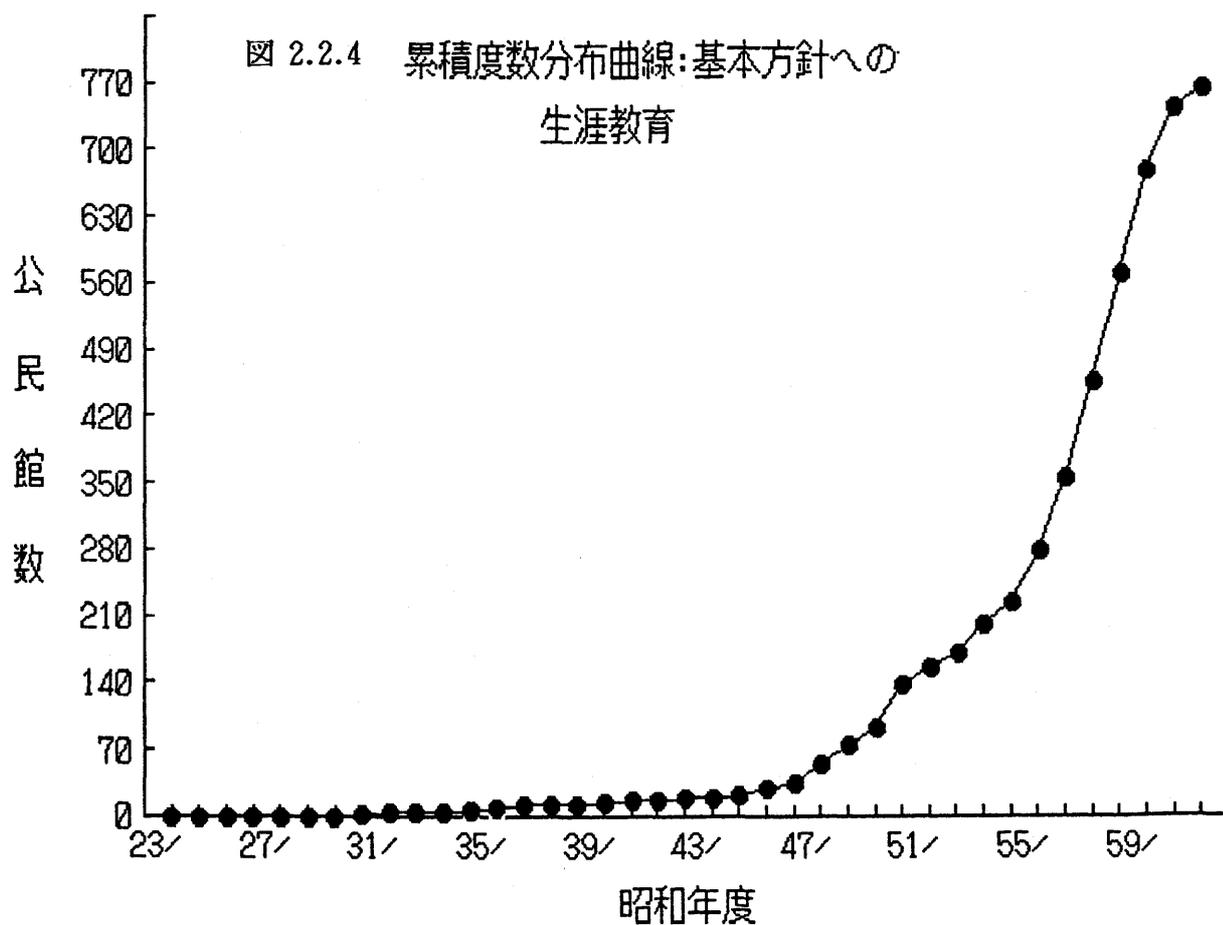


図 2.2.5 学習情報提供の導入

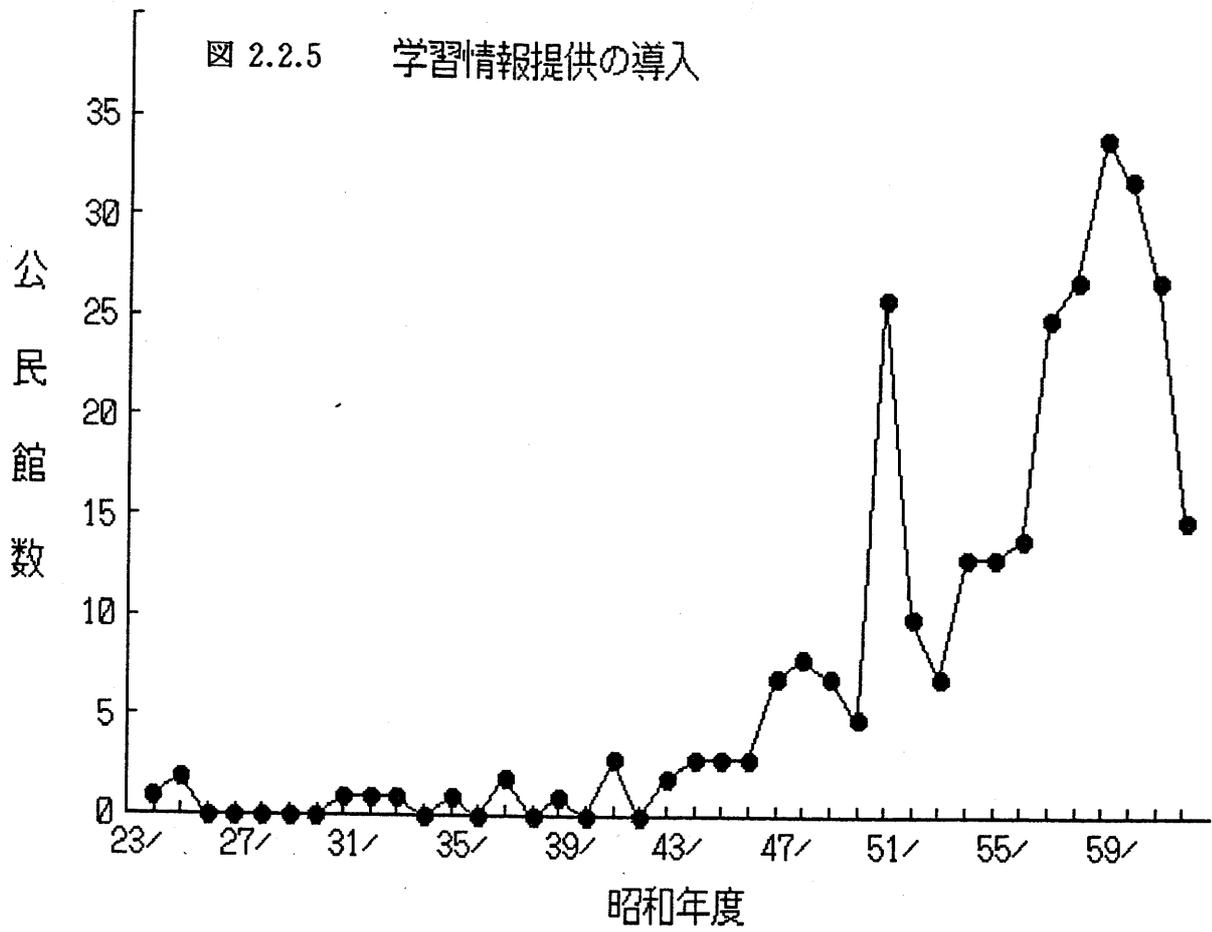


図 2.2.6 累積度数分布曲線:学習情報提供

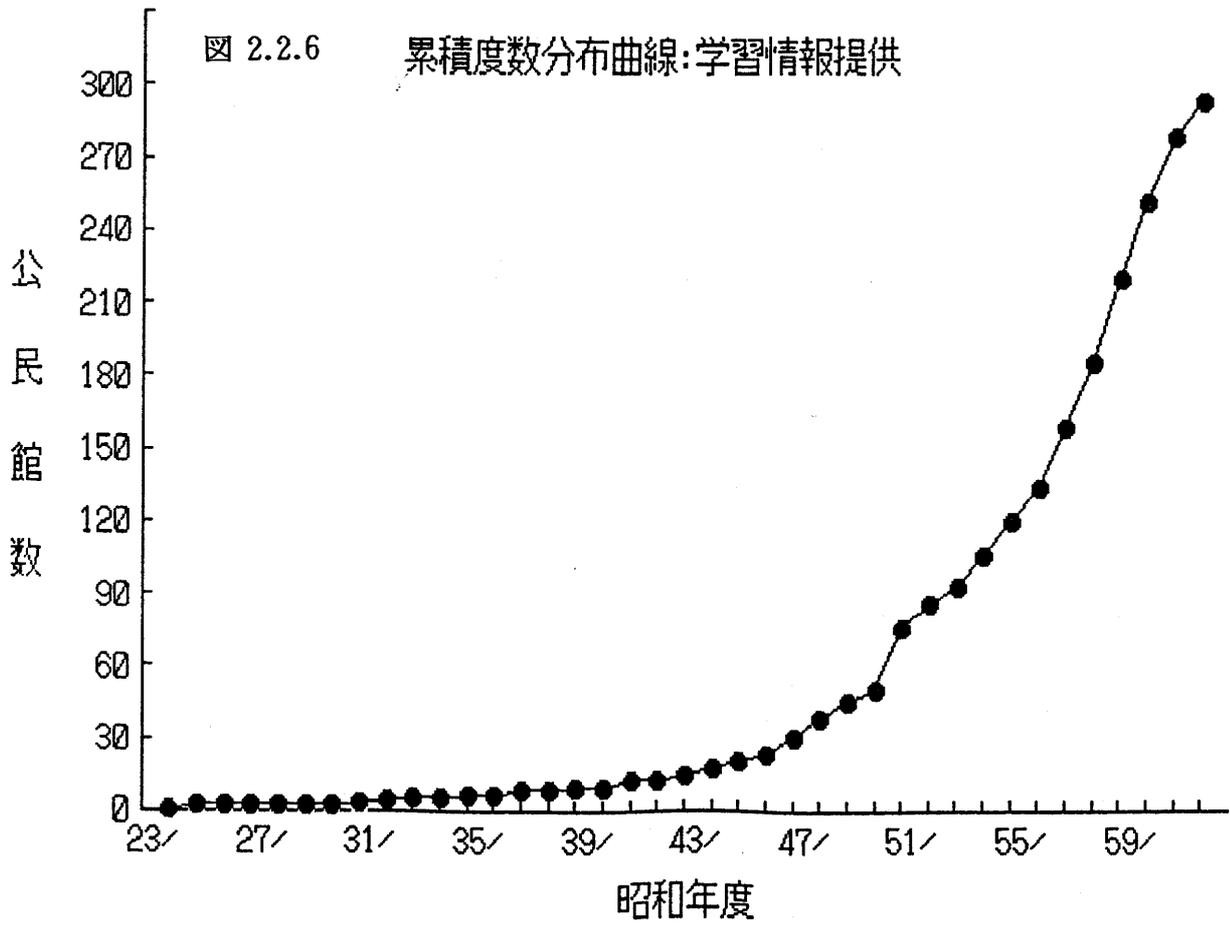


図 2.2.7 学習相談事業の導入

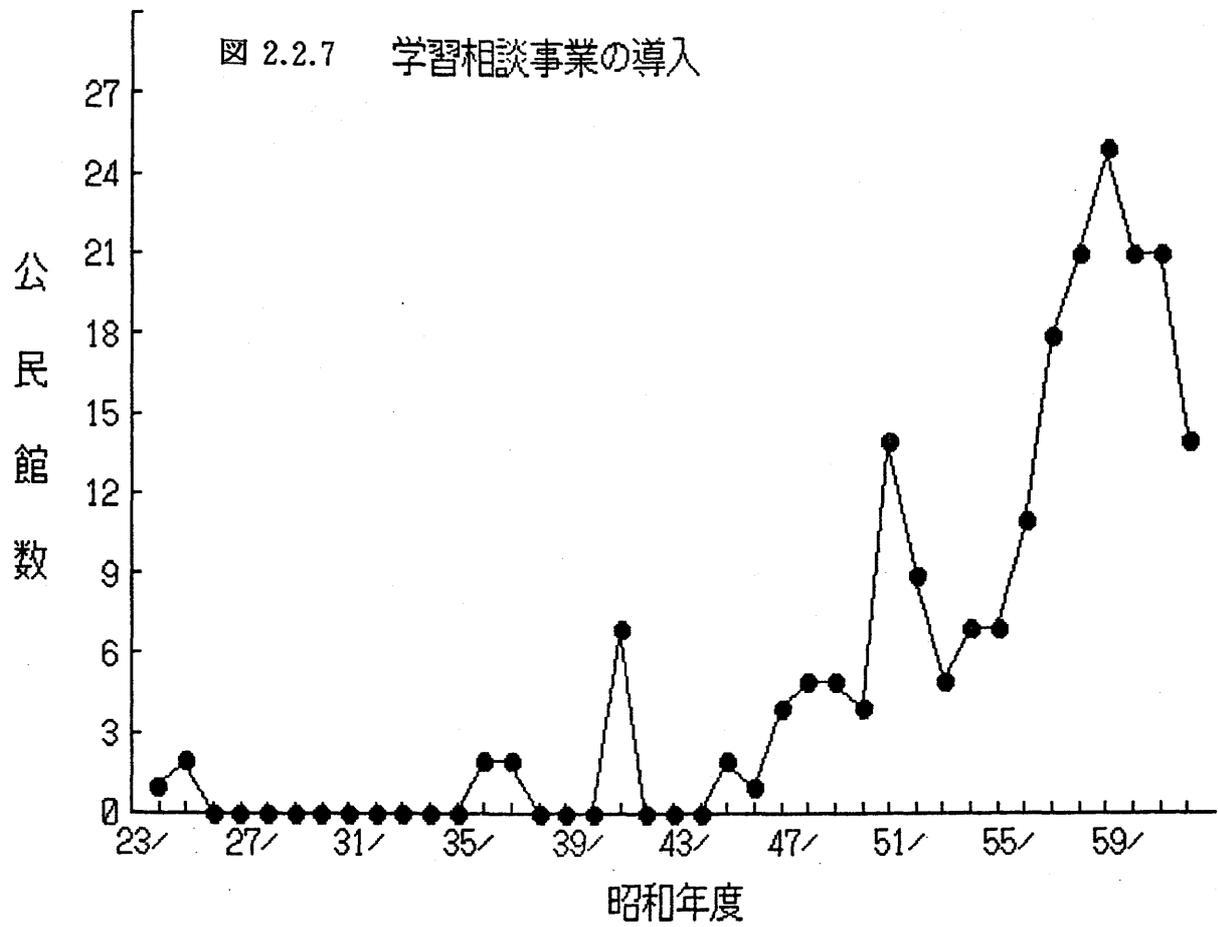
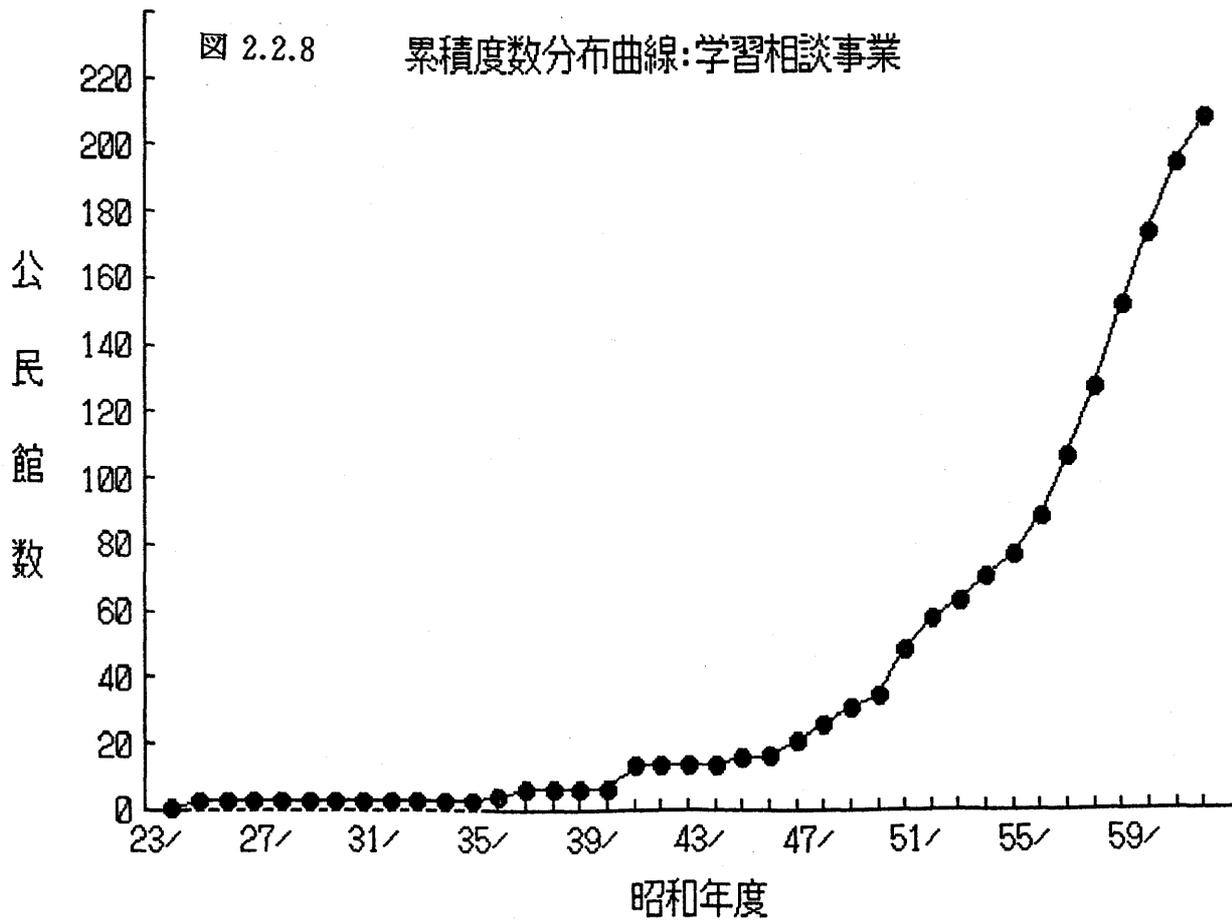


図 2.2.8 累積度数分布曲線:学習相談事業



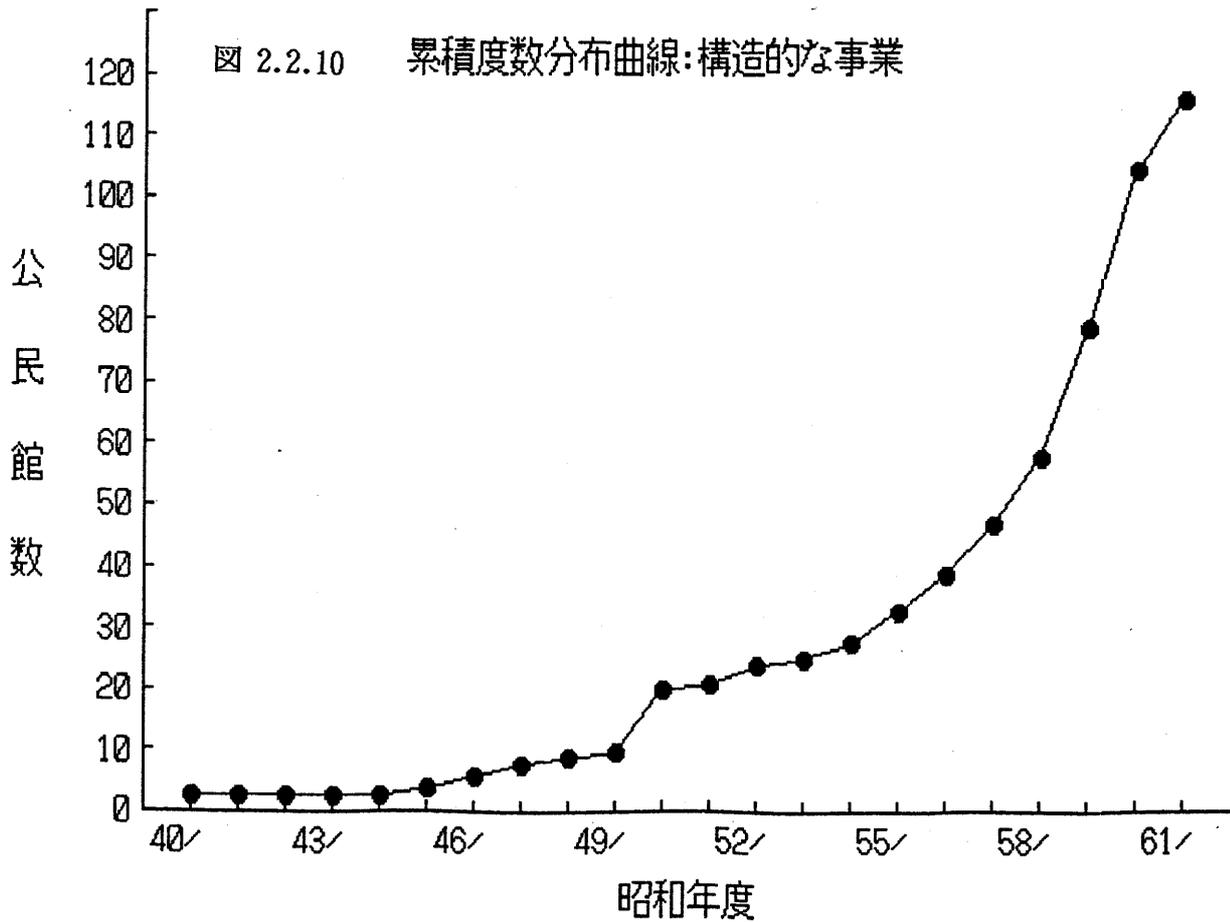
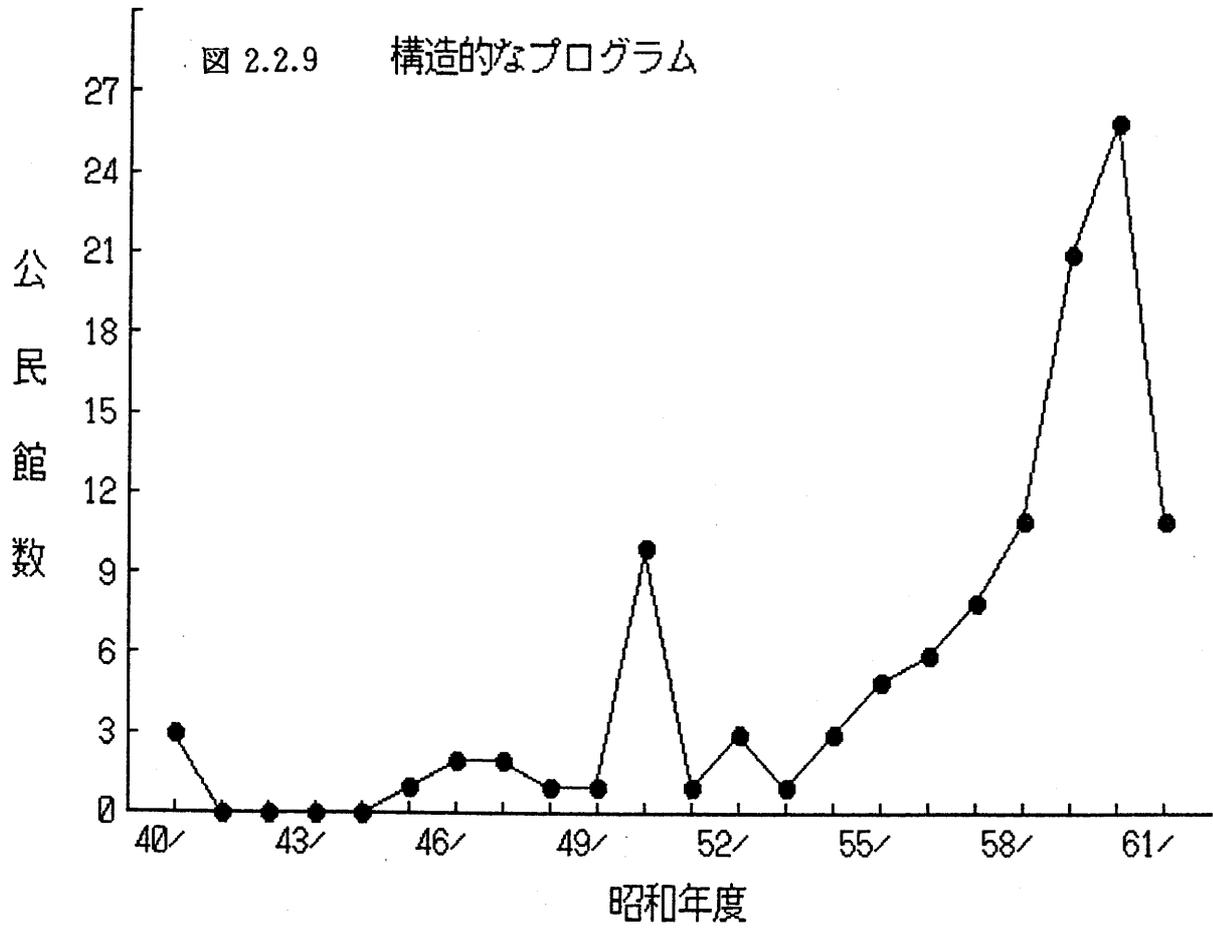
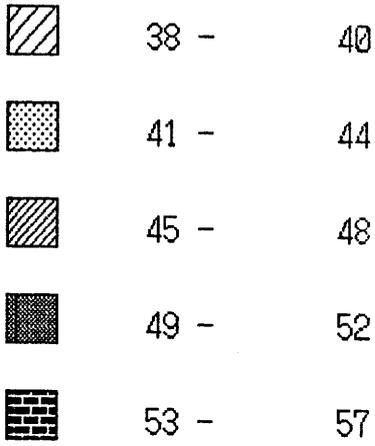


図 2.2.11 地区別にあみた生涯教育の啓発

啓発%



日本全図

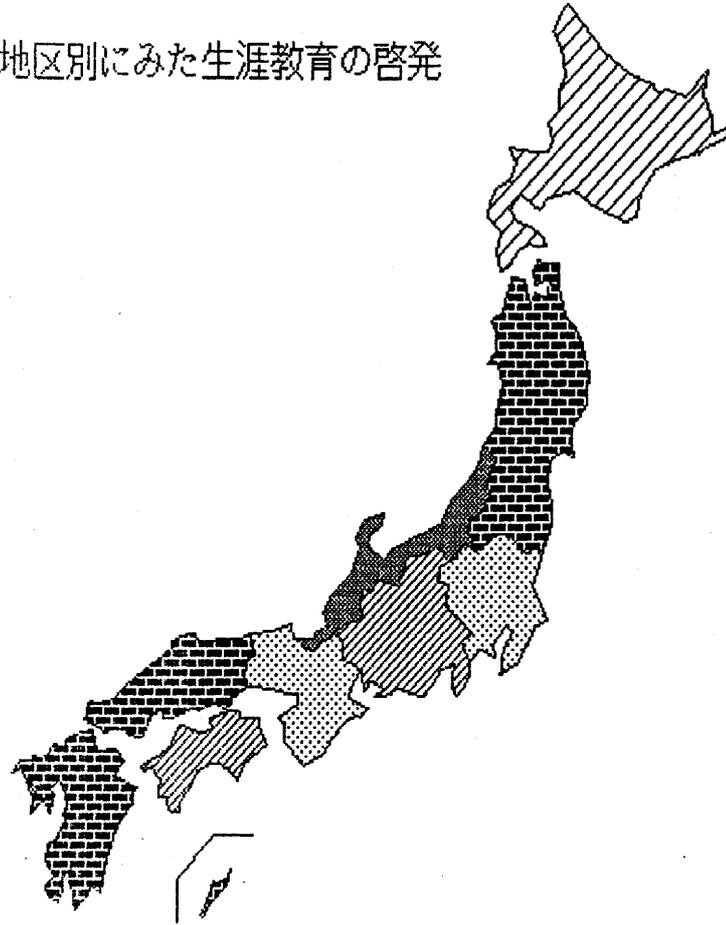
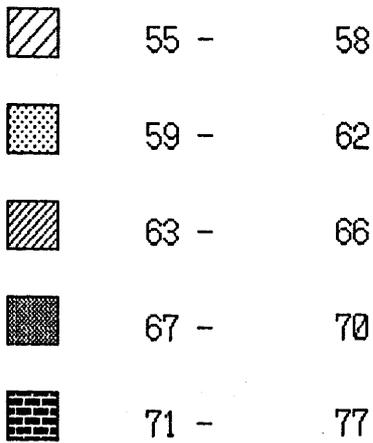


図 2.2.12 地区別にあみた基本方針への生涯教育の導入

導入%



日本全図

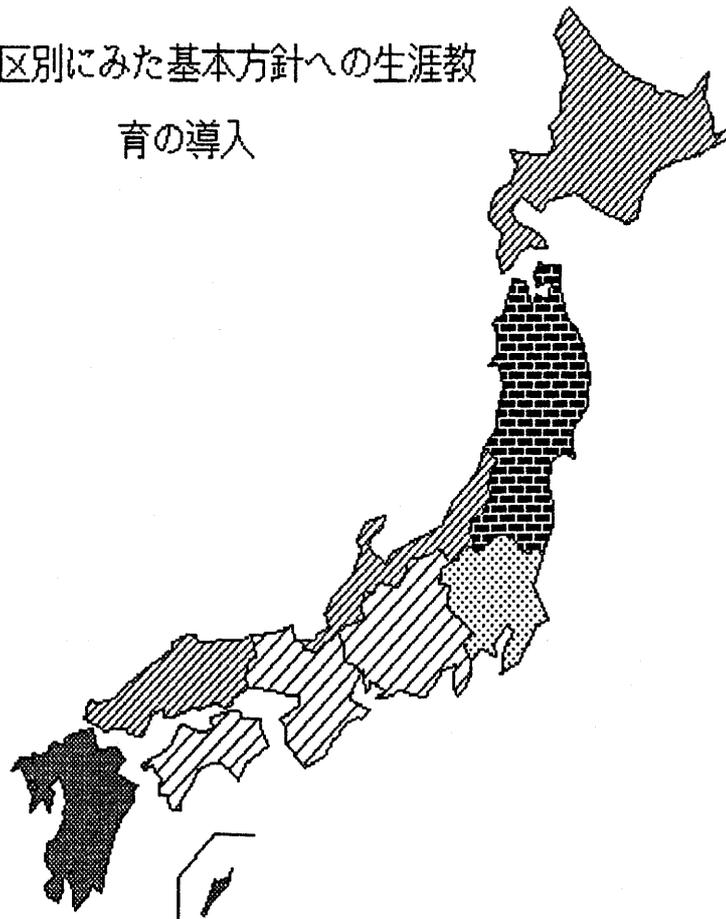
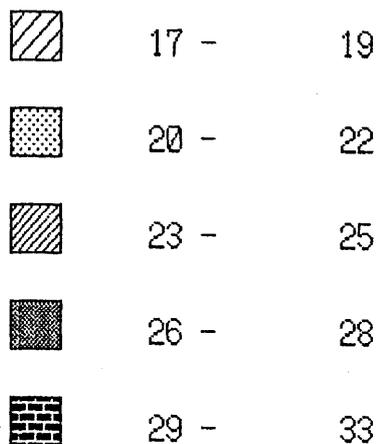


図 2.2.13 地区別にみた学習情報提供

情報提供%



日本全国

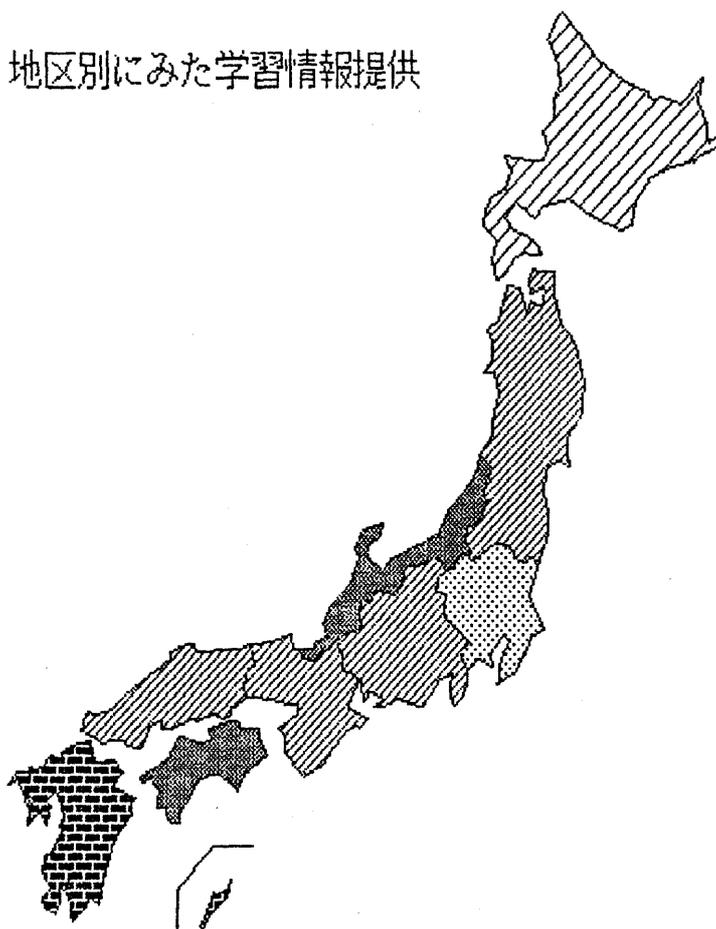
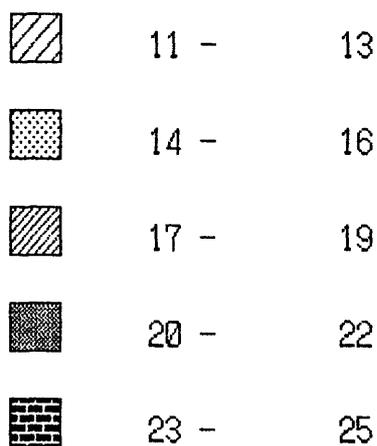


図 2.2.14 地区別にみた学習相談事業

学習相談%



日本全国

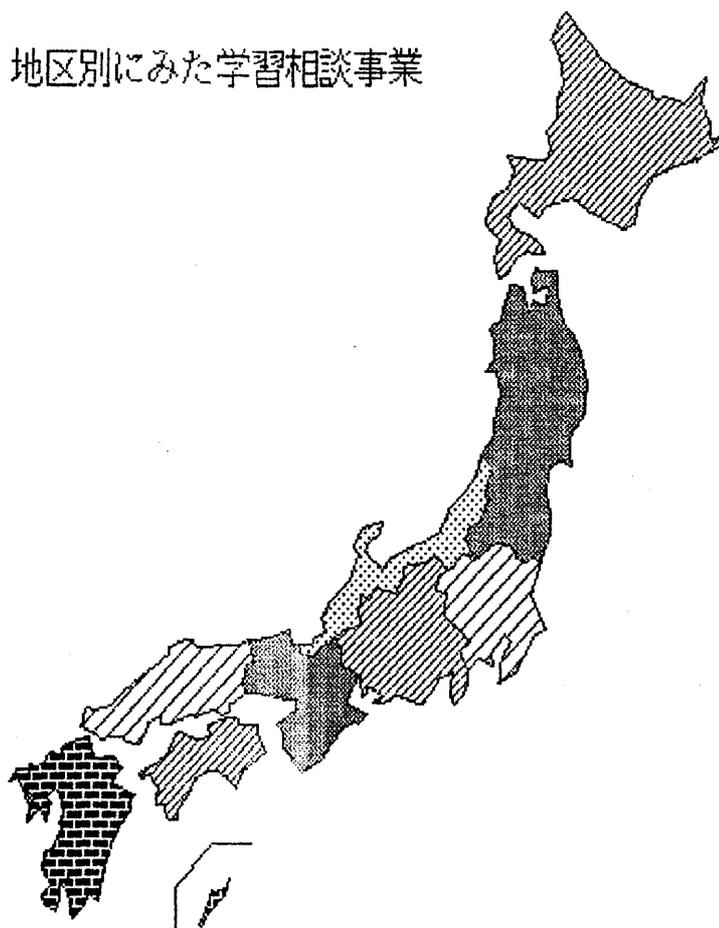


図 2.2.15 地区別にあつた構造的なプログラム
による事業の展開

導入%



6 - 7



8 - 9



10 - 11

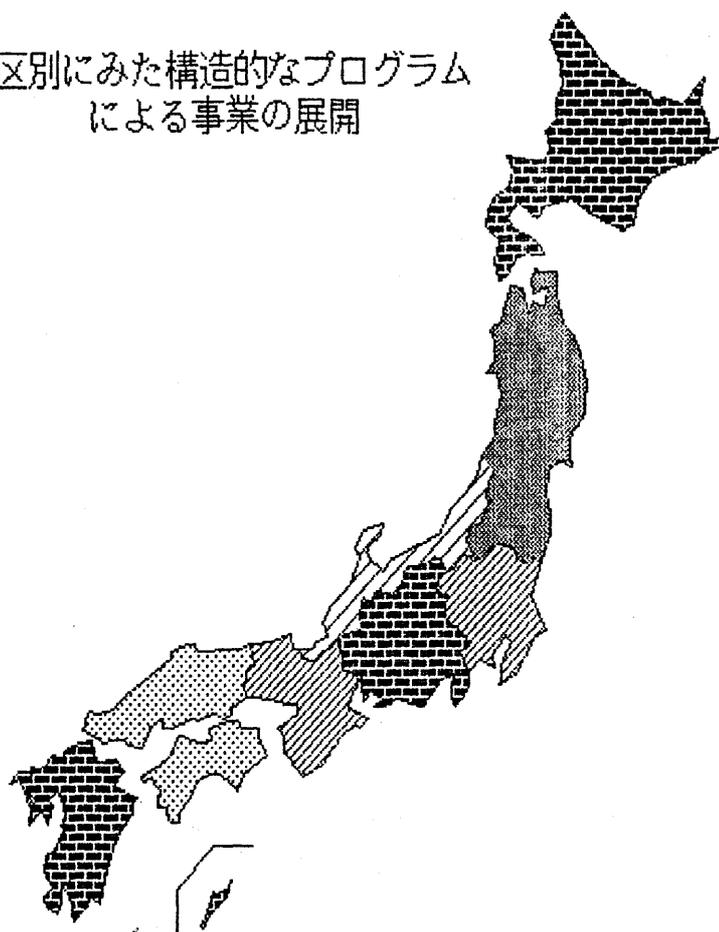


12 - 13



14 - 15

日本全図



3. 公民館關係年表

公 民 館 関 係 年 表

年 次	月	日	
昭和21年	7	5	公民館の設置運営について（文部次官通牒）
	8	16	公民館の設置運営の促進に関し協力方依頼の件（社会教育局長）
	12	18	公民館経営と生活保護法施行の保護施設との関連について （各地方局長あて、社会教育局長、厚生省社会局長）
昭和24年	6	10	社会教育法公布
	7	22	社会教育施設行令公布
昭和25年	6	16	公民館と興行場法との関係等について（各都道府県教育委員会あて、社会教育局長通達）
昭和26年	3	30	市町村立公民館の役職員について（各都道府県教育委員会、各都道府県知事あて、社会教育局長、地方自治庁次長）
	11	29	全国公民館連絡協議会発足 公民館評価基準指試案（全国公民館指導者講習会）
昭和27年	9	26	公民館長（非常勤）の立候補制限について（各都道府県教育委員会あて、社会教育局長回答）

昭和28年	2	1 6	社会教育施設の整備について（社会教育審議会）
	1 0	1 3	公立公民館の備品の管理について（各都道府県教育委員会教育長あて、社会教育局長）
昭和29年	3	1 5	公民館の分館に関する疑義の照会について（社会教育施設課長回答）
	1 2	1 6	社会教育施設振興の方策はいかにすべきか（社会教育審議会答申）
昭和30年	2	1 9	公立公民館の設置及び管理について（社会教育局長通知）
	4	1 4	公民館が主催する公職の候補者の合同演説会について（社会教育施設課長回答）
	5	1 3	公民館に関する疑義について（社会教育施設課長回答）
	6	2 2	公民館長の身分取扱いについて（社会教育施設課長回答）
	8	8	公民館と興行場法との関係について（社会教育局長通知）
昭和32年	1 2	1 0	公民館の充実振興方策について（社会教育審議会答申）
昭和34年	1 2	1 9	公民館の設置及び運営上必要な基準について（社会教育審議会答申）
	1 2	2 8	公民館の設置及び運営に関する基準

昭和35年	2	4	「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱について
昭和38年	3		進展する社会と公民館の運営（文部省社会教育局）
昭和41年	1 1	2 5	市議会議員を非常勤の公民館長に任命することについて（社会教育局長回答）
昭和42年	6	2 3	公民館の充実振興方策について（社会教育審議会）